

愛知県循環型社会形成推進計画（仮称）
（愛知県食品ロス削減推進計画）
（2027 年度～2031 年度）

2027 年〇月



目 次

第1章 計画の策定	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画期間・目標年度	5
第2章 資源循環を取り巻く状況と本県の課題	6
1 資源循環を取り巻く状況	6
2 資源の利用状況（物質フロー）	10
3 廃棄物処理の現況	16
4 あいちサーキュラーエコノミー推進プランの進捗状況と課題	39
5 廃棄物処理計画の進捗状況と課題	45
第3章 計画目標	54
1 目指す愛知の未来	54
2 廃棄物処理の目標	56
3 主要施策の目標管理	62
第4章 施策の展開	63
1 施策の方針	63
2 具体的施策	64
施策1 資源の循環利用に向けた行動変容の促進	64
施策2 サーキュラーエコノミーの推進	68
施策3 廃棄物処理施設の整備の促進	71
施策4 適正処理と監視指導の徹底	73
施策5 非常災害時等における処理体制の構築	77
施策6 プラスチックごみ削減の推進	79
施策7 食品ロス削減の推進	81
第5章 愛知県食品ロス削減推進計画	82
1 計画の策定	82
2 食品ロス発生状況の現況	84
3 計画目標の進捗状況と課題	94
4 計画の目標	100
5 施策の展開	102
6 計画の推進	106

第6章 計画の推進	109
1 各主体の責務・役割	109
2 計画の進行管理	113
3 今後の展望	113

第 1 章 計画の策定

1 策定の趣旨

(1) 経緯・背景

本県では、産業廃棄物の適正処理の確保や減量化、資源化の推進を図るため、1973 年から 6 次にわたり「愛知県産業廃棄物処理計画」を策定してきた。2000 年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の改正を受け、産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた総合的な「愛知県廃棄物処理計画」を 5 次 に わり 策定 し、施策を推進してきた。

2022 年に策定した愛知県廃棄物処理計画（計画期間：2022 年度～2026 年度、以下「前計画」という。）においては、循環ビジネスの振興支援や、プラスチックごみ、食品ロスに対する取組の強化などの施策を進めた結果、一般廃棄物の排出量及び最終処分量の削減など一定の成果を上げることができた。

しかしながら、産業廃棄物の最終処分量については前計画策定時から削減が進んでいないこと、また、出口側の循環利用率は一般廃棄物、産業廃棄物ともに近年横ばいの傾向を示しており前計画の目標値を下回る見込みであることなどから、今後の施策のあり方について見直しを含めた検討が必要である。

また、循環ビジネスの振興を目的とした「あいちエコタウンプラン」（2004 年策定）以降、「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」（2007 年策定）、「新・あいちエコタウンプラン」（2014 年策定）、「あいち地域循環圏形成プラン」（2017 年策定）、そして、2022 年に策定した「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」（計画期間：2022 年度～2031 年度）により、これまでの 3 R を核とした取組に加え、採取した資源を有効に循環利用し、資源投入量や廃棄物発生量を限りなく小さくする「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への転換による循環ビジネスの進展を図ってきた。

あいちサーキュラーエコノミー推進プランは計画期間の中間年を迎えたことから、社会情勢の変化や本県取組の進捗状況等を踏まえ、内容の見直しを行う必要がある。

一方、国の近年の動向に目を向けると、2024 年 8 月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、循環経済への移行を国家戦略として推進することとしており、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和 7 年環境省告示第 6 号。以下「国の基本方針」という。）」も「第五次循環型社会形成推進基本計画」と整合させる形で変更されている。

さらに、2026 年 4 月にはサーキュラーエコノミーへの移行のための具体的な取組や施策をまとめたロードマップである「循環経済行動計画」が政府によって取りまとめられるなど、サーキュラーエコノミーへの転換を図ることの重要性がますます高まっている。

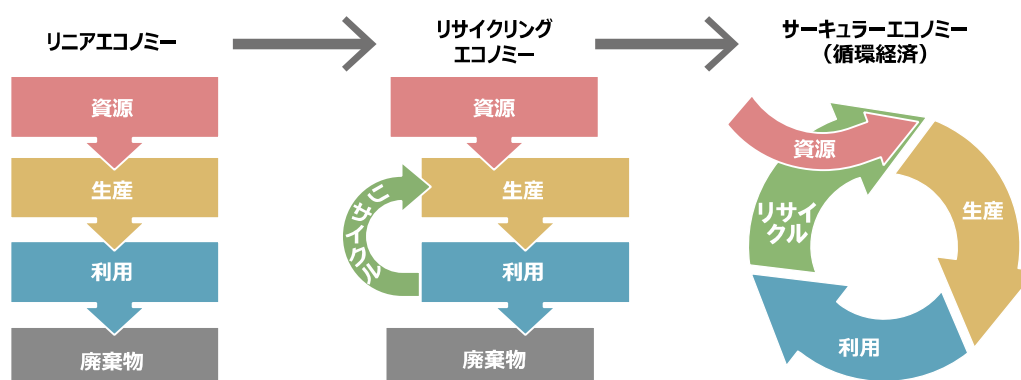
サーキュラーエコノミー（循環経済）

サーキュラーエコノミーとは、「従来の 3 R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの」で、温室効果ガスの排出やエネルギーの使用の抑制にもつながる。

< 出典：環境省「令和 3 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」 >

また、国際的な議論では、「資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システムである」とされている。この経済システムでは、例えば、環境配慮設計や修理等により製品等の長寿命化、再利用、リサイクル等が促進され、資源が可能な限り効率的かつ循環的に利用され、天然資源利用や廃棄物が減少する。その結果として、資源の採掘、運搬、加工から製品の製造、廃棄、リサイクルに至るライフサイクル全体での環境負荷低減や、世界的な資源需要の増加への対策にもつながる。

< 出典：環境省「令和 7 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」 >



世界的なサーキュラーエコノミー推進機関であるエレン・マッカーサー財団では以下のサーキュラーエコノミーの 3 原則を掲げ、企業の循環性評価のための枠組みでは、いずれか 1 つ以上に該当し、かつ他の 2 つに逆行しないこととされている。

【サーキュラーエコノミーの 3 原則】

サーキュラーエコノミーの 3 原則	内容
廃棄物・汚染などを出さない設計 (Design out waste and pollution)	温室効果ガス排出、有害物質、水・大気の汚染や交通渋滞など経済活動による人の健康や自然環境への負荷を低減する
製品や資源を使い続ける (Keep products and materials in use)	設計によって製品・部品・素材の耐久性、リユース、再製造やリサイクルを進め、経済の中で循環させる他、バイオ由来素材については経済システムと自然システム間を行き来させる
自然のシステムを再生する (Regenerate natural systems)	再生可能エネルギーの活用や土壌への養分還元など、非再生資源の使用を避け、再生可能資源を活用する

< 出典：経済産業省・環境省「サーキュラー・エコノミー及びプラスチック資源循環ファイナンス研究会」資料 >

（２）基本的な考え方

資源投入量や廃棄物発生量を最小化するサーキュラーエコノミーへの転換を加速するためには、資源生産性や循環利用率を高める必要がある。また、資源の循環利用を通じて、資源の採掘から製造、処分に至るライフサイクル全体での温室効果ガス排出量の削減を図るなどの脱炭素化に繋がる取組の推進も求められる。

こうした背景を踏まえ、愛知県廃棄物処理計画とあいちサーキュラーエコノミー推進プランを統合し、新たな計画「愛知県循環型社会形成推進計画」として策定する。

策定にあたっては、できる限り廃棄物の発生を抑制する、排出された廃棄物については再使用・再生利用・熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う、最終的に廃棄物となるものは適正に処理する、という基本認識は堅持しつつ、サーキュラーエコノミーへの転換を加速するための取組を促進していくこととする。具体的には、静脈側の廃棄物処理に関わる事業者はもとより、動脈側の設計・製造等に関わる事業者も巻き込んだ、地域特性を生かした新たなビジネスモデルの構築を支援するとともに、循環型社会の形成に資する県民、事業者等の行動変容に向けた取組を促進していくこととする。

なお、本計画の策定にあたっては、2015年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）の理念を取り入れたものとする。具体的には、循環型社会の形成に関連するゴール（ゴール9「産業と技術革新の基礎をつくろう」、ゴール11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール12「つくる責任 つかう責任」、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」、ゴール14「海の豊かさを守ろう」及びゴール15「陸の豊かさを守ろう」）を総合的に達成することを目指すものとする。

2 計画の位置付け

我が国における環境政策の基本的な考え方は環境基本法で、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みについては循環型社会形成推進基本法で、廃棄物の具体的な処理方法等については廃棄物処理法で定められている。

本計画は、廃棄物処理法第5条の5に基づき、国の基本方針に即し、なおかつ循環型社会形成推進基本法第10条で定める地方公共団体の責務を踏まえた本県における資源循環・廃棄物対策の基本となる計画として定めるものである。

また、食品ロス削減の推進にあたっては、廃棄物行政全体と調和を保つことが重要であるため、本計画を食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）第12条第1項の規定に基づき、都道府県が「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（2025年3月25日閣議決定）」を踏まえて策定する「都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（都道府県食品ロス削減推進計画）として位置付ける。

なお、2030年度までに重点的に取り組むべき本県の政策の方向性を示した「あいちビジョン2030」及び本県の環境政策の指針である「愛知県環境基本計画」を上位計画とし、愛知県環境基本計画の資源循環分野を具体化したものとする。

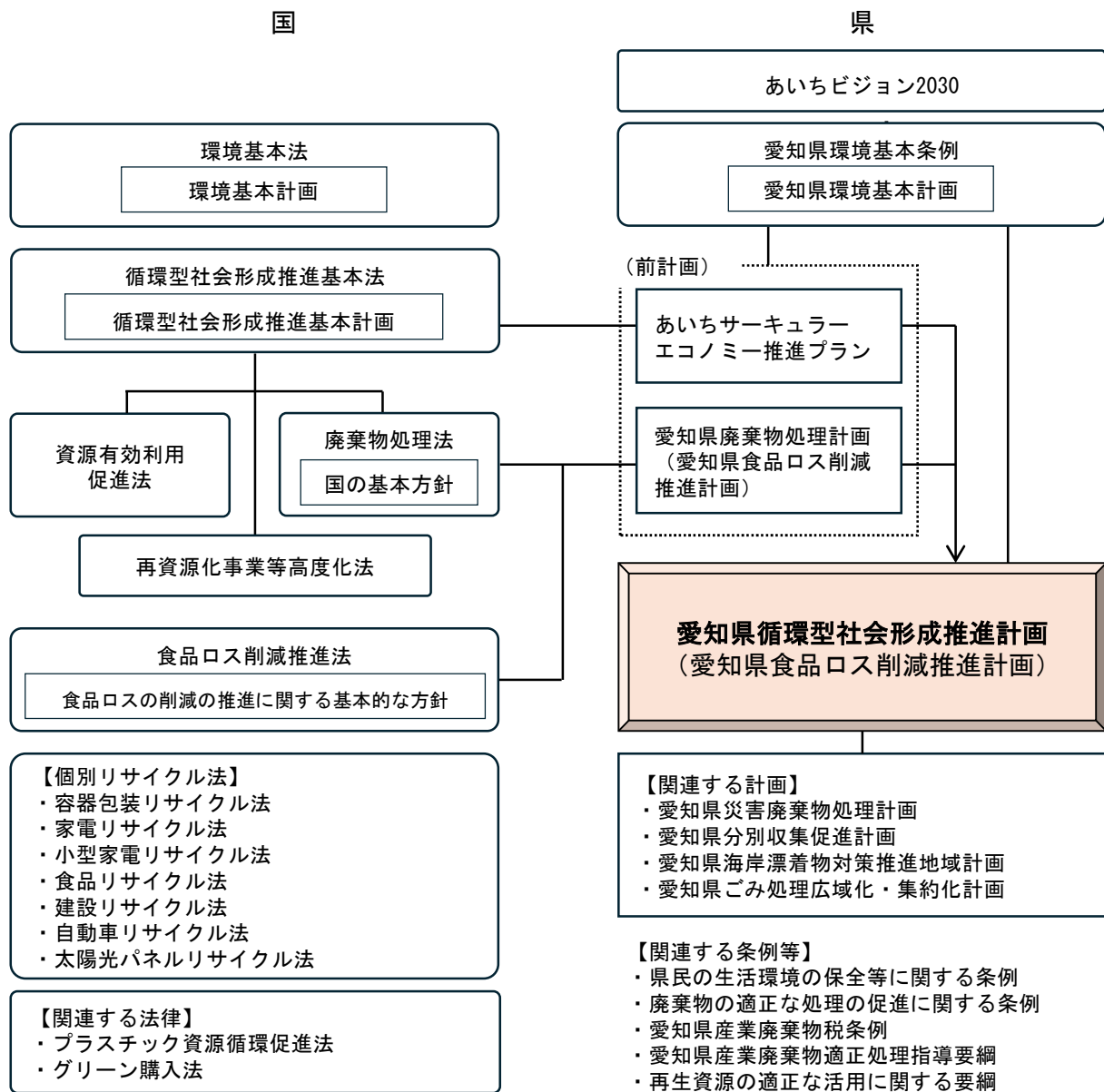


図 1 - 1 計画の位置付け

なお、本計画で対象とする廃棄物は、愛知県内の一般廃棄物及び産業廃棄物とする。

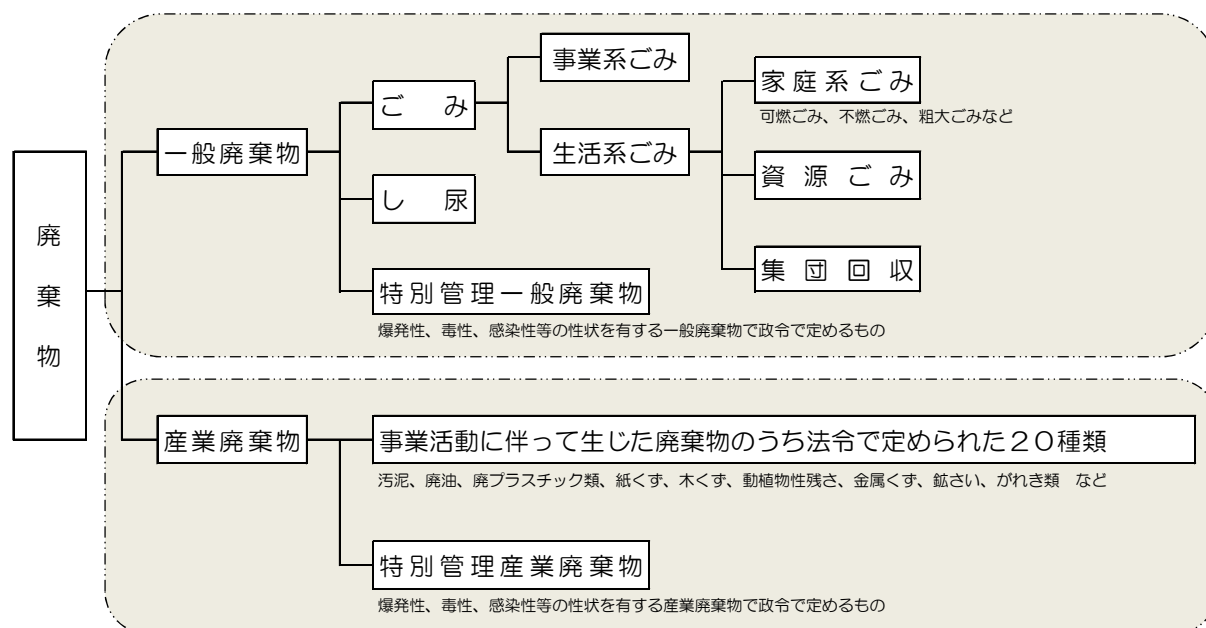


図 1 - 2 本計画で対象とする廃棄物の種類

3 計画期間・目標年度

この計画の期間は、2027 年度から 2031 年度までの 5 年間とし、2031 年度を目標年度とする。

なお、今後の社会情勢の変化や関連する制度の改正、施策の実施状況等に応じて、計画期間内であっても必要に応じ、計画の見直しを行う。

第2章 資源循環を取り巻く状況と本県の課題

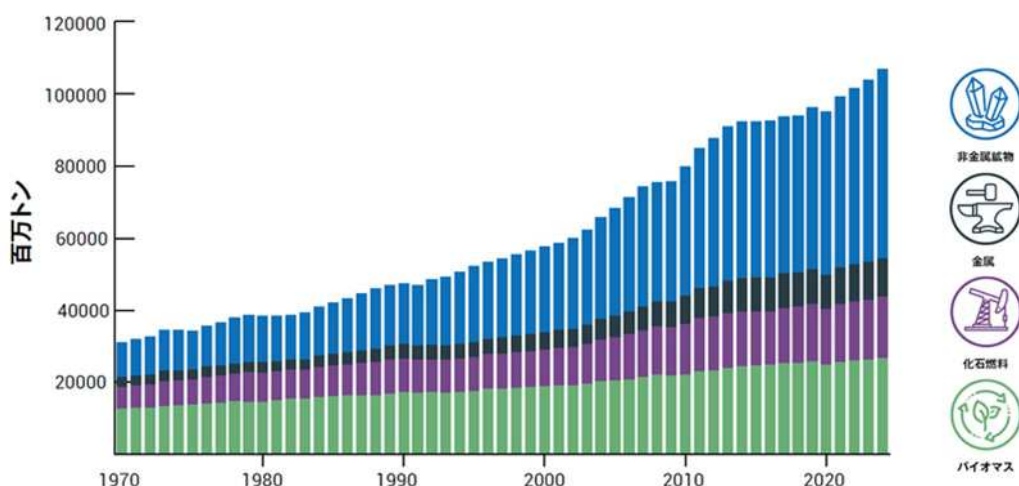
1 資源循環を取り巻く状況

(1) 国際的な状況

世界的に経済活動に必要な資源の投入、廃棄物の排出に関する資源制約や環境制約が強まっており、資源循環の重要性がますます高まっている。

ア 世界的な資源消費量と廃棄物量の増加

世界的な人口増加と経済成長等により、世界全体の資源消費が増加しており(図2-1)、これに伴い資源価格も上昇基調となっている。また、資源消費量の増加に伴い、廃棄物排出量も年々増加している。



出典：国際資源パネル（IRP）「世界の資源展望 2024 政策立案者向けグローバル資源展望 2024 年概要（JP）」

図2-1 世界全体の物質資源採取量の推移

イ 資源安全保障に関する議論の高まり

レアメタル等の重要鉱物をはじめとする資源の供給リスクの高まりを受けて国際的な資源獲得競争が激化しており、世界レベルでサーキュラーエコノミーへの移行が加速化している。

こうした中、使用済製品から金属資源等を回収し再利用する都市鉱山の重要性がますます高まるなど、再生材への需要も増加している。加えて、製品の長寿命化や再使用等による新規資源の投入を抑制する動きも進んでいる。

ウ サーキュラーエコノミーを巡る国際的な取り組みの進展

国際的には、サーキュラーエコノミー、カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブを相互に関連する課題として捉え、統合的に進める動きが広がっている。EU（欧州連合）では、製品設計段階から耐久性、修理可能性、再生材利用等を求める制度整備が進み、サーキュラーエコノミーの実装が加速している。

（２）国内の状況

ア サーク્યラーエコノミーに関する動向

国は 2024 年 8 月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、サーキュラーエコノミーへの移行を気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題のみならず、地方創生や質の高いくらしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障等の社会問題を同時に解決することにつながるものとし、国家戦略として推進することとした。

これに合わせて、2024 年に資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「再資源化事業等高度化法」という。）を制定し、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進することとしている。2025 年には資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）を改正し、再生材の利用や環境配慮設計を促進する等、サーキュラーエコノミーへの移行を加速化させるための法整備を進めている。

また、産官学の連携により循環経済への移行を推進する J4CE（循環経済パートナーシップ）が 2021 年に、CPs（サーキュラーパートナーズ）が 2023 年に設立され、2026 年にはサーキュラーエコノミーへの移行のための具体的な取組や施策をまとめたロードマップである「循環経済行動計画」が取りまとめられるなど、サーキュラーエコノミーへの転換に向けた取組が加速している。

イ 廃棄物処理に関する動向

2026 年の廃棄物処理法の改正により、スクラップヤードへの規制強化や災害廃棄物処理体制の強化等が盛り込まれ、特に前者については生活環境上の問題解決のみならず、国内資源の確保の枠組みを強化するものとなっている。

また、2012 年の再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始直後に大量導入された太陽光パネルの耐用年数が到来することによる大量廃棄問題に対応するため、国は 2016 年に「太陽光発電設備のリサイクル等推進ガイドライン」を公表、2026 年には太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律（以下「太陽光パネルリサイクル法」という。）を制定し、2030 年代後半以降の大量廃棄に備えた処理体制の構築を図っている。

プラスチックごみ問題に関しては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が 2022 年に施行されて以降、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集が進むなど、プラスチックごみ削減に向けた取組が進展している。

近年のリチウムイオン電池廃棄時の火災急増に対しては、2025 年 12 月に関係省庁の連携により「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」がとりまとめられた。

(3) 資源循環に関連する環境面の状況

ア 気候変動

2015 年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で採択された「パリ協定」以降、気候変動対策は各国共通のグローバルな最重要課題として位置付けられている。サーキュラーエコノミーの推進は、製品等のライフサイクル全体における温室効果ガスの排出低減につながることから、気候変動対策の観点からも重要性が高まっている。

こうした中、国は 2020 年に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、この実現に向けて 2021 年に改定した「地球温暖化対策計画」では 2030 年度において 2013 年度比で温室効果ガスを 46%削減するとの目標を掲げた。さらに、2025 年に同計画を改定し、2035 年度及び 2040 年度の温室効果ガスの削減目標を新たに定め、取組を進めている。

本県においても、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、2022 年に「あいち地球温暖化防止戦略 2030 (改定版)」を策定し、2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガスを 46%削減するとの目標を掲げ、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの導入拡大を加速するとともに、愛知発の脱炭素プロジェクトや水素利用等を推進している。

イ 生物多様性の保全

資源循環の取組は生物多様性の保全にも深く関わっており、2022 年の生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) で、愛知目標に代わる新世界目標として採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2030 年ミッションとしてネイチャーポジティブ (自然再興) を掲げるとともに、2030 年までのグローバルターゲットとして「持続可能な消費」が盛り込まれた。

これを踏まえて国が 2023 年に策定した「生物多様性国家戦略 2023-2030」においては、サーキュラーエコノミーの実現が生物多様性保全の取組としても重要であるとされ、消費活動と生物多様性に関する施策が位置付けられている。

また、本県が 2021 年に策定した「あいち生物多様性戦略 2030」においては、流通やサプライチェーンを通じて世界の生物多様性に大きな影響を及ぼす可能性があることを認識し、生物多様性を損ねずにもものづくりを行うことを事業者に求めている。2026 年 3 月には「あいち生物多様性戦略 2030 追補版」を作成し、事業活動における自然への負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化を目的としたネイチャーポジティブ経営の推進を新たに重点プロジェクトとして位置付けている。

（４）本県の特徴

人口の変動は日常生活を通して、ごみ、し尿等の一般廃棄物、また、様々な経済活動を通じて産業廃棄物の発生量の増減の要因となる。

2013 年以降の本県の人口の推移をみると、2019 年をピークとして 2020 年以降は減少に転じており、2025 年の本県の人口は 745 万 4 千人と 2019 年の 755 万 4 千人に比べて 6 年間で約 1.3% 減少している（図 2－2）。

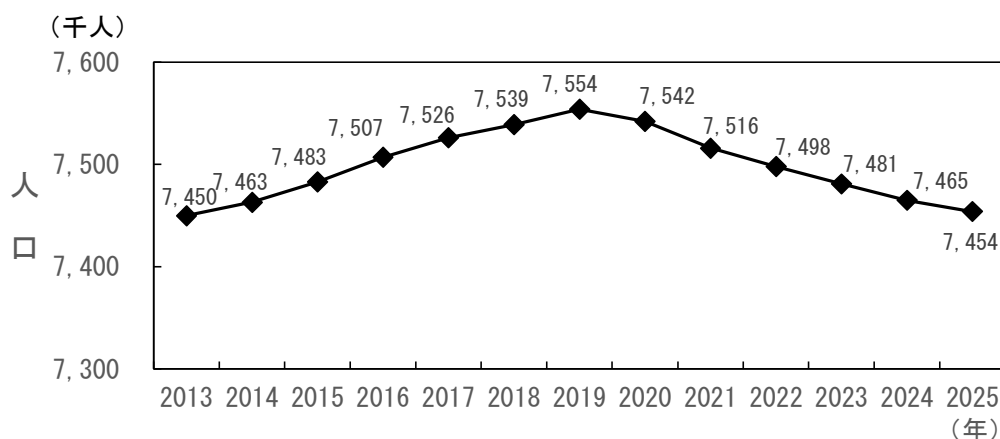


図 2－2 人口の推移

また、本県は、モノづくり県として製造業中心の産業構造となっており、製造品出荷額等は全国の 15.5% を占める 59 兆 3,144 億円で、48 年連続全国 1 位となっている。製造業のうち、自動車関連産業である輸送用機械器具製造業が約 57% と過半数を占めており、大企業から中小・中堅の部品メーカーまでサプライチェーンを形成し集積している（表 2－1）。

表 2－1 製造業の業種別製造品出荷額等の構成比（2024 年）

区分	愛知県	全国
輸送用機械器具製造業	57.3%	21.5%
鉄鋼業	5.5%	6.0%
電気機械器具製造業	5.4%	5.7%
生産用機械器具製造業	4.0%	6.6%
食料品製造業	3.5%	9.2%
金属製品製造業	3.3%	4.6%
プラスチック製品製造業	3.1%	3.8%
その他	17.9%	42.6%
総 額 (総額の全国に占める割合)	59 兆 3,144 億円 (15.5%)	381 兆 6,540 億円

資料：2025 年経済構造実態調査（経済産業省）

2 資源の利用状況（物質フロー）

（1）概要

資源の循環利用を進めるためには、どれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかというものの流れ（物質フロー）の全体像を的確に把握し、その向上を図っていく必要がある。

国は物質フロー図を毎年作成・公表しており（図 2－3）、本県においても 2019 年度及び 2024 年度の物質フロー図を作成した（図 2－4）。今後も定期的に本県の物質フローを把握し、その経年変化について検証することで本県の資源の利用状況を把握していくこととする。

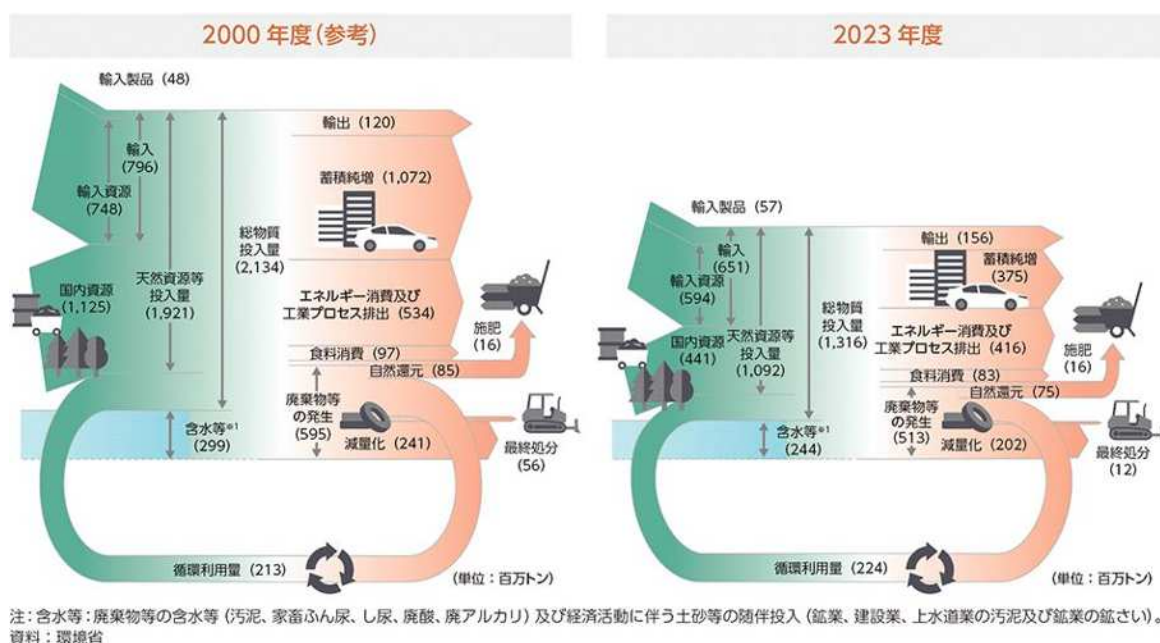


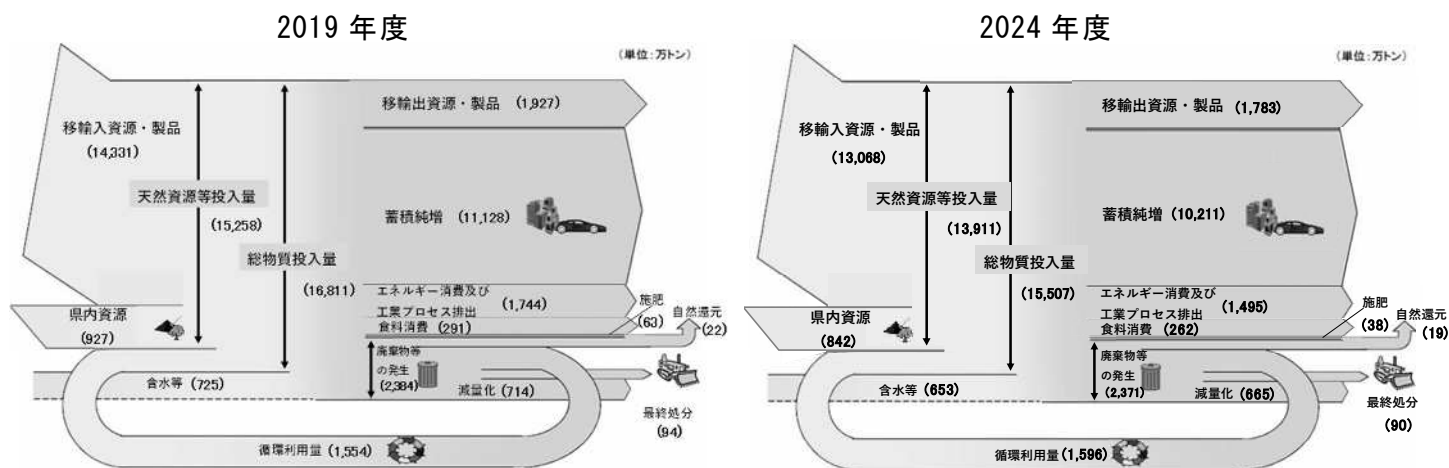
図 2－3 国における物質フロー図（2000 年度、2023 年度）

（2）物質フローの現況

2024 年度の本県の物質フローは、入口側では県内の経済社会に入ってくる資源・製品等の量（総物質投入量）は 1 億 5,507 万トンであり、このうち県外から移輸入された資源等が 1 億 3,068 万トン、県内で採取された資源が 842 万トンとなっている。一方、出口側では建物や社会インフラなどの形での蓄積が 1 億 211 万トン、製品等の形での県外への移輸出が 1,783 万トン、エネルギー消費及び工業プロセスとしての排出が 1,495 万トン、廃棄物等の発生が 2,371 万トンとなっている。また、廃棄物等の発生のうち、入口側の資源として循環利用される量（循環利用量）は 1,596 万トン、中間処理等による減量化が 665 万トン、最終処分が 90 万トンとなっている。

2019 年度と比較すると、入口側及び出口側の項目でほとんどの項目の量が減少している一方で、循環利用量はやや増加している（図 2－4）。

なお、天然資源等投入量の移輸入への依存率（93.9%）は全国値（59.6%）を大きく上回っていることから、本県の巨大な製造基盤を支えるために大量の資源・エネルギーが県外から投入されていることが分かる。

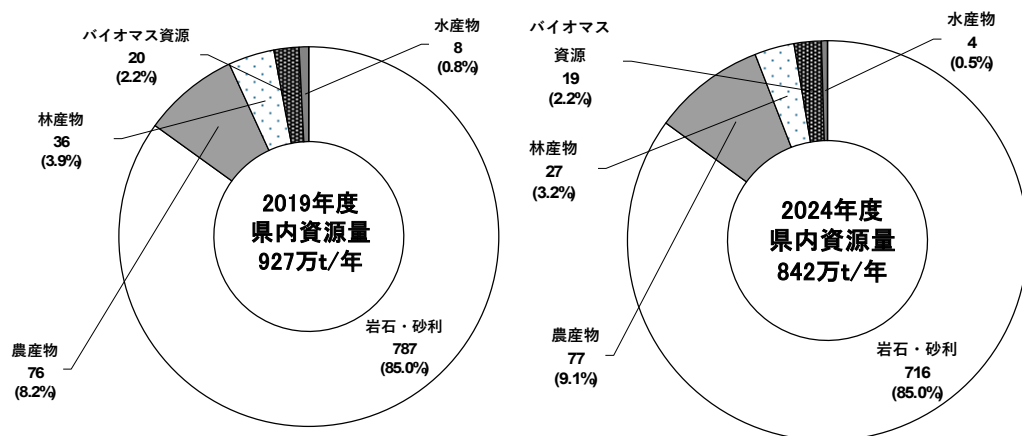


資料：愛知県

図 2-4 本県における物質フロー図（2019 年度、2024 年度）

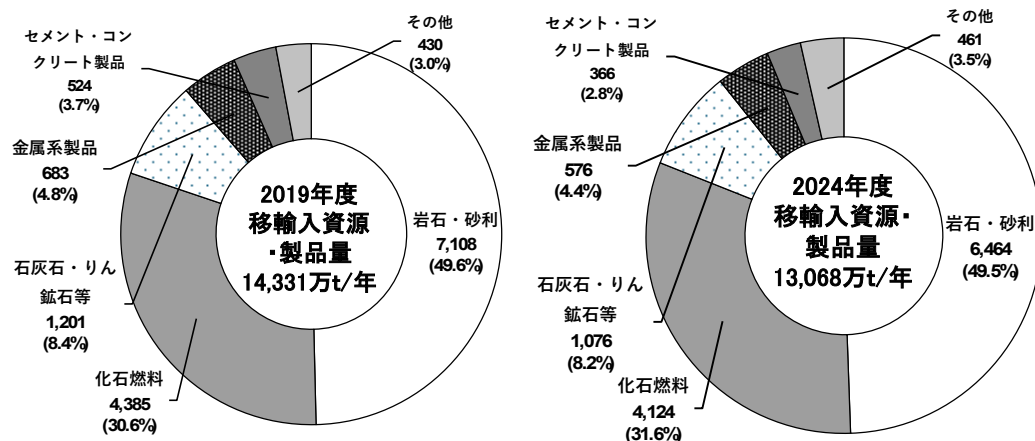
ア 入口側の項目

県内資源の内訳は、岩石・砂利が 716 万トン（85.0%）、農産物が 77 万トン（9.1%）、林産物が 27 万トン（3.2%）等となっており（図 2-5）、移輸入資源・製品の内訳は、岩石・砂利が 6,464 万トン（49.5%）、化石燃料が 4,124 万トン（31.6%）、石灰石・りん鉱石等が 1,076 万トン（8.2%）等となっている（図 2-6）。



資料：愛知県

図 2-5 県内資源量の内訳（2019 年度、2024 年度）

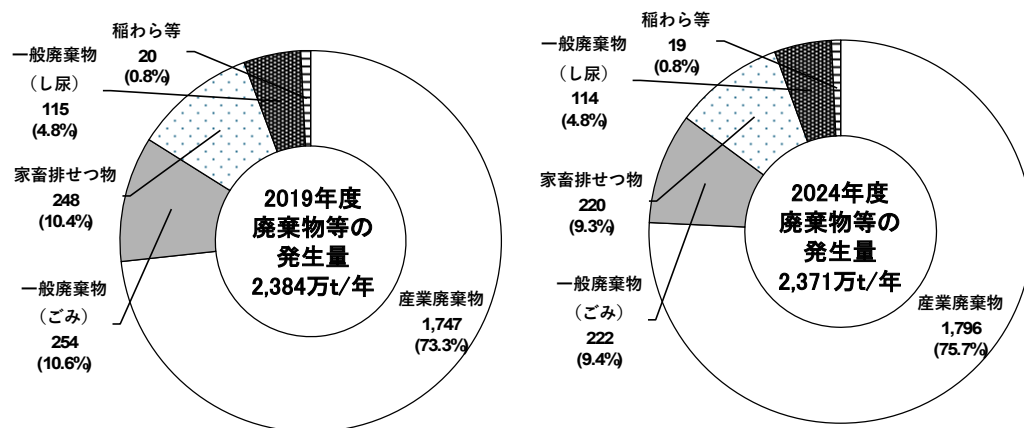


資料：愛知県

図 2 - 6 移輸入資源・製品量の内訳 (2019 年度、2024 年度)

イ 出口側の項目

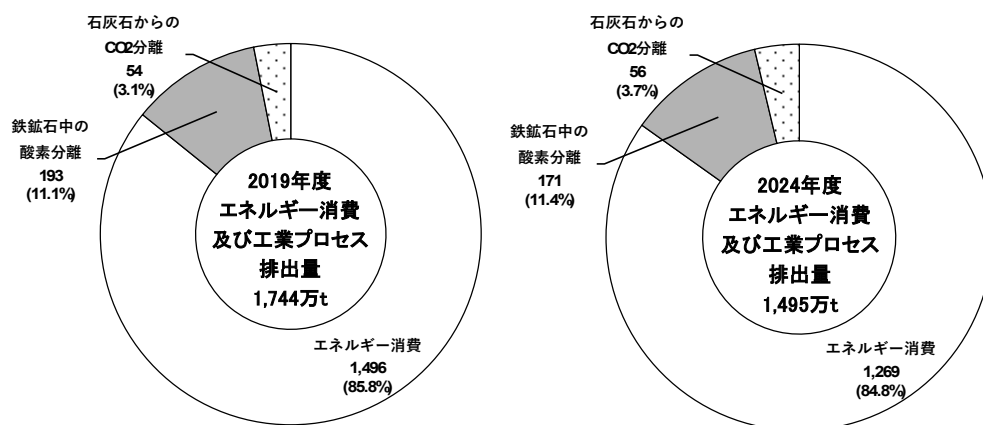
廃棄物等の発生量の内訳は、産業廃棄物が 1,796 万トン (75.7%)、一般廃棄物 (ごみ) が 222 万トン (9.4%)、家畜排せつ物が 220 万トン (9.3%) 等となっている (図 2 - 7)。



資料：愛知県

図 2 - 7 廃棄物等発生量の内訳 (2019 年度、2024 年度)

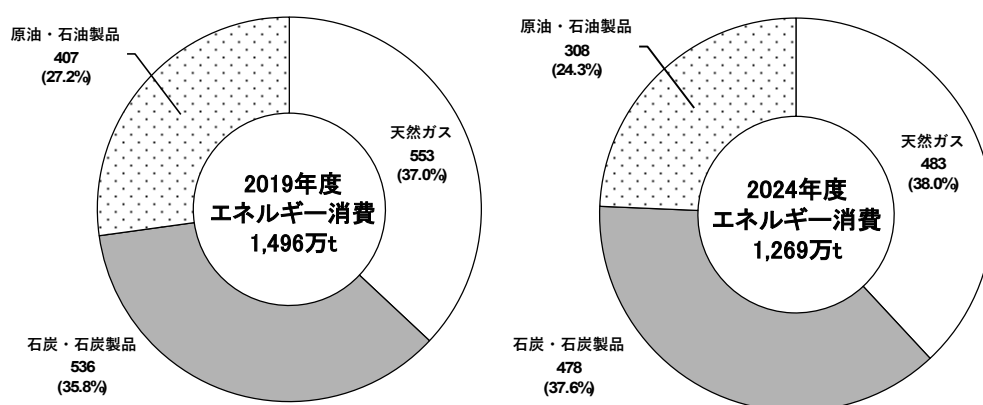
エネルギー消費及び工業プロセス排出量の内訳は、エネルギー消費が 1,269 万トン（84.8%）、鉄鉱石中の酸素分離が 171 万トン（11.4%）、石灰石からのCO₂分離が 56 万トン（3.7%）となっている（図 2－8）。



資料：愛知県

図 2－8 エネルギー消費及び工業プロセス排出量の内訳（2019 年度、2024 年度）

なお、大半を占めるエネルギー消費の更なる内訳は、天然ガス 483 万トン（38.0%）、石炭・石炭製品 478 万トン（37.6%）、原油・石油製品 308 万トン（24.3%）となっている（図 2－9）。



資料：愛知県

図 2－9 エネルギー消費の内訳（2019 年度、2024 年度）

ウ 循環利用率

(ア) 入口側の循環利用率

入口側の循環利用率は、社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量（再使用、再生利用量）の占める割合を示す指標で、本県の2024年度における入口側の循環利用率は10.3%であり、2019年度の9.2%から1.1ポイント増加している（表2-2）。

一方で、全国値（2023年度）の17.0%を下回っており、これは本県の巨大な製造基盤を支えるために大量の資源・エネルギーが投入される影響で天然資源等投入量が循環利用量と比較して非常に大きいことが原因であると考えられる。

(イ) 出口側の循環利用率

出口側の循環利用率は、廃棄物等の発生量のうち循環利用量（再使用、再生利用量）の占める割合を示す指標で、本県の2024年度における出口側の循環利用率は67.3%であり、2019年度の65.2%から2.1ポイント増加している（表2-2）。

また、全国値（2023年度）の43.6%を大幅に上回っており、このことから製造工程から排出される副産物（金属くずや鉱さいなど）を効率的に再資源化できていると考えられる。

表2-2 循環利用率

項目	2019 年度	2024 年度	【参考】全国 (2023 年度)
入口側の循環利用率（＝①/②）	9.2%	10.3% (+1.1ポイント)	17.0%
出口側の循環利用率（＝①/③）	65.2%	67.3% (+2.1ポイント)	43.6%
循環利用量 ①	1,554 万トン	1,596 万トン	224 百万トン
総物質投入量 ②	16,811 万トン	15,507 万トン	1,316 百万トン
廃棄物等の発生量 ③	2,384 万トン	2,371 万トン	513 百万トン

資料：愛知県、令和8年度版環境白書（環境省）

エ 資源生産性

資源生産性は、投入された天然資源がいかに効率的に経済的価値を生み出したかを示す指標であり、〔総生産〕を〔天然資源等投入量〕で除すことで算出される（表 2－3）。

本県の 2024 年度における資源生産性は 33.1 万円／トンであり、2019 年度の 26.7 万円／トンよりも 6.4 万円／トン増加しているが、全国値（2023 年度）の 50.9 万円／トンの約 3 分の 2 程度となっている。

これは、本県は第二次産業、特に鉄鋼のような重量が大きい原材料が大量に投入される重化学工業が盛んであることなどが原因として考えられ、これらの原材料を加工して付加価値を創造する素材型・組立型工業が高度に集積している本県の産業構造を示すものとなっている。

表 2－3 資源生産性

項目	2019 年度	2024 年度	【参考】全国 (2023 年度)
資源生産性（＝①/②）	26.7 万円/トン	33.1 万円/トン (+6.4 万円/トン)	50.9 万円/トン
県内総生産 ①	407,931 億円	460,911 億円※	—
天然資源等投入量 ②	15,258 万トン	13,911 万トン	1,092 百万トン

※本県の県内総生産は 2023 年度実績（「2023 年度あいちの県民経済計算（愛知県）」参照）

資料：愛知県、令和 8 年度版環境白書（環境省）

（３）課題及び今後の展望

2019 年度から 2024 年度にかけて、循環利用率や資源生産性といった指標はいずれも向上している一方で、入口側の循環利用率や資源生産性は全国値を下回っている。

サーキュラーエコノミーへの転換に向けて、カーボンニュートラルの取組による化石燃料の削減や天然資源等の代替となる再生資源の活用を図り、天然資源等の投入量を削減していくための取組を一層促進し、これらの指標の向上を目指す。

なお、本計画における物質フローの取扱いについては、本県の経済活動が近隣県と強い繋がりがあることを念頭に置いた上で、本県の産業・経済構造を俯瞰的に把握するための参考指標として位置付けるとともに、循環利用率や最終処分量等の廃棄物施策による効果が反映されやすい指標と併せて総合的に評価していくものとする。

3 廃棄物処理の現況

(1) 一般廃棄物（ごみ）の現況

ア 発生及び処理の状況

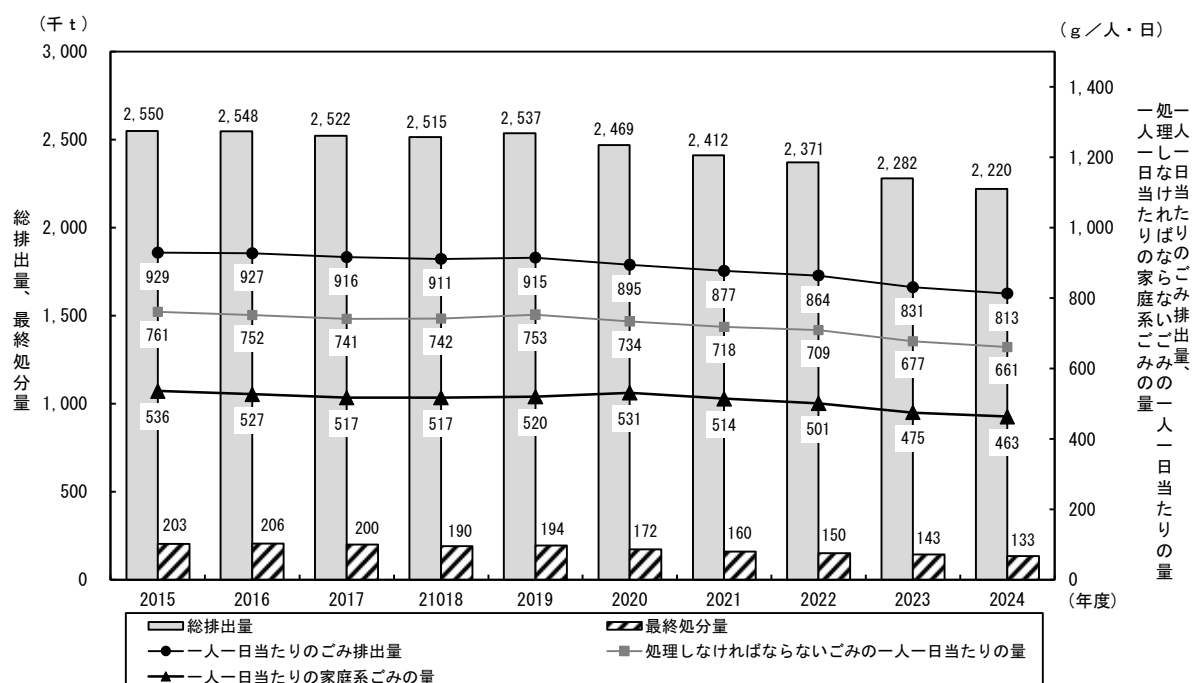
2024 年度の一般廃棄物（ごみ）の総排出量は 2,220 千トンであり、2019 年度の 2,537 千トンに比べ 12.5%減少している。

一人一日当たりのごみ排出量については、2024 年度は 813 g であり、2019 年度の 915 g に比べ 11.2%減少している。

処理しなければならないごみの一人一日当たりの量については、2024 年度は 661g であり、2019 年度の 753g に比べ 12.2%減少している。

一人一日当たりの家庭系ごみの量については、2024 年度は 463g であり、2019 年度の 520g に比べ 11.0%減少している。

2024 年度の最終処分量は 133 千トンで、2019 年度の 194 千トンに比べ 31.4%減少している（図 2－10）。



注 1：「総排出量」は、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」及び「集団回収量」の合計値

注 2：「一人一日当たりのごみ排出量」は、総排出量を一人一日当たりに換算したもの

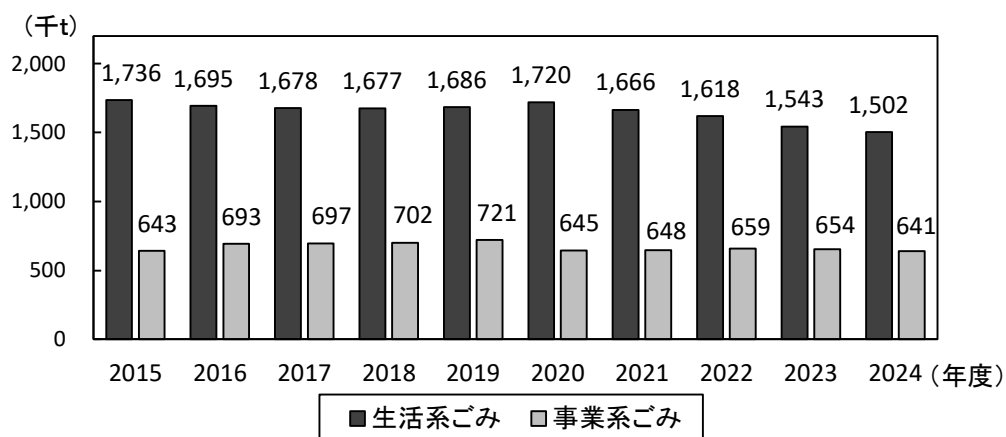
注 3：「処理しなければならないごみの一人一日当たりの量」は、総排出量から資源ごみ量と集団回収量を除いた「処理しなければならないごみの量」を一人一日当たりに換算したもの

注 4：「一人一日当たりの家庭系ごみの量」は「処理しなければならないごみの量」から事業系ごみの量を除いた「家庭系ごみの量」を一人一日当たりに換算したもの

資料：愛知県

図 2－10 一般廃棄物（ごみ）の排出・処理状況の経年変化

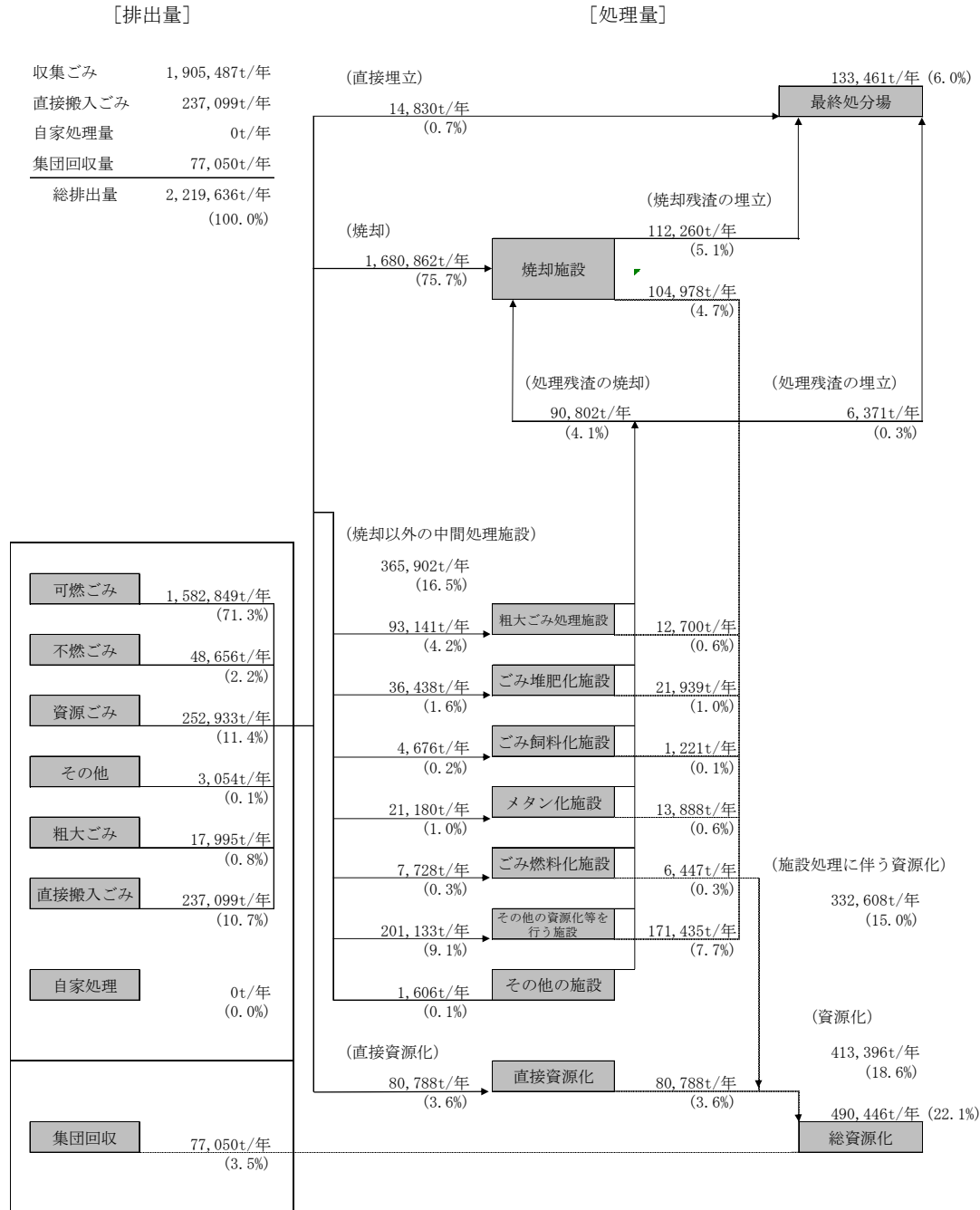
2024 年度における生活系ごみの収集量は 1,502 千トン、事業系ごみの収集量は 641 千トンであり、収集した総量のうち、生活系のごみが 70.1%を占めた。2019 年度と比較すると、生活系ごみは 10.9%減少、事業系ごみは 11.1%減少している（図 2－11）。



注：「生活系ごみ」は家庭系ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみなど）、資源ごみ、集団回収量の合計
資料：愛知県

図 2－11 一般廃棄物（ごみ）の収集量の経年変化

一般廃棄物（ごみ）の処理の流れ（図 2－12）については、2024 年度中に収集されたごみ 1,905 千トン、直接搬入されたごみ 237 千トン及び集団回収量 77 千トンの総量 2,220 千トンがどのように処理されたかを表しており、最終的に資源化されたものが 490 千トン、埋立処分されたものが 133 千トンであった。



注 1 : 「自家処理量」とは、計画収集区域内で、市町村等により計画収集される以外の生活系ごみで、自家肥料として用いるなど自ら処分している、又は直接農家等に依頼して処分されている量

注 2 : 収集ごみの「その他」とは、スプレー缶やライターなどの危険ごみなど、他の収集区分に分類できないものをいう。

注 3 : 「その他の施設」とは、資源化を目的とせず埋立処分のための破砕・減容化等を行う施設をいう。

注 4 : 収集から処理までのタイムラグにより、「収集ごみ量と直接搬入ごみの合計」と「処理量（直接埋立、焼却、焼却以外の中間処理、直接資源化）」は一致しない。

注 5 : () は総排出量に対する割合を示す。

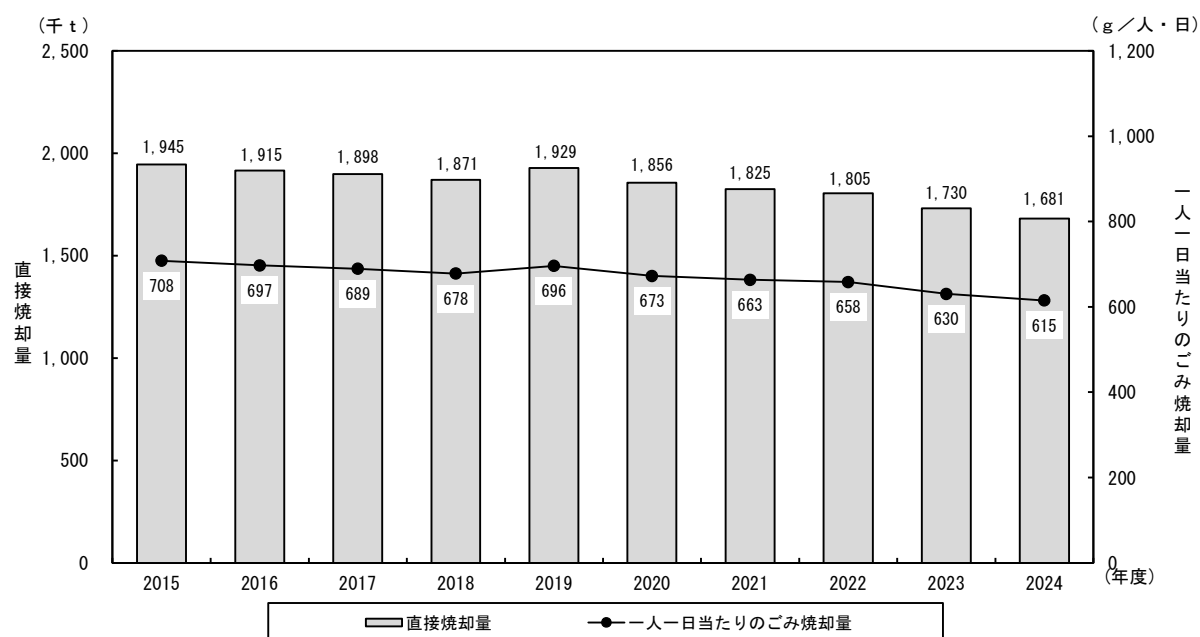
資料 : 愛知県

図 2－12 一般廃棄物（ごみ）の処理の流れ（2024 年度）

イ 減量化、資源化の状況

2024 年度の直接焼却量（一般廃棄物（ごみ）のうち焼却施設以外の中間処理施設を経由せずに焼却処理される量）は 1,681 千トンで、2019 年度の 1,929 千トンに比べ 12.9%減少している。

2024 年度の一人一日あたりのごみ焼却量（直接焼却量を一人一日あたりに換算したもの）は 615g で、2019 年度の 696g に比べ 11.6%減少している（図 2－13）。

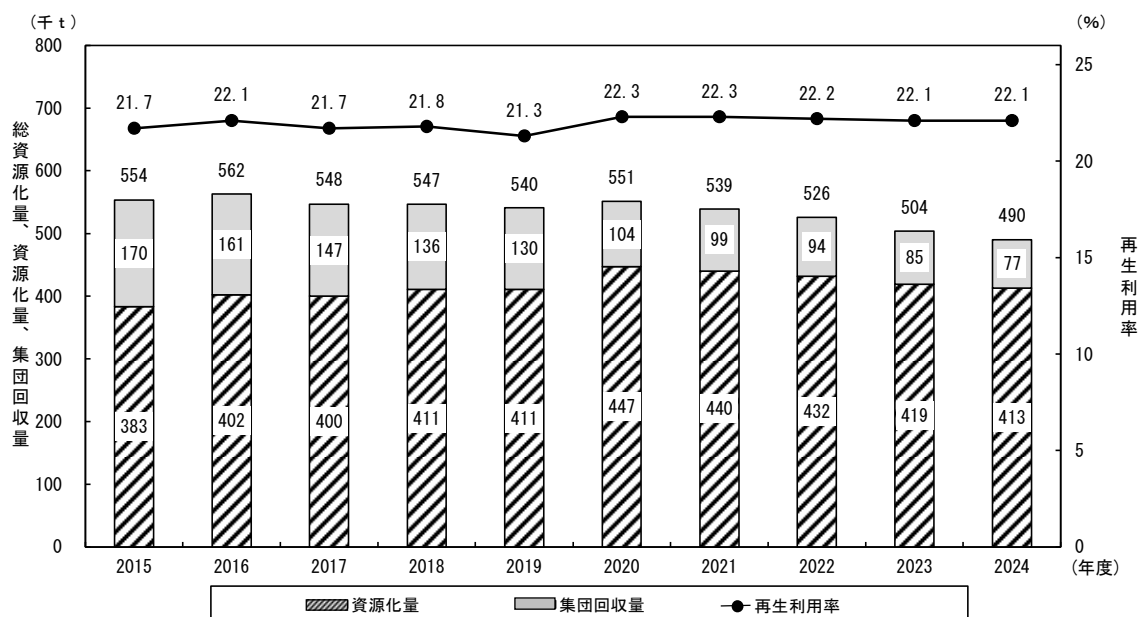


資料：愛知県

図 2－13 一般廃棄物（ごみ）の焼却状況の経年変化

また、集団回収及び中間処理により直接資源化されるものを含めた 2024 年度の総資源化量は 490 千トンで、2019 年度の 540 千トンに比べ 9.3%減少している（図 2－14）。

なお、2024 年度の再生利用率は 22.1%であり、2019 年度の 21.3%に比べ 0.8 ポイント増加しているものの、2020 年度以降約 22%で横ばいとなっている。



注1：「資源化量」は、「施設処理に伴う資源化量」及び「直接資源化量」の合計値

注2：「総資源化量」は、「資源化量」及び「集団回収量」の合計値

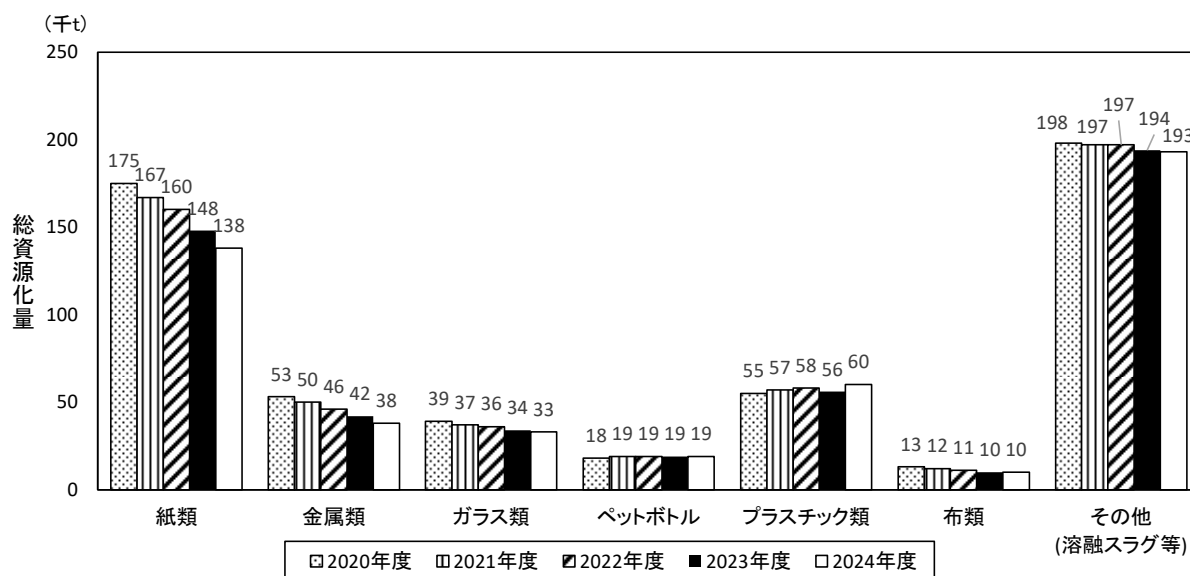
注3：「再生利用率」は、「総資源化量」を「総排出量」で除した数値

資料：愛知県

図2-14 一般廃棄物（ごみ）の総資源化量と再生利用率の経年変化

2024年度の総資源化量の内訳は、紙類138千トン、金属類38千トン、ガラス類33千トン、ペットボトル19千トン、プラスチック類60千トン、布類10千トン、その他（溶融スラグや肥料等）193千トンとなっている（図2-15）。

紙類が減少傾向にあるのは、新聞や雑誌の発行部数の減少やIT化の影響により紙の消費が減っていることが原因であると考えられる。



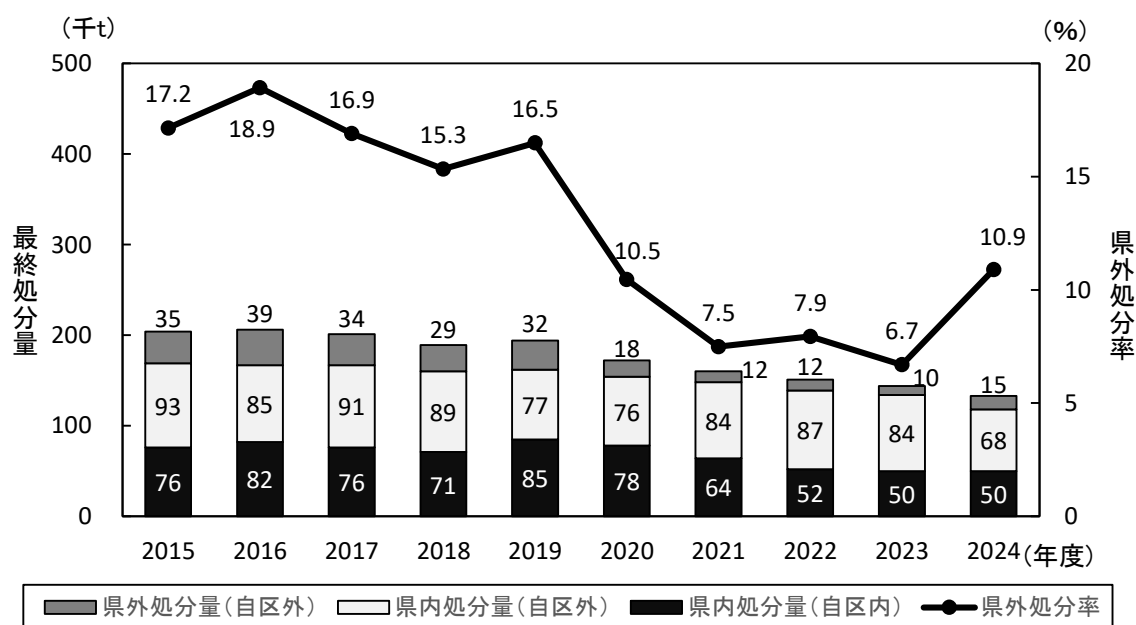
資料：愛知県

図2-15 一般廃棄物（ごみ）の資源化の状況

ウ 最終処分状況

2024年度の最終処分量は133千トンで、2019年度の194千トンに比べ31.4%減少している。最終処分量は、この10年で約3割減少している。

なお、このうち自区外（県外）の処分量は15千トンで、2019年度の32千トンに比べ53.1%減少している。県外処分率は、増減を繰り返しつつ推移しており、経年的には減少傾向にあるものの、2024年度は増加している（図2-16）。



資料：愛知県

図2-16 一般廃棄物（ごみ）の最終処分量の経年変化

エ 一般廃棄物処理施設の設置状況

(ア) 中間処理施設及び資源化施設の状況

2024 年度末の市町村又は一部事務組合が設置し、稼働している中間処理施設及び資源化施設の数 は 85 である。その内訳は焼却施設が 33、ごみ燃料化施設が 1、粗大ごみ処理施設が 17、リサイクルプラザ、資源化センター等の資源化施設が 33（うち堆肥化施設が 4）、その他（破碎処理）施設が 1 となっている（表 2－4）

表 2－4 中間処理施設及び資源化施設の設置状況（2024 年度末現在）

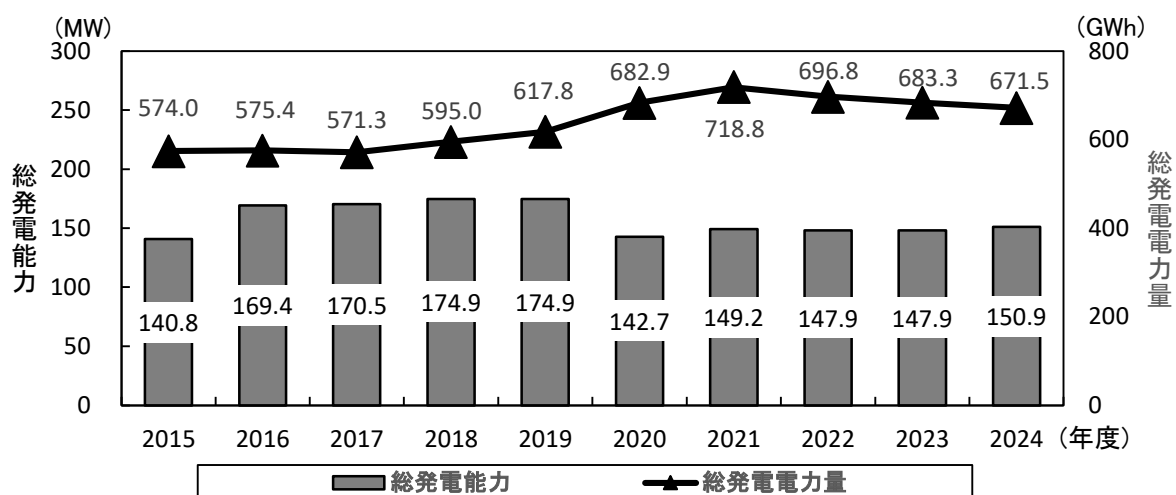
区 分	施設数	処理能力	備 考
焼却施設	33	8,915.0t/日	ほかに 7 施設休止
ごみ燃料化施設	1	670.7t/日	ほかに 1 施設休止
粗大ごみ処理施設	17	1,044.0t/日	ほかに 3 施設休止
資源化施設	33	579.0t/日	うち 4 施設が堆肥化施設 ほかに 2 施設休止
その他施設	1	67.7t/日	破碎処理
合 計 (2019 年度末)	85 (97)	11,276.4t/日 (14,081.8t/日)	

注：施設数、処理能力は稼働中の数を示す。

資料：愛知県

(イ) ごみ焼却施設における発電の状況

2024 年度末の市町村又は一部事務組合が設置している焼却施設の総発電能力は 150.9MW（発電設備を有する 25 施設の合計）で、2019 年度の 174.9MW に比べ 13.7%減少している。総発電電力量は 671.5GWh（稼働した 25 施設の合計）で、2019 年度の 617.8GWh に比べ 8.7%増加している（図 2－17）。

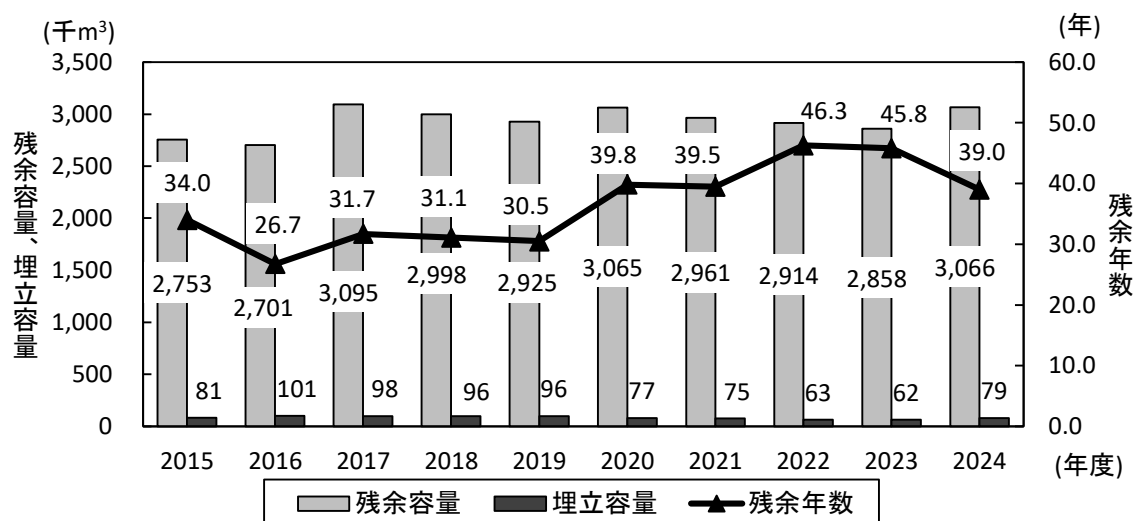


資料：愛知県

図 2－17 ごみ焼却施設における発電の状況

(ウ) 最終処分場の状況

2024年度末の市町村又は一部事務組合が管理している最終処分場の数は75（休止、埋立終了を含む。）で、残余容量は3,066千 m^3 である。これを2024年度の埋立容量79千 m^3 で除した値（残余年数）は39.0年となり、2019年度に比べ9年程度増加した（図2-18）。



資料：愛知県

図2-18 一般廃棄物最終処分場の残余容量、埋立容量、残余年数の経年変化

(2) 産業廃棄物の現況

ア 発生及び処理の状況

2025 年度に本県が実施した産業廃棄物処理状況調査によると、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の 2024 年度の発生量は 20,159 千トンであり、2019 年度の発生量 19,948 千トンに比べ 1.1% 増加している。

発生量は 2019 年度までは 20,000 千トン前後で推移していたが、2020 年度は新型コロナウイルス感染症により経済活動が停滞した影響を受けて一時的に減少し、その後は再び 20,000 千トン前後で推移している（図 2-19）。

なお、本県の産業廃棄物の発生量の推移は、ものづくり県であることを反映して、製造品出荷額等の推移と類似する傾向にあったものの、2022 年度以降は製造品出荷額の増加傾向に対して産業廃棄物の発生量は概ね横ばいである（図 2-19 及び図 2-20）。

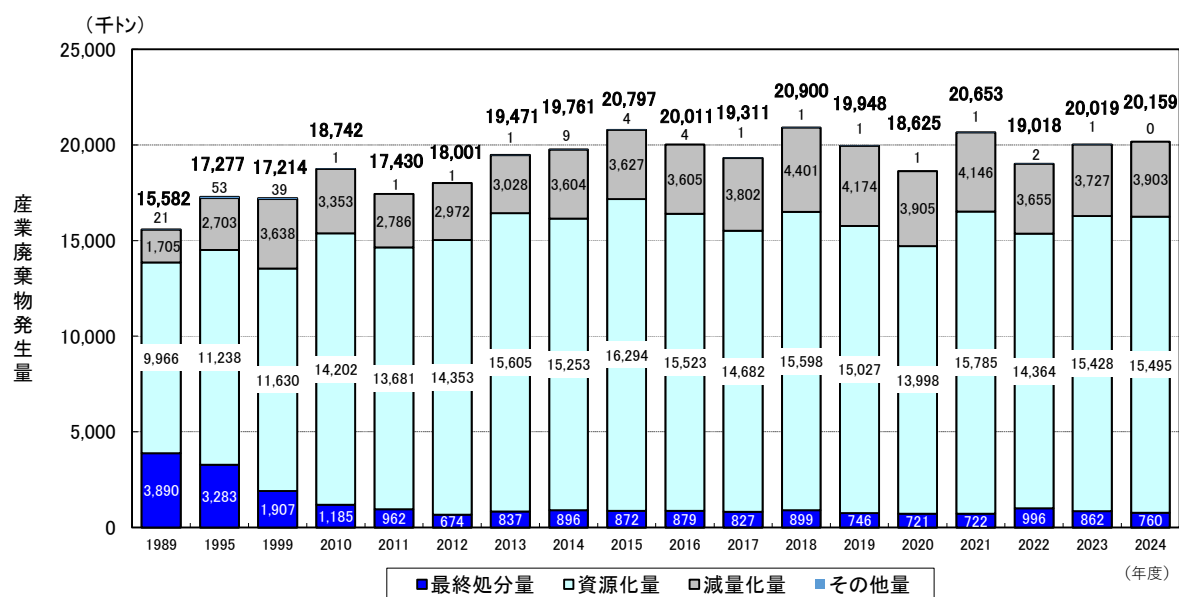
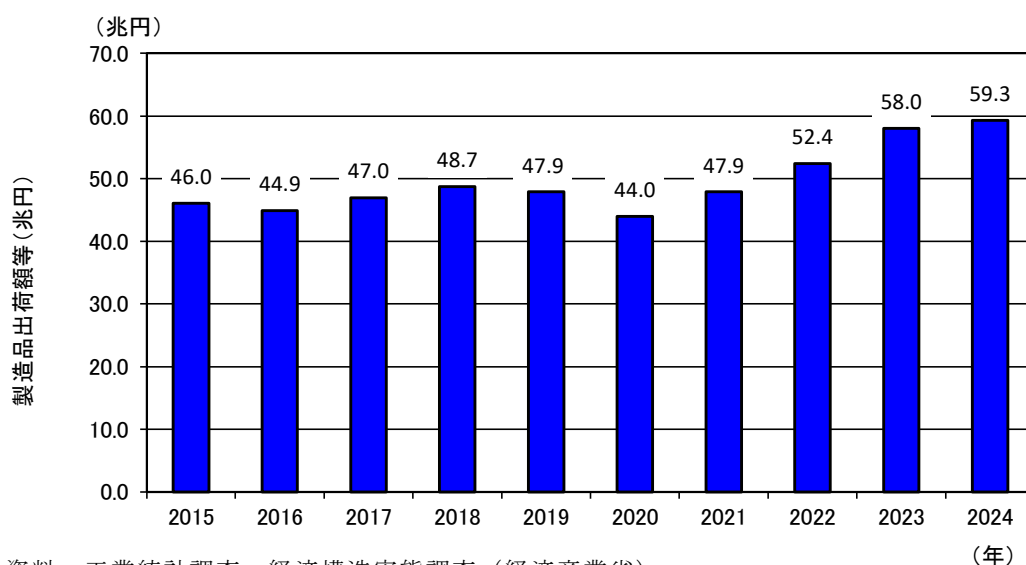


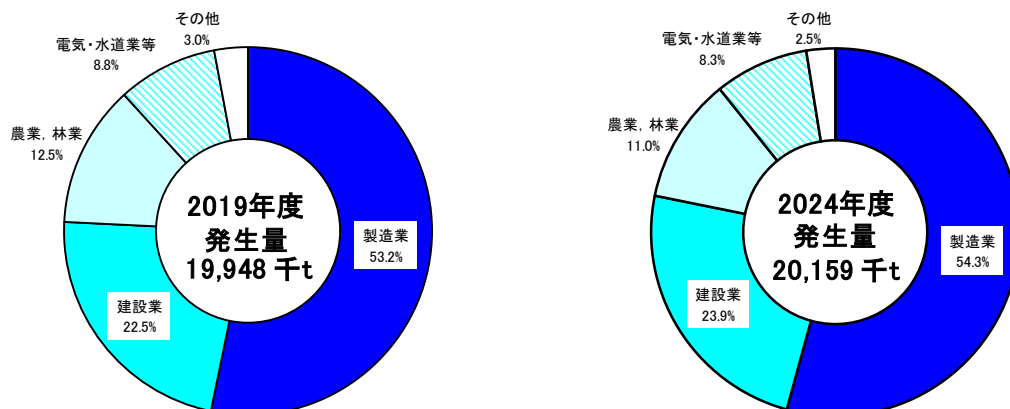
図 2-19 産業廃棄物の発生量等の推移



資料：工業統計調査、経済構造実態調査（経済産業省）

図 2-20 製造品出荷額等の推移

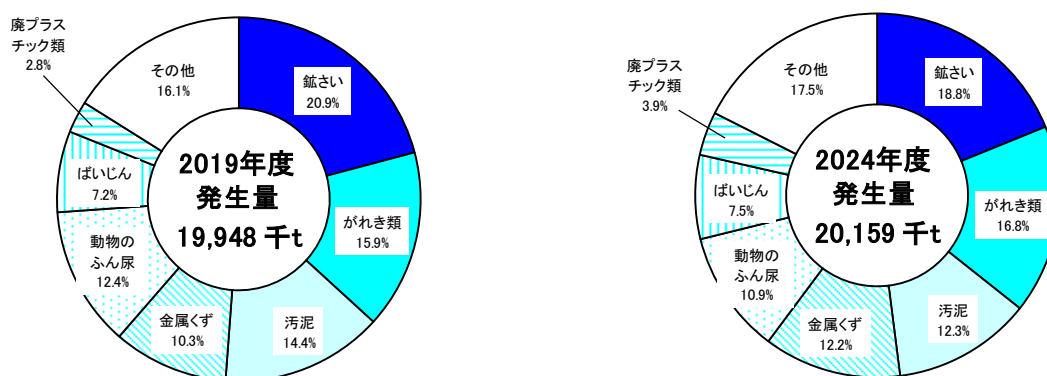
2024年度の産業廃棄物の発生量を業種別にみると、製造業が54.3%、建設業が23.9%、農業・林業が11.0%、電気・水道業等が8.3%を占めている。業種別の発生割合は、2019年度と比べ大きな変化はない（図2-21）。



資料：愛知県

図2-21 産業廃棄物の業種別発生状況

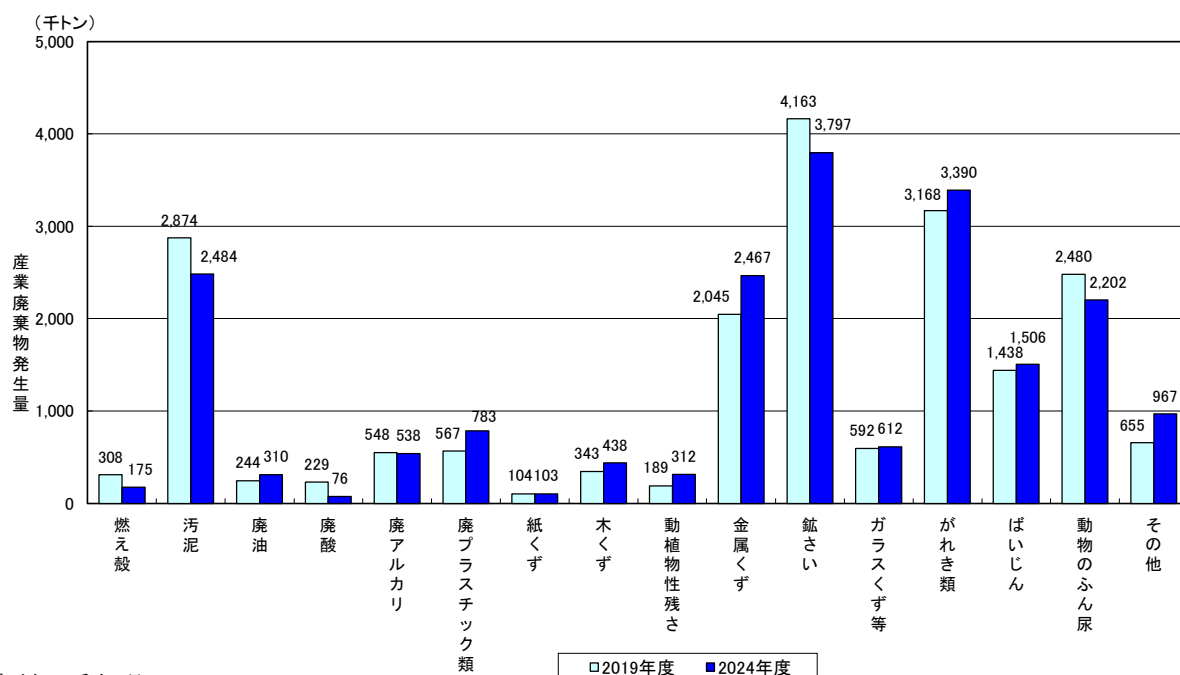
また、2024年度の産業廃棄物の発生量を種類別にみると、鉱さいは18.8%、がれき類は16.8%、汚泥は12.3%、金属くずは12.2%、動物のふん尿は10.9%、ばいじんは7.5%であり、上位6種類で全体の約80%を占めている。2019年度と比べ上位6種類の発生割合の合計は大きな変化はない（図2-22）。



資料：愛知県

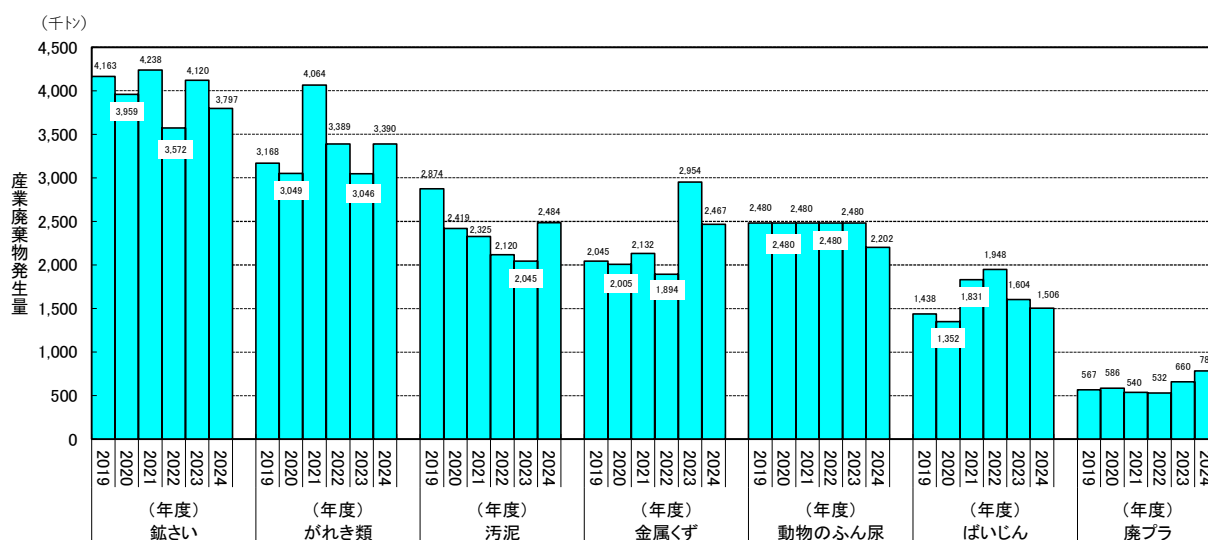
図2-22 産業廃棄物の種類別発生状況

2024年度の発生量は、この6種類の産業廃棄物のうち、鉱さい、汚泥及び動物のふん尿は減少しているが、がれき類、金属くず及びばいじんは増加している（図2-23及び図2-24）。



資料：愛知県

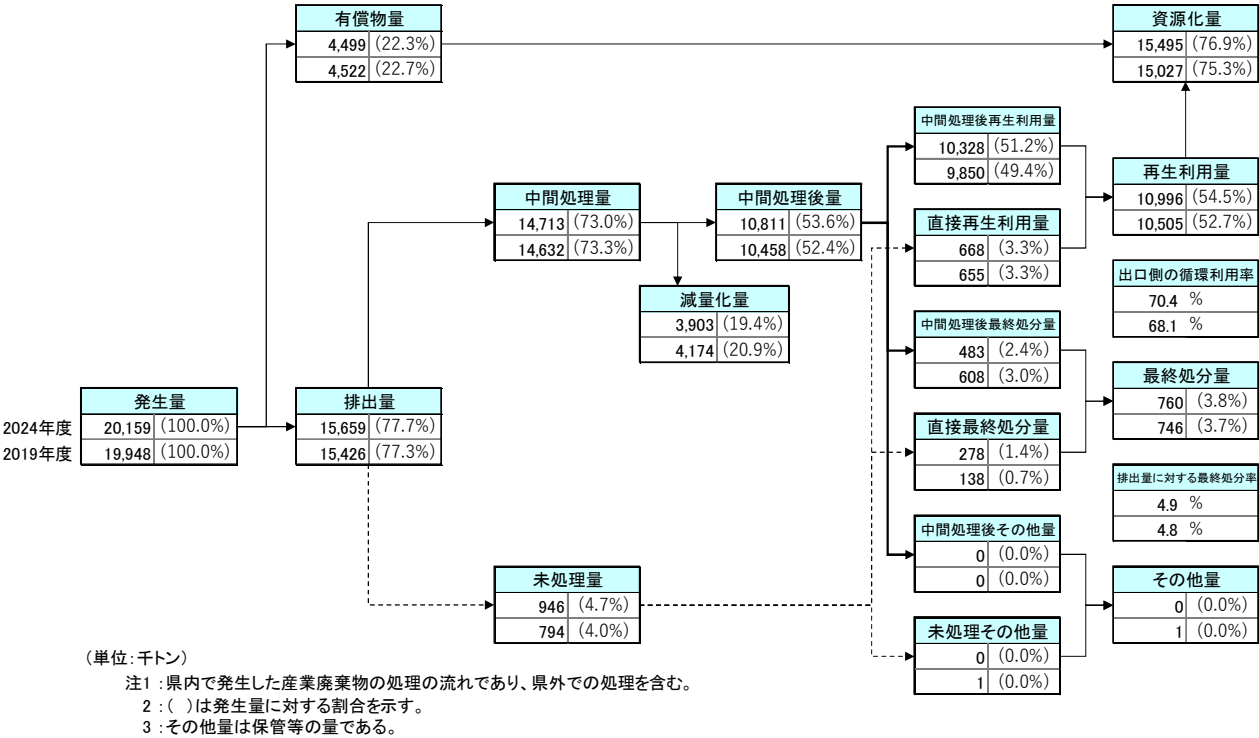
図2-23 産業廃棄物の種類別発生量



資料：愛知県

図2-24 産業廃棄物の主な種類別発生量の経年変化

また、産業廃棄物の処理の流れについて、2024年度の資源化量は15,495千トン、減量化量は3,903千トン、最終処分量は760千トンとなっている。全最終処分量のうち278千トン（全最終処分量の36.6%）が中間処理されることなく直接最終処分されている（図2-25）。

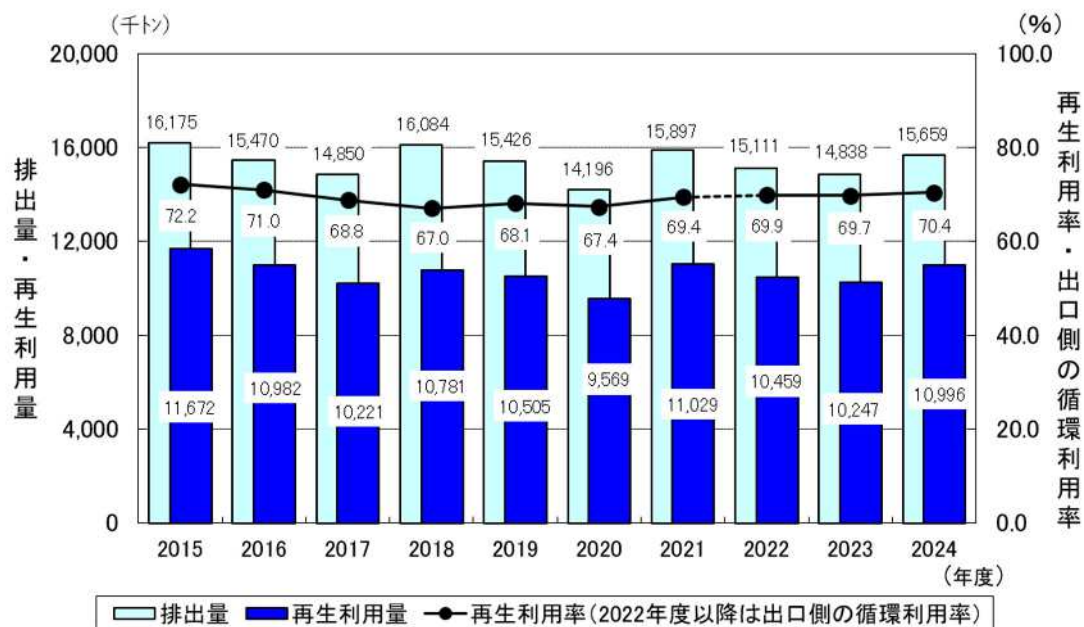


資料: 愛知県

図2-25 産業廃棄物の処理の流れ

イ 減量化、資源化等の状況

2024年度の再生利用量は10,996千トンであり、2019年度の10,505千トンと比べ4.7%増加している。再生利用率（排出量に対する再生利用量の割合）及び出口側の循環利用率は、70%前後で推移している（図2-26）。



注：出口側の循環利用率は、〔再生利用量＋金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量－動物のふん尿の直接再生利用量〕を〔排出量〕で除した数値

資料：愛知県

図2-26 産業廃棄物の再生利用量及び出口側の循環利用率の推移

2024年度の減量化の状況（減量化率）を主な業種別にみると、高いものから農業・林業の56.7%、電気・水道業等の32.1%、製造業の15.8%、建設業の6.0%の順となっている。また、2024年度の資源化の状況（資源化率）を業種別にみると、高いものから建設業の88.1%、製造業の81.1%、電気水道業等の66.6%、農業・林業の43.2%の順となっている。（表2-5）

表2-5 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況

単位：千トン

業 種	年度	発生量	減量化量		資源化量				最終処分量		その他量			
					有償物量		再生利用量							
製造業	2024	10,938	1,727	(15.8%)	8,869	(81.1%)	4,455	(40.7%)	4,415	(40.4%)	341	(3.1%)	0	(0.0%)
	2019	10,619	1,923	(18.1%)	8,365	(78.8%)	4,359	(41.1%)	4,006	(37.7%)	330	(3.1%)	0	(0.0%)
建設業	2024	4,825	291	(6.0%)	4,251	(88.1%)	8	(0.2%)	4,243	(87.9%)	283	(5.9%)	0	(0.0%)
	2019	4,496	136	(3.0%)	4,093	(91.0%)	6	(0.1%)	4,087	(90.9%)	267	(5.9%)	1	(0.0%)
農業、林業	2024	2,217	1,258	(56.7%)	959	(43.2%)	0	(0.0%)	959	(43.2%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
	2019	2,489	1,367	(54.9%)	1,122	(45.1%)	0	(0.0%)	1,122	(45.1%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
電気水道業等	2024	1,670	537	(32.1%)	1,113	(66.6%)	24	(1.5%)	1,089	(65.2%)	21	(1.2%)	0	(0.0%)
	2019	1,752	588	(33.6%)	1,085	(62.0%)	120	(6.9%)	965	(55.1%)	78	(4.5%)	0	(0.0%)
その他	2024	508	90	(17.8%)	304	(59.7%)	13	(2.5%)	291	(57.2%)	115	(22.6%)	0	(0.0%)
	2019	592	161	(27.2%)	362	(61.1%)	37	(6.3%)	325	(54.8%)	70	(11.7%)	0	(0.0%)
合 計	2024	20,159	3,903	(19.4%)	15,495	(76.9%)	4,499	(22.3%)	10,996	(54.5%)	760	(3.8%)	0	(0.0%)
	2019	19,948	4,174	(20.9%)	15,027	(75.3%)	4,522	(22.7%)	10,505	(52.7%)	746	(3.7%)	1	(0.0%)

注：（ ）は、発生量に対する割合を示す。

資料：愛知県

主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況を経年的にみると、資源化率は、建設業は90%前後、製造業は80%前後で推移している（図2-27）。

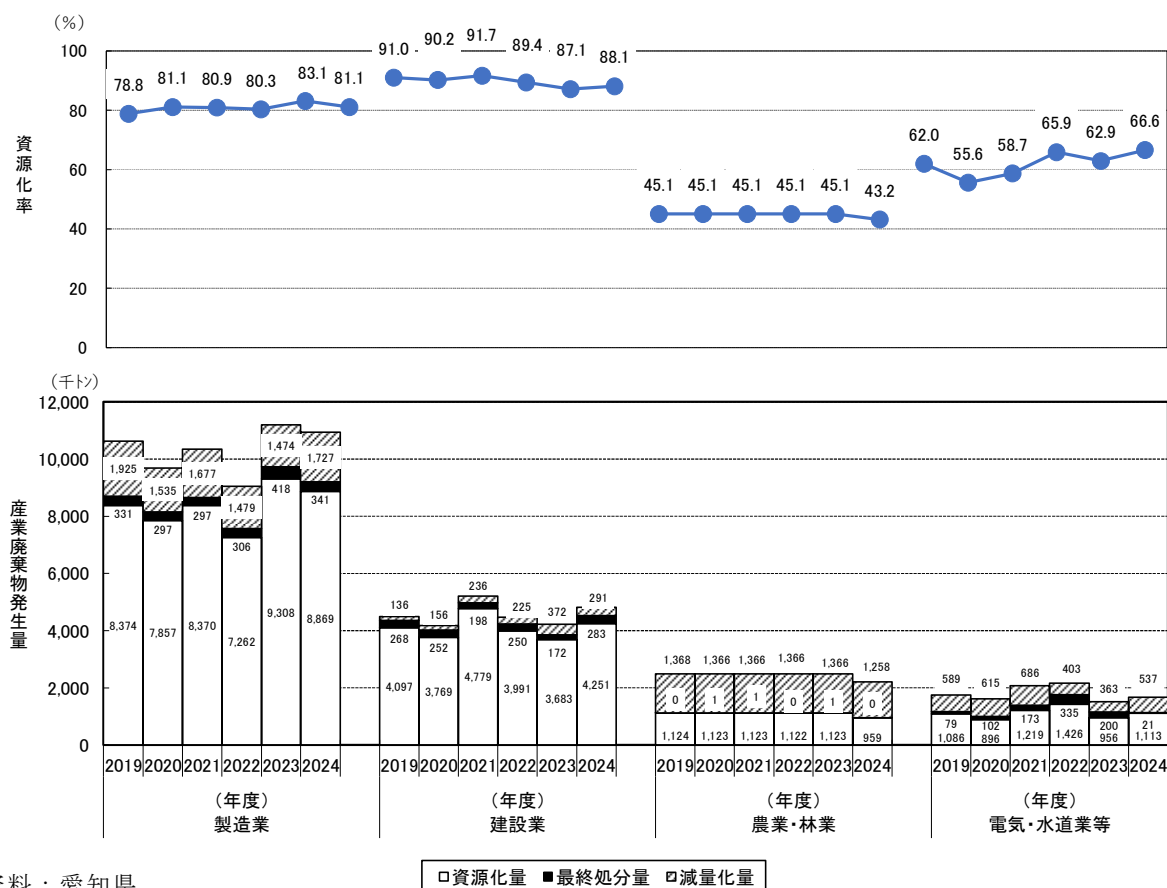


図2-27 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況の経年変化

2024年度の減量化率を種類別にみると、高いものから廃アルカリの96.0%、廃酸の71.4%、汚泥の64.0%、動物のふん尿の57.1%、廃油の49.3%の順となっており、2019年度と比較すると廃アルカリ、動物のふん尿は同程度、汚泥は増加、廃酸及び廃油は減少した。

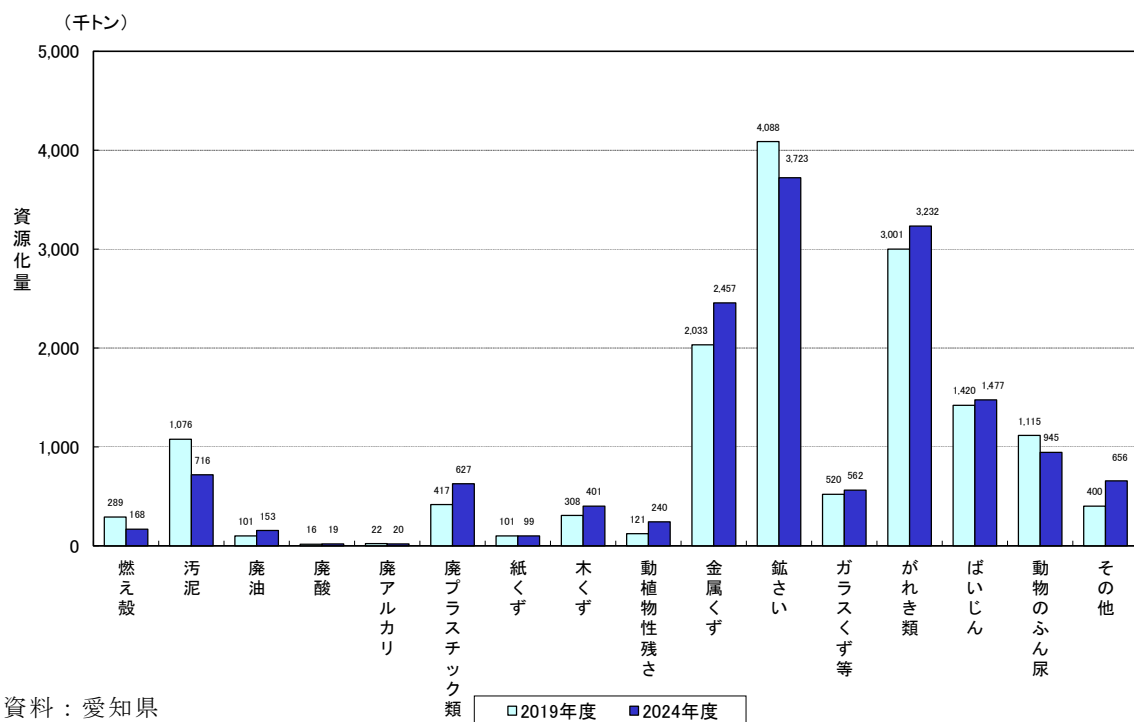
また、2024年度の資源化率を種類別にみると、高いものから金属くずの99.6%、ばいじんの98.1%、鉋さいの98.0%、燃え殻の96.4%、紙くずの96.1%となっており、2019年度と比較するといずれも同程度である（図2-28）。



注：発生量の単位は千トンである。
資料：愛知県

図2-28 産業廃棄物の種類別の処理・処分状況

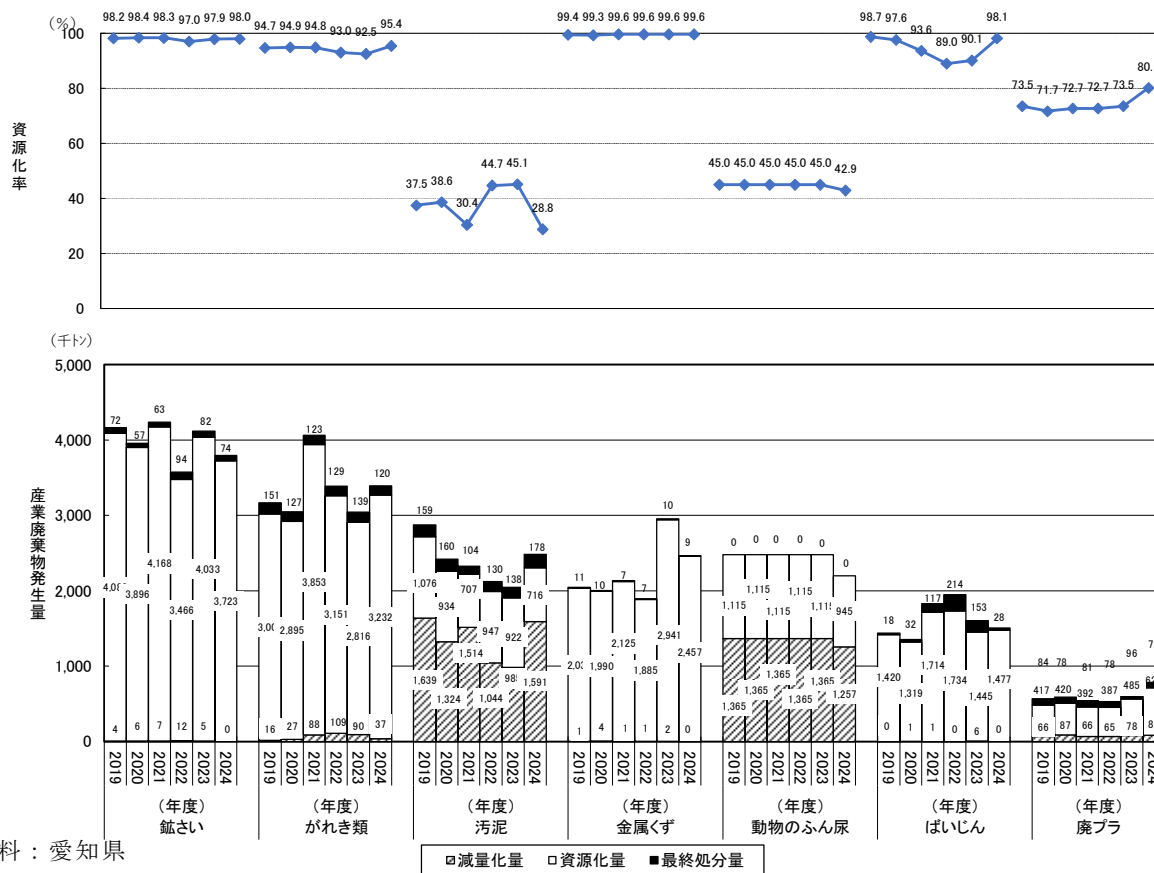
なお、2024年度の資源化量を種類別にみると、多いものから鉋さいの3,723千トン、がれき類の3,232千トン、金属くずの2,457千トン、ばいじんの1,477千トンの順となっている（図2-29）。



資料：愛知県

図 2-29 産業廃棄物の種類別の資源化量

発生量の多い産業廃棄物について、減量化・資源化の状況を経年的にみると、鉱さい、がれき類及び金属くずについては、各年度とも資源化率は 90%以上となっている（図 2-30）。

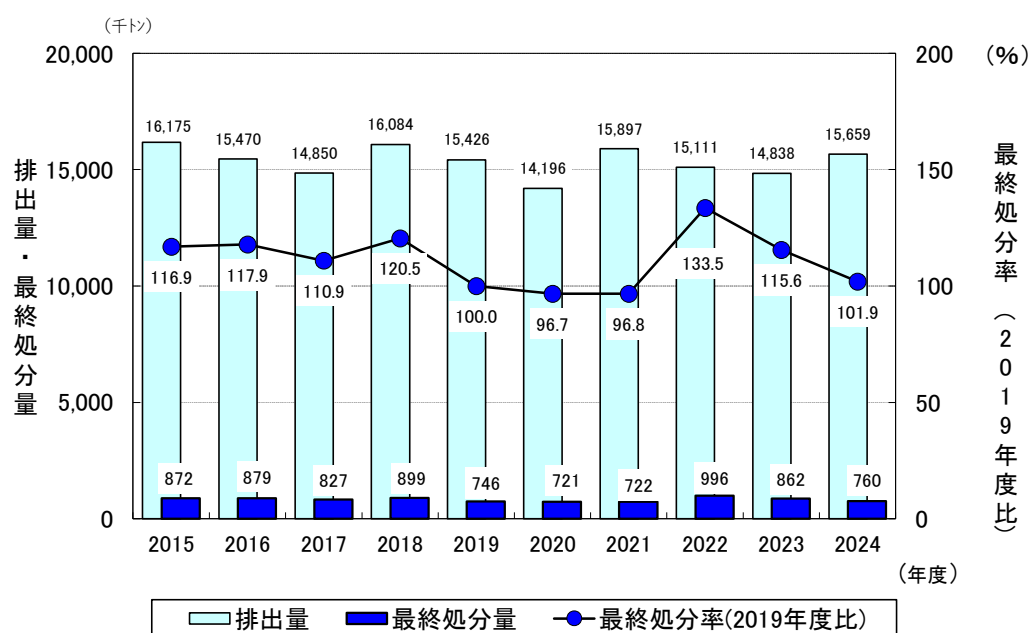


資料：愛知県

図 2-30 産業廃棄物の種類別処理状況の経年変化

ウ 最終処分の状況

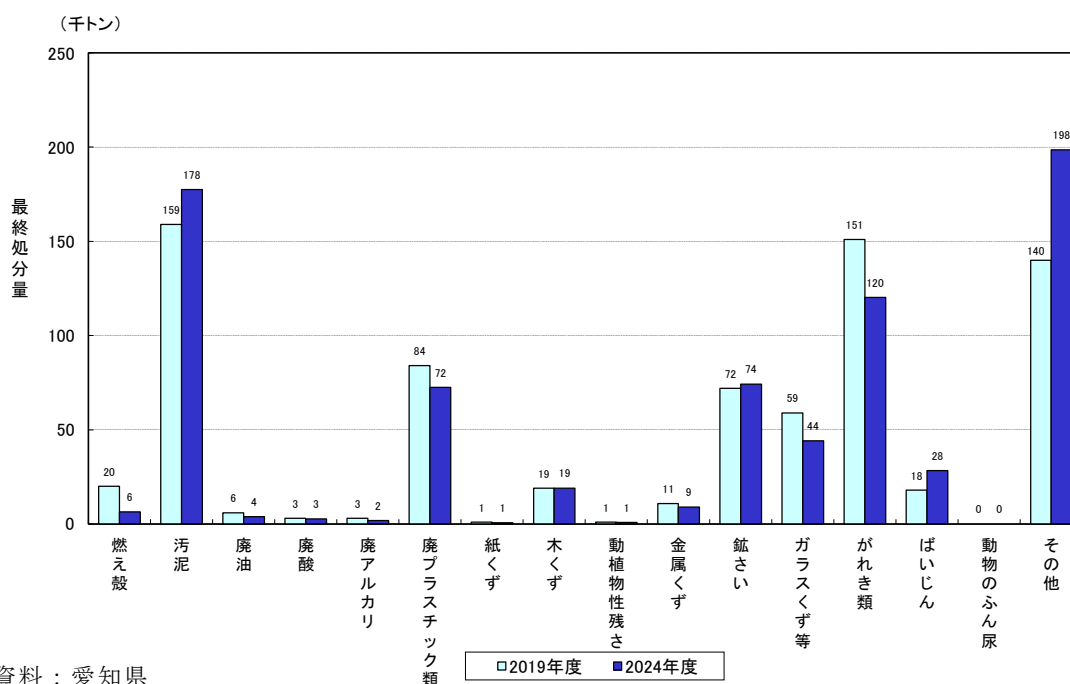
2024年度の最終処分量は760千トンであり、2019年度の746千トンに比べ1.9%増加している（図2-31）。



資料：愛知県

図2-31 産業廃棄物の最終処分量の推移

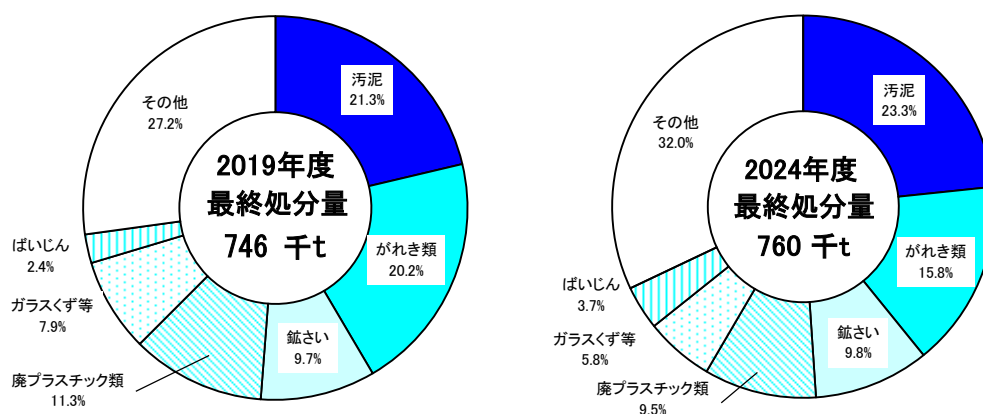
2024年度の最終処分量を産業廃棄物の種類別にみると、多いものから汚泥の178千トン、がれき類の120千トン、鉱さいの74千トン、廃プラスチック類の72千トン、ガラスくず等の44千トンの順となっている（図2-32）。



資料：愛知県

図2-32 産業廃棄物の種類別の最終処分量

2024年度の最終処分量の種類別割合をみると、汚泥 23.3%、がれき類 15.8%、鉱さい 9.8%、廃プラスチック類 9.5%、ガラスくず等 5.8%、ばいじん 3.7%となっており、6種類の産業廃棄物で全体の約70%を占めている。2019年度と比べ、鉱さいは同程度、汚泥及びばいじんが増加、がれき類、廃プラスチック類及びガラスくず等が減少している（図2-33）。



資料：愛知県

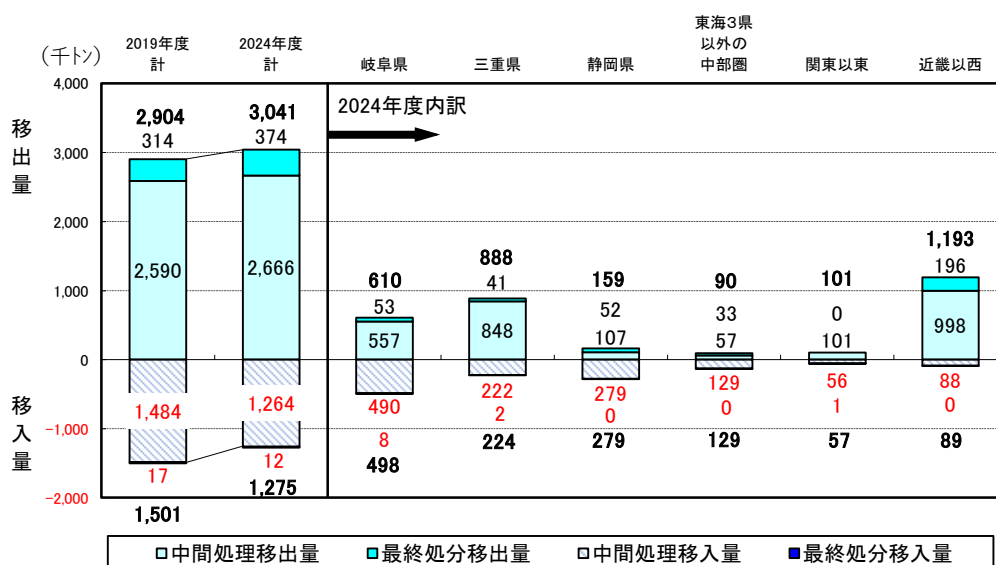
図2-33 産業廃棄物の種類別の最終処分状況

エ 県内外移出入の状況

2024年度に県外へ持ち出されて処理された産業廃棄物（県外移出）は3,041千トンで、2019年度の2,904千トンと比べ、約5%増加している。県別では、近隣の三重県へ29.2%、岐阜県へ20.1%、静岡県へ5.2%となっている。中間処理と最終処分の別では、中間処理目的は2,666千トン、最終処分目的は374千トンとなっている。

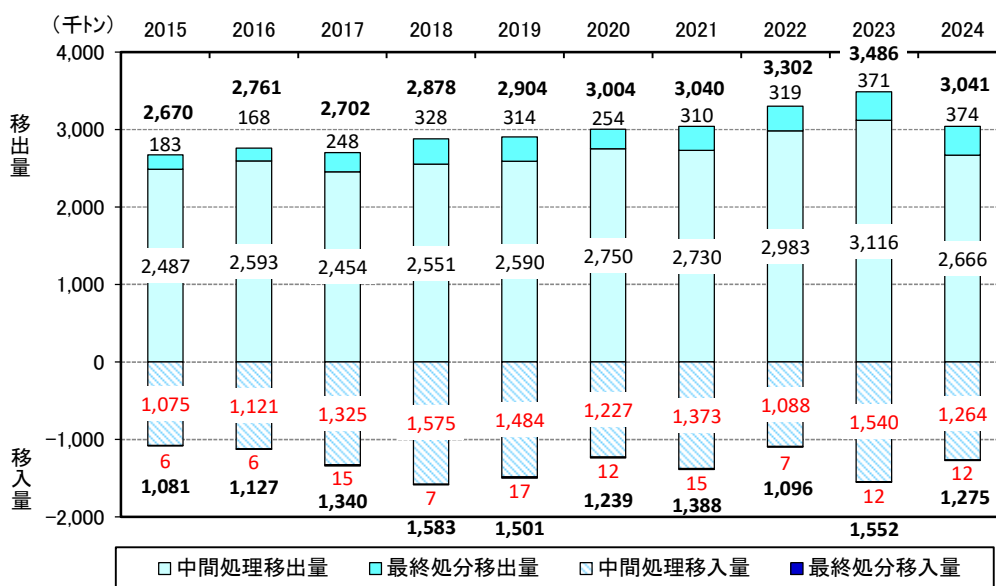
また、2024年度に県内に持ち込まれて処理された産業廃棄物（県内移入）は1,275千トンで、2019年度の1,501千トンと比べ、約15%減少している。県別にみると、近隣の岐阜県から39.1%、静岡県から21.9%、三重県から17.6%となっている。中間処理と最終処分の別にみると、中間処理目的は1,264千トン、最終処分目的は12千トンとなっている（図2-34）。

県内外移出入の経年変化は、図2-35のとおりである。



資料：愛知県

図 2 - 34 産業廃棄物の県内外への移出入状況



資料：愛知県

図 2 - 35 産業廃棄物の県内外への移出入状況の経年変化

カ 産業廃棄物処理施設の設置状況

(ア) 中間処理施設の状況

2025 年度末現在の許可を受けた中間処理施設の設置数は 878 施設であり、その内訳は木くず又はがれき類の破碎施設が 390 施設と最も多く、次いで汚泥の脱水施設が 242 施設となっており、この 2 施設で全体の 72.0%を占めている(表 2－6)。

表 2－6 中間処理施設の設置状況 (2025 年度末現在)

施 設 の 種 類 (処 理 能 力)			施設数	処 理 能 力
中 間 処 理 施 設	汚泥	脱水施設 (10m ³ /日を超えるもの)	242	68,646.4m ³ /日
		乾燥施設 (10m ³ /日を超えるもの)	8	588.6m ³ /日
		焼却施設 (5m ³ /日を超えるもの、200kg/時以上のもの又は火格子面積 2m ² 以上のもの)	25	1,566.0m ³ /日
	廃油	油水分離施設 (10m ³ /日を超えるもの)	14	1,034.4m ³ /日
		焼却施設 (1m ³ /日を超えるもの、200kg/時以上のもの又は火格子面積 2m ² 以上のもの)	27	1,141.3m ³ /日
	廃酸又は廃アルカリの中和施設 (50m ³ /日を超えるもの)		5	10,592.0m ³ /日
	廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	破碎施設 (5 トン/日を超えるもの)	94	7,779.9 トン/日
		焼却施設 (100kg/日を超えるもの又は火格子面積 2m ² 以上のもの)	30	597.0 トン/日
	木くず又はがれき類の破碎施設 (5 トン/日を超えるもの)		390	175,561.3 トン/日
	汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		4	61.6m ³ /日
	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設		1	0.8 トン/日
	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設		1	10.8 トン/日
	産業廃棄物の焼却施設 (200kg/時以上のもの又は火格子面積 2m ² 以上のもの)		37	2,492.5 トン/日
	計		878	—

資料：愛知県

(イ) 最終処分場の状況

2024 年度末現在県内に設置されている産業廃棄物最終処分場は 88 施設であり、そのうちの 57 施設が管理型最終処分場、26 施設が安定型最終処分場、5 施設が遮断型最終処分場である。

また、最終処分場の残存容量は約 7,619 千 m^3 であり、その内訳は管理型が約 7,228 千 m^3 、安定型が約 388 千 m^3 、遮断型が約 3 千 m^3 である（表 2－7）。

表 2－7 産業廃棄物最終処分場の設置状況（2024 年度末現在）

（残存容量の単位：千 m^3 ）

	自社処分場		自社処分場以外		合 計	
愛知県全域	施設数	残存容量	施設数	残存容量	施設数	残存容量
遮断型	1	0.0	4	3.1	5	3.1
安定型	2	0.0	24	387.9	26	387.9
管理型	15	2,690.6	42	4,537.4	57	7,228.0
合計	18	2,690.6	70	4,928.4	88	7,619.1

資料：愛知県

最終処分場の残存容量約 7,619 千 m^3 について、このままの埋立状況が続くと、残余年数は約 19.1 年と試算される。

7,619 千 m^3 [2024 年度末時点の残存容量] $\div$ 398 千 m^3 [2024 年度の県内での最終処分量*] = 19.1 年

※ 2024 年度の県内での最終処分量（産業廃棄物の 1 m^3 当たりの重量を 1 トンと仮定）

= 760 千 m^3 [県内で発生した廃棄物の最終処分量] − 374 千 m^3 [うち県外へ搬出して埋立]
+ 12 千 m^3 [県外から搬入され埋立]

なお、産業廃棄物の県内での最終処分量及び残存容量等の推移は図 2－36 のとおりである。

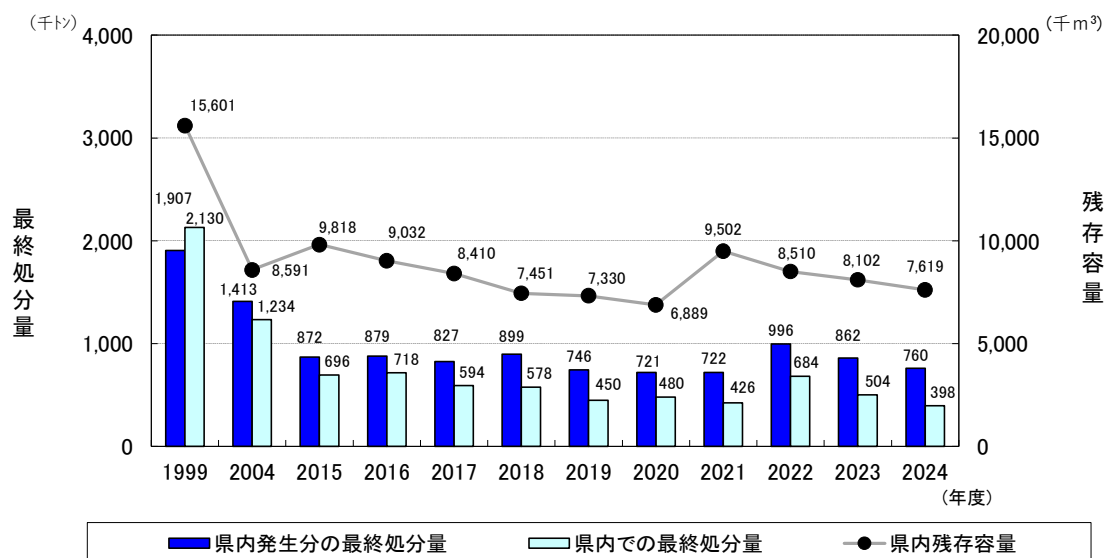


図 2－36 産業廃棄物の県内最終処分量及び残存容量等の推移

(ウ) 広域最終処分場の状況

現在、公益財団法人愛知臨海環境整備センターが衣浦港3号地廃棄物最終処分場（武豊町地先）において、県内全域の産業廃棄物、一般廃棄物を対象に、また、公益財団法人豊田加茂環境整備公社が御船産業廃棄物処分場（豊田市）において、豊田市、みよし市及びその他一部県内の産業廃棄物、一般廃棄物を対象に処分を行っている（表2-8）。

表2-8 公共関与の広域最終処分場

事業主体		(公財)愛知臨海環境整備センター	(公財)豊田加茂環境整備公社
処分場名		衣浦港3号地廃棄物最終処分場	御船産業廃棄物処分場
施設	設置場所	知多郡武豊町地先（衣浦港3号地）	豊田市御船町
	面積	47.2 ha	9.5 ha
	埋立容量	496 万 m ³	219 万 m ³
廃棄物 受入 計画	受入期間	2010年7月～	1992年4月
	受入廃棄物 ：受入地域	産業廃棄物：県内全域 一般廃棄物：同上	産業廃棄物：豊田市、みよし市及び その他一部県内 一般廃棄物：豊田市、みよし市

県内全域を対象とする広域的な最終処分場として、県では、第三セクター方式により衣浦港3号地廃棄物最終処分場を2010年度に供用開始し、他の民間処分場等と合わせ、計画的な受け入れを行っている。

※衣浦港3号地廃棄物最終処分場の埋立実績（2026年3月末現在）

埋立進捗率：約76.2%

（管理型処分場：約72.2%、安定型処分場：2026年2月埋立終了）

キ 監視・指導の状況

2021 年度から 2025 年度における処理業者や処理施設を設置する事業場への立入件数は表 2－9 のとおりであり、立入の際に不適正な事例を確認した場合は文書による指導を行っている。2025 年度には、文書による指導を 356 件、改善勧告を 4 件行っている。

また、2025 年度の行政処分等の内容をみると、産業廃棄物処理業の取消が 16 件、命令については 0 件であった。改善勧告については 4 件のうち 3 件がマニフェストに係る違反に対するものであり、最も多くなっている（表 2－10）

表 2－9 監視・指導等による措置状況

区分 年度	立入状 況（件 数）	措 置 状 況 （ 件 数 ）						計
		業・施 設の取 消	停止 命令	措置 命令	改善 命令	改善 勧告	その他 文書 指導	
2021	4,978	8	1	0	0	16	232	257
2022	5,276	8	0	0	0	19	223	250
2023	5,101	11	0	0	0	11	351	373
2024	5,259	16	0	0	0	10	382	408
2025	5,292	16	0	0	0	4	356	376

資料：愛知県

表 2－10 行政処分等の内容（2025 年度）

区 分		件 数	主 な 内 容	件 数
行政 処 分	業・施設の取消	16(16)	破産 法人役員等が欠格要件に該当 本人又は法人が欠格要件に該当	9(9) 6(6) 1(1)
	停止命令	0(0)		0(0)
	措置命令	0(0)		0(0)
	改善命令	0(0)		0(0)
改善勧告		4(3)	マニフェスト勧告 産業廃棄物の処理の再委託禁止違反	3(2) 1(1)

注：（ ）は産業廃棄物処理業者に係るもので内数である。

資料：愛知県

4 あいちサーキュラーエコノミー推進プランの進捗状況と課題

(1) これまでの取組

本県では「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」(2022年3月策定)に基づき、「あいち資源循環推進センター」を拠点として、4つの施策について取り組みを進め、それぞれの施策に評価指標を設定し、進行管理を行ってきた(表2-11)。各項目の具体的な取組状況については、以下のとおりである。

表2-11 あいちサーキュラーエコノミー推進プランの取組状況

施策	項目	評価指標※1	実績※2
1 サーキュラーエコノミー推進モデルの展開	プロジェクトチームによるモデルの具体化件数	6件/10年	2件
	事業者連携によるサーキュラーエコノミーの事業化件数	30件/10年	10件
2 循環ビジネスの振興支援	循環ビジネスに関する相談件数	300件/年	1,979件
	循環型社会形成推進事業費補助金の活用による事業化可能性の検討件数	60件/10年	26件
	循環型社会形成推進事業費補助金の活用による3Rの高度化につながる設備等の整備事業件数	60件/10年	40件
	展示会への出展による商談件数	1,000件/10年	742件
	愛知環境賞による優秀事例の発信	150件/10年	60件
3 人材育成・情報発信	あいち環境塾によるリーダー育成者数	200人/10年	84人
	あいち循環ナビによる持続可能な社会に資する情報の発信件数	24件/年	92件
4 多様な主体との連携	サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会によるセミナー等の開催件数	3回/年	20回
	あいち循環ナビ「循環資源事業者マッチングシステム」の登録者数	300者	188者

※1 評価指標は計画期間である2022～2031年度までの10年間の累計又は2031年度の目標

※2 実績は2022～2025年度までの4年間の累計又は2025年度の実績

【施策1 サークュラーエコノミー推進モデルの展開】

県内での循環利用が期待される分野での循環ビジネスの進展とサーキュラーエコノミーへの転換を図るため、6つのサーキュラーエコノミー推進モデルを創設し、本モデルを展開するプロジェクトチームを立ち上げた。プロジェクトチームには78者（延べ103者）が参加し、モデルの具体化に向けた課題共有や事業化検討、循環型社会形成推進事業費補助金などを活用した施設整備などを進め、推進モデルの構築に向けた動脈・静脈産業の連携による取組を推進してきた（表2-12）。

表2-12 推進モデル及びプロジェクトチームの概要と成果（2025年度末時点）

推進モデル	プロジェクトチーム	概要	主な成果	参加事業者
プラスチック	プラスチック循環利用	廃プラスチックのマテリアルリサイクルの拡大	・動静脈事業者間や自治体との連携により、使用済フィルムやごみ袋等、これまで資源化が難しかった軟質プラスチックの回収・再生原料化・再製品化の循環スキーム構築、県内での横展開【事業化】 ・デジタル技術を活用した効率的な分別・回収・運搬の実証が開始・拡大	21
	バイオプラスチック循環利用	プラスチック代替となるバイオマスプラスチックの普及拡大	・自治体の地域課題解決につながる地域資源を用いたバイオマス複合プラスチック製品を開発。地域資源の情報提供と有効活用を推進【事業化】 ・産官学連携によりバイオプラスチック使用商品を開発。ノベルティにも活用	14
太陽光パネル	太陽光パネル循環利用モデル	2040年頃の大量廃棄を見据えた太陽光パネルの循環利用	・動静脈事業者間や大学との連携により、PVガラスを活用したガラス製品を試作 ・リサイクル・リユース事業者が連携し、PVリサイクル・リユースに関する啓発Webサイト作成	17
繊維・衣類	繊維・衣類循環利用	資源回収されていない衣類の再資源化	・動静脈事業者間の連携により、企業の使用済み制服の回収・再生原料化・製品化の事業スキームを構築、軍手やエコバッグ等を製作 ・企業制服のリペア市場調査・実証を実施 ・企業制服の在庫管理として、リユース、リペア、リサイクルまでを一体事業化	12
リペア・リビルド	リペア・リビルド普及	リペア・リビルド技術の活用による設備・部品の長寿命化	・BDFを利用する建機や特殊車両を対象としたエンジンメンテナンスサービス及び車両リースによる事業化の実証を実施	10
食品	食品利用循環	バリューチェーン全体で食品廃棄物を削減する仕組みの構築	・2025年度より、事業系食品ロスを主なテーマとして、食品バリューチェーン全体で食品廃棄物を削減する仕組みの構築を掲げ、事業者等による意見交換会を開催し、PTを立ち上げた。	14
未利用木材	木質資源活用	木質廃棄物や未利用森林資源を有効利用するビジネスの創出・拡大	・放置竹林問題の解消等を目的とした地域の竹の効率的な調達の仕組みや多様な製品化、竹利用によるCO₂削減効果の見える化を検討 ・改質リグニン情報の共有と事業化の可能性検討	15

その結果、①使用済みプラスチックフィルムを回収・再生原料化・製品化する循環利用のスキームを構築し県内で展開、②岩倉市と地元企業等が連携し、五条川の桜を剪定した枝とコンタクトレンズ製造時に出るプラスチック端材からマイボトルを製造し市内で販売、の2件を具体化した。

また、バリューチェーンなど民間活力による連携した取組を促進するため、循環ビジネス創出コーディネーターによる事業化に向けた相談や連携先の仲介・あっせんを行うとともに、循環型社会形成推進事業費補助金による事業化検討や設備整備への支援・フォローアップを実施した。

【施策2 循環ビジネスの振興支援】

ア 循環ビジネスの発掘・創出・事業化支援

「あいち資源循環推進センター」に環境技術や循環ビジネスの豊富な知識・経験を持つ「循環ビジネス創出コーディネーター」を配置し、相談への対応や、事業戦略・技術支援、国や自治体等の各種補助金の紹介、大学や研究機関等の仲介・あっせん、事業化や事業拡大に最適なビジネスパートナーの仲介等を行い、循環ビジネスの発掘・創出、事業化から円滑な事業継続まで、一貫した支援を行ってきた（表2-13）。

表2-13 循環ビジネスに関する相談件数

年度	2022	2023	2024	2025	合計
相談件数	385	605	511	478	1,979

また、先導的で効果的なリサイクル設備やサーキュラーエコノミーに資する製品の製造設備等の整備、事業化検討などに対する補助として「循環型社会形成推進事業費補助金」を交付するとともに、サーキュラーエコノミー推進モデルへの補助を強化し、サーキュラーエコノミーへの転換に向けた事業化を支援してきた（表2-14）。

表2-14 循環型社会形成推進事業費補助金の活用状況

< 事業化可能性の検討件数 >

年度	2022	2023	2024	2025	合計
検討件数	6	6	8	6	26

< 3Rの高度化につながる設備等の整備事業件数 >

年度	2022	2023	2024	2025	合計
整備事業件数	9	14	14	3	40

イ 循環ビジネスの事業継続・普及展開支援

優れた環境技術を有する県内企業が開発した3R製品や省エネルギー等の環境技術を紹介する場として、大型展示会での普及啓発を支援してきた。

また、資源の循環や環境負荷の低減を目的とした企業、団体等による先駆的で効果的な技術・事業や、活動・教育の事例を「愛知環境賞」として募集し、優れた取組を表彰してきた。2022年度から2025年度までの4年間で60件表彰し、表彰事例を県内外へ発信した（表2-15）。

表2-15 愛知環境賞の表彰状況

年度	2022	2023	2024	2025	合計
優秀事例件数	16	15	15	14	60

【施策3 人材育成・情報発信】

持続可能な社会づくりに向け、地域や職場で活躍するリーダーを育成するため、「あいち環境塾」を実施した（表2-16）。また、自治体職員を対象に、循環ビジネスやサーキュラーエコノミーについてのセミナーや研修会等を開催した。

表2-16 あいち環境塾によるリーダー育成者数

年度	2022	2023	2024	2025	合計
育成者数	23	23	19	19	84

情報発信としては、サーキュラーエコノミーの意義や先進事例を紹介するスターティングブックや動画などを作成し、サーキュラーエコノミー型ビジネスの普及に努めた。また、県Webサイト「あいち資源循環ナビ」において、県内のサーキュラーエコノミーや3R、循環ビジネスに関する最新情報や取組などの情報を積極的に発信した（表2-17）。県庁西庁舎1階に、「あいち資源循環推進センター」展示コーナーを設置し、サーキュラーエコノミー型製品の展示や愛知環境賞の受賞事例の紹介などを行っている。

表2-17 あいち循環ナビによる持続可能な社会に資する情報の発信件数

年度	2022	2023	2024	2025	合計
発信件数	25	24	20	23	92

【施策4 多様な主体との連携】

「環境パートナーシップ・CLUB（EPOC）」の協力のもと、「サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会」として循環ビジネスに関するセミナー・現地見学会・相談会などを開催し、循環ビジネスに取り組む事業者への情報提供や意見交換の場を提供した。また、「あいち資源循環ナビ」において、「循環資源事業者マッチングシステム」を運用することにより、異業種、他分野の産業をつなぐ事業者間のマッチングを支援した。

（２）県内事業者の認識・ニーズ

県内事業者のサーキュラーエコノミーに対する認知度や取組状況、課題等に関するアンケートを 2025 年 10 月に実施した（対象：2,872 事業所、回答数 735 事業所、回答率 25.6％）。

ア サークュラーエコノミーの認知度

サーキュラーエコノミーの認知度について、内容を理解している事業者が 41.9％、言葉を聞いたことはあるが内容までを知らない事業者が 32.4％であり、事業者への更なる理解の促進が必要である（図 2－37）。



図 2－37 県内事業者のサーキュラーエコノミー認知

イ サークュラーエコノミー推進の課題とニーズ

サーキュラーエコノミー型ビジネスを進める上での課題について、「費用負担の増加」（36.7％）や「専門的知識を持つ人材の確保」（21.9％）などが課題として挙げられた（図 2－38）。

また、57.8％の事業者が自社だけでは解決できない課題があると回答しており、事業者間の連携による課題解決が求められている（図 2－39）。

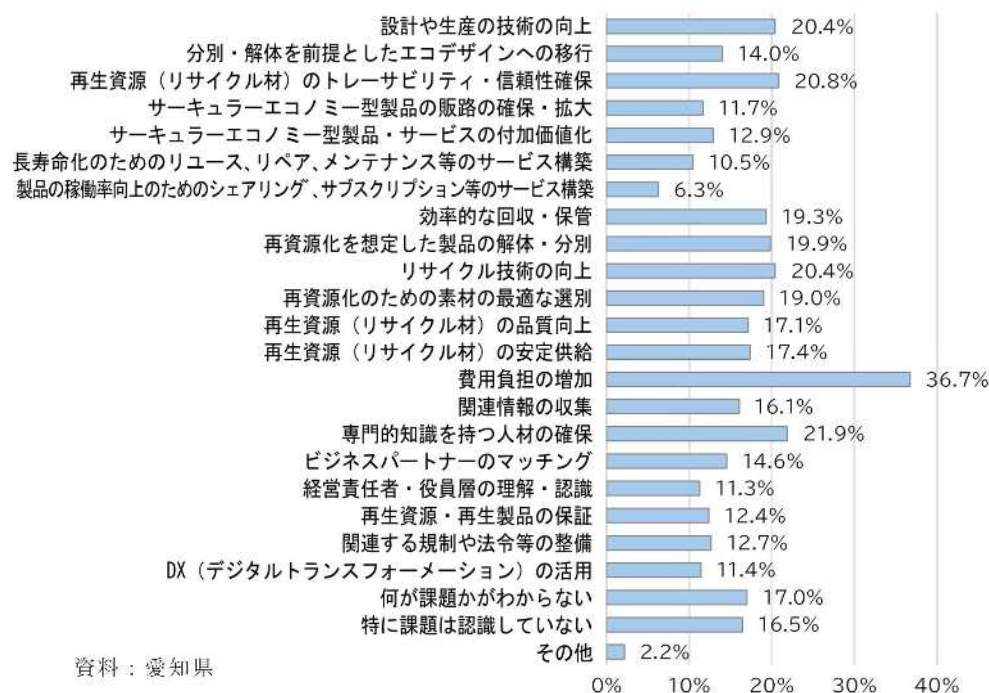


図 2－38 サークュラーエコノミー型ビジネスを進める上での課題

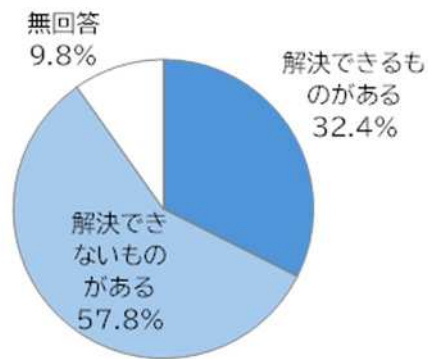


図 2 - 39 図 2 - 37 の課題に対して自社で解決できるか

(3) 主な課題

サーキュラーエコノミーに関する社会情勢の変化やこれまでの取組成果、県内事業者へのアンケート結果等を踏まえた課題は、次のとおり。

ア 新たなサーキュラーエコノミー推進分野の展開と循環型ビジネスの創出

これまでに県が掲げたプラスチックや太陽光パネルなどの 6 つの推進モデルにおいて、動脈産業と静脈産業が連携した製品や事業が生まれてきた。こうした成果を基盤として、引き続き、県の産業や経済の特性を生かした素材や製品を軸に、新たなサーキュラーエコノミー推進分野を展開するとともに、循環型ビジネスの創出・拡大を図る必要がある。

イ サークュラーエコノミーの理解の促進

事業者や県民におけるサーキュラーエコノミーへの関心は高まりつつある一方で、この内容について更なる理解の促進が必要である。このため、セミナーや Web ページなどの多様な機会や媒体を活用した循環型ビジネスの好事例の紹介や情報共有を進め、事業者や県民への理解促進を図る必要がある。

ウ 人材育成

循環型ビジネスの拡大には、専門的な知識やノウハウを有する人材の育成が重要である。このため、事業者、行政、大学等と連携し、セミナーや研修などを通じた学びの機会を充実させ、あらゆる事業者や行政を対象とした人材育成を実施する必要がある。

エ 多様な主体との連携

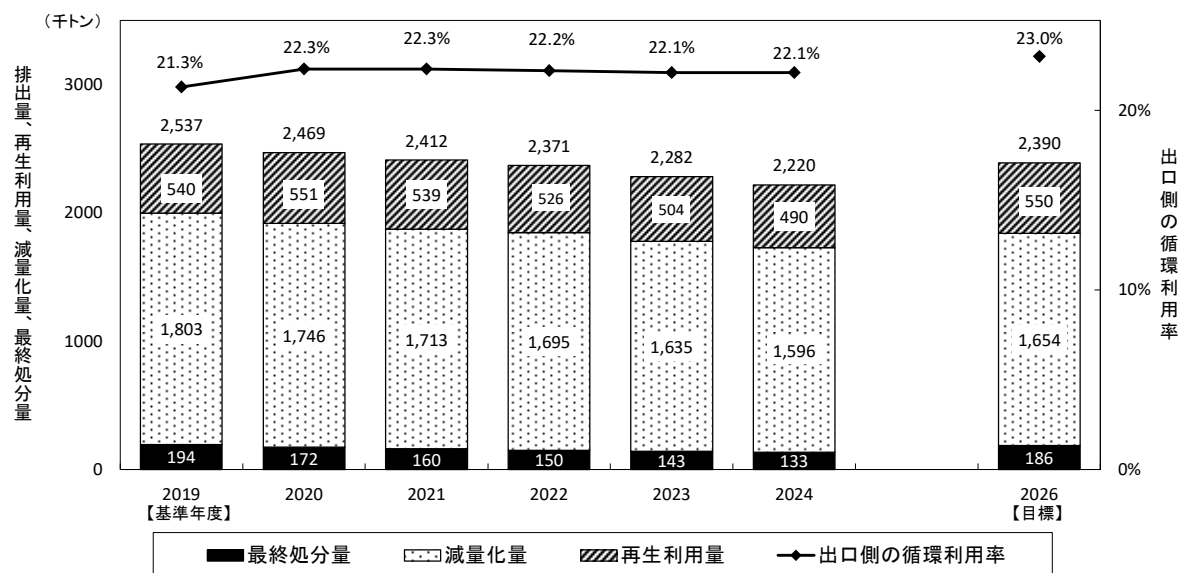
循環型ビジネスを進めるうえで、動脈産業や静脈産業をはじめとした多様な主体との連携が重要である。このため、事業者、行政、大学、金融機関等のマッチングを促進するとともに、製品の長寿命化や再生材の利用拡大等に向けたバリューチェーンの構築を図る必要がある。

5 廃棄物処理計画の進捗状況と課題

(1) 減量化の状況

ア 一般廃棄物

排出量、再生利用量、減量化量及び最終処分量については経年的にみればいずれも減少傾向にある一方で、出口側の循環利用率については約 22%で横ばいとなっている（図 2－40）。

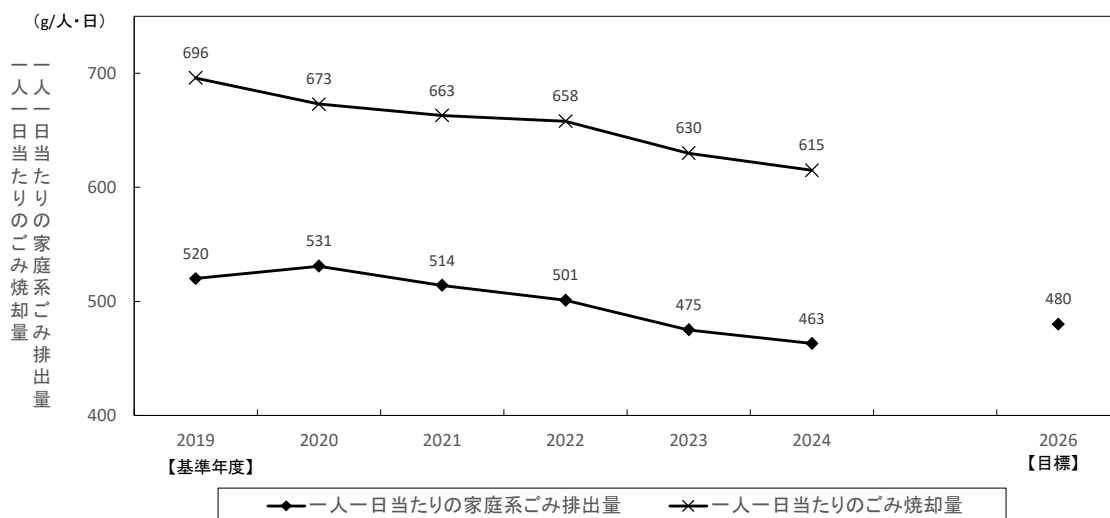


注：各年度のグラフ上部の数値は排出量を表している。

資料：愛知県

図 2－40 一般廃棄物の減量化の状況

一人一日当たりの家庭系ごみ排出量及び一人一日当たりのごみ焼却量についても、排出量等と同様、経年的にみれば減少傾向にある（図 2－41）。



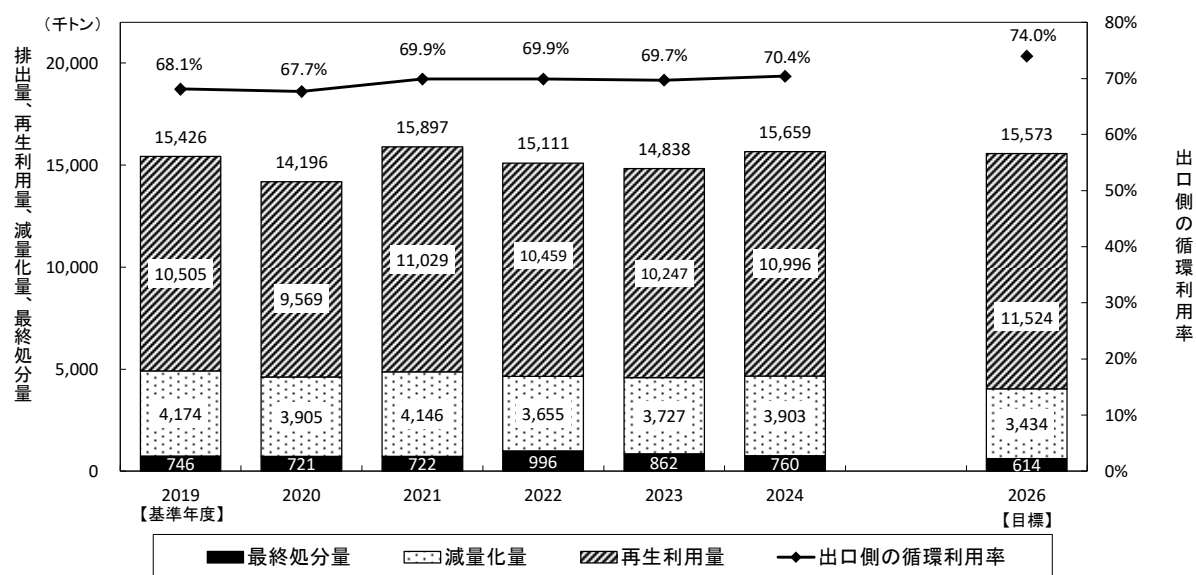
資料：愛知県

図 2－41 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量及び一人一日当たりのごみ焼却量

イ 産業廃棄物

排出量、再生利用量、減量化量については経年的にみれば横ばいである一方で、最終処分量については 2022 年度に大きく増加した後は減少傾向に転じ、2024 年度は 2021 年度以前と同等の水準に戻りつつある。

出口側の循環利用率については、70%前後の高水準で推移している（図 2－42）。



注：各年度のグラフ上部の数値は排出量を表している。

資料：愛知県

図 2－42 産業廃棄物の減量化の状況

(2) 目標の達成状況

前計画で掲げた減量化目標の達成状況は、次のとおりである。

なお、達成状況の評価に当たっては、排出量等の最新実績である 2024 年度実績によるものとする。

ア 一般廃棄物

前計画の目標達成状況は表 2-18 のとおりである。

表 2-18 一般廃棄物の目標達成状況

項目	基準年度の実績値 (2019 年度)	現状の実績値 (2024 年度)	目標値 (2026 年度)
排出量	2,537 千トン	2,220 千トン (12.5%減)	2,390 千トン (約 6 %減)
出口側の 循環利用率※	21.3%	22.1% (0.8 ポイント増)	約 23% (約 2 ポイント増)
最終処分量	194 千トン	133 千トン (31.4%減)	186 千トン (約 4 %減)
一人一日当たりの 家庭系ごみ排出量	520g	463g (11.0%減)	480g (約 8 %減)

※ 一般廃棄物の出口側の循環利用率は、[再生利用量]を[排出量]で除した数値

(ア) 排出量

2024 年度における排出量は 2,220 千トンと 2019 年度に比べ 12.5%減少しており、現状で目標値を達成している。排出量は経年的に減少傾向にあり、目標の達成が見込まれる。

(イ) 出口側の循環利用率

2024 年度における出口側の循環利用率は 22.1%と 2019 年度に対して 0.8 ポイント増加した。近年では出口側の循環利用率は横ばいであり、目標達成は困難と見込まれる。

(ウ) 最終処分量

2024 年度における最終処分量は 133 千トンと 2019 年度に比べ 31.4%減少しており、現状で目標値を達成している。最終処分量は経年的に減少傾向にあり、目標の達成が見込まれる。

(エ) 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量

2024 年度における一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は 463 g と 2019 年度に比べ 11.0%減少しており、現状で目標値を達成している。一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は経年的に減少傾向にあり、目標の達成が見込まれる。

イ 産業廃棄物

前計画の目標達成状況は表 2-19 のとおりである。

表 2-19 産業廃棄物の目標達成状況

項目	基準年度の実績値 (2019 年度)	現状の実績値 (2024 年度)	目標値 (2026 年度)
排出量	15,426 千トン	15,659 千トン (1.5%増)	15,573 千トン (約 1 %増)
出口側の 循環利用率※	68.1%	70.4% (2.3 ポイント増)	約 74% (約 6 ポイント増)
最終処分量	746 千トン	760 千トン (1.9%増)	614 千トン (約 18%減)

※ 産業廃棄物の出口側の循環利用率は、[再生利用量＋金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量－動物のふん尿の直接再生利用量]を[排出量]で除した数値

(ア) 排出量

2024 年度における排出量は 15,659 千トンと 2019 年度に比べ 1.5%増加しており、現状では目標値を達成していない。

(イ) 出口側の循環利用率

2024 年度における出口側の循環利用率は 70.4%と 2019 年度に対して 2.3 ポイント増加した。近年では出口側の循環利用率は横ばいであり、目標達成は困難と見込まれる。

(ウ) 最終処分量

2024 年度における最終処分量は 760 千トンと 2019 年度に比べ 1.9%増加しており、目標達成は困難と見込まれる。

(3) 取組の成果と課題

ア 3Rの促進

(ア) 主な取組内容

循環型社会の構築に向け、県民、事業者、市町村等と協力、連携し、適正な循環的利用の促進を図るため、次のような施策を行った。

< 県民の3Rの促進 >

- ・ごみゼロ社会推進あいち県民大会の場での啓発活動
- ・3Rに関するリーフレット配布による啓発活動
- ・環境学習副読本「わたしたちと環境」等による啓発活動

< 事業者による3Rの取組の促進 >

- ・多量排出事業者に対する廃棄物処理の減量化・資源化等の指導
- ・「エコアクション21」の認証に向けた認証取得研修会の開催

< 市町村の取組の促進 >

- ・ごみの排出抑制のため、ごみ処理有料化等の取組の促進

< 県の3Rの推進 >

- ・愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）に基づく廃棄物排出量削減の推進

○ 主な取組の実績・効果

- ・家庭ごみ処理有料化を実施している市町村の割合
35.2%（2019年度） ⇒ 51.9%（2024年度）
- ・ごみの分別数の増加
平均 21.4 分別（2019年度） ⇒ 21.7 分別（2024年度）
- ・あいちエコスタンダードの取組結果
可燃ごみ排出量：4,403 トン（2020年度） ⇒ 4,124 トン（2024年度）

(イ) 課題

廃棄物の処理については、排出者が責任を持つて行う必要がある。例えば、県民であれば、詰め替え可能な商品や長期間使うことができる商品を選択するなど、購入段階から使用後に排出する廃棄物の減量化、資源化を意識すること、また、事業者においては、原材料の選択の段階から、生産工程、流通・販売過程まで可能な限り廃棄物の発生を抑制する工夫を行うなど、排出事業者処理責任について常に認識することが重要である。

したがって、消費者（県民）や事業者の行動変容を促すことで、さらなる廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進に繋がる取組を推進していく必要がある。

イ 適正処理と監視指導の徹底

(ア) 主な取組内容

廃棄物処理法等の遵守はもとより、不適正処理の未然防止及び早期是正を図り、安心・安全な地域環境を確保するため、次のような施策を行った。

< 廃棄物の適正処理の指導 >

- ・ 事業所への立入検査、各種報告書等の提出時における指導
- ・ 電子マニフェストの普及促進
- ・ 優良産廃処理業者の育成及び処理業者情報の公表

< 特別管理産業廃棄物の適正処理 >

- ・ 事業所への立入検査、各種報告書等の提出時における指導
- ・ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物等の処理の推進

< 排出事業者処理責任の徹底 >

- ・ マニフェストの使用徹底や適正な委託契約等の排出事業者処理責任の周知・指導
- ・ 食品廃棄物の排出事業者向けパンフレットの配布

< 廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保 >

- ・ 施設の設置又は処理業の許可に当たっての適正な審査
- ・ 廃棄物処理施設の維持管理に関する情報公開の指導
- ・ 民間最終処分場設置者に対する維持管理積立金の活用による適正管理の指導

< 不適正処理の未然防止 >

- ・ 平日休日、昼夜間にわたる監視パトロールの実施（民間委託含む。）
- ・ 関係局・関係機関との連携による監視の強化
- ・ 再生品等を製造・販売する事業者に対する立入検査等の実施

○ 主な取組の実績・効果

- ・ 電子マニフェスト普及率：55.9%（2020年度） ⇒ 69.6%（2025年度）
- ・ 優良産廃処理業者（特別管理産業廃棄物を含む。）
収集運搬業許可業者認定件数：375件（2020年度） ⇒ 577件（2025年度）
処分業許可業者認定件数：59件（2020年度） ⇒ 100件（2025年度）
- ・ 苦情件数：154件（2020年度） ⇒ 58件（2025年度）
- ・ 強化月間（6月、11月）における立入指導
立入指導 890件、文書指導 67件（2025年度）
- ・ 民間警備会社による平日夜間及び休日の監視パトロール
延べ 630回（2025年度）
- ・ 再生品の環境安全性に係る分析検査：86件（2025年度）

(イ) 課題

不法投棄等を始めとする不適正処理について、廃棄物関係の苦情件数は減少傾向にあるものの、未だ撲滅には至っていない。安全で安心できる廃棄物処理を確保するため、電子マニフェストの普及促進、優良産廃処理業者の育成等の各種施策を引き続き推進するとともに、不適正処理の未然防止や早期是正、再発防止のための指導を徹底していく必要がある。

また、適正処理と監視指導の徹底を実効的かつ効率的に進めるため、デジタル技術の活用について検討することも重要である。

ウ 廃棄物処理施設の整備の促進

(ア) 主な取組内容

地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設の整備等を促進するため、次のような施策を行った。

＜地域環境に配慮した廃棄物処理施設の整備の促進＞

- ・愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）に基づく安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築の促進
- ・一般廃棄物の処理施設について、国の循環型社会形成推進交付金制度の活用などにより計画的な整備を促進
- ・産業廃棄物の処理施設について、信頼性と安全性を確保するため、愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づく地域環境に配慮した施設整備を促進

＜広域的な最終処分場の整備＞

- ・県内全域を受け入れ対象とした衣浦港3号地廃棄物最終処分場（知多郡武豊町地先）での廃棄物の受け入れ

＜し尿の適正処理の推進＞

- ・全県域污水適正処理構想と整合を図りながら、污水处理施設について、地域の実情に応じ、計画的、効率的な整備を推進

＜脱炭素社会を見据えた整備＞

- ・市町村設置処理施設について、国の交付金に関する指導監督や技術的助言
- ・廃棄物の収集運搬に用いる車両への次世代自動車導入の促進

○ 主な取組の実績・効果

- ・「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」に基づく焼却施設の集約化状況
県内13ブロックのうち9ブロックで目標施設数を達成
- ・国の循環型社会形成推進交付金制度の活用による整備（2021～2025年度）
18施設（最終処分場、ごみ焼却施設など（改修含む。））
- ・衣浦港3号地廃棄物最終処分場の埋立状況（全体4,960,000m³）
2025年度末現在埋立実績：3,781,770m³（進捗率76.2%）
2025年度搬入実績：246,471t
（一般廃棄物：58,080t、産業廃棄物：102,749t、建設発生土：85,641t）
- ・污水处理人口普及率
91.4%（2019年度） ⇒ 93.6%（2024年度）

(イ) 課題

市町村等が設置する焼却施設等の廃棄物処理施設については、資源循環の強化や気候変動対策の推進を踏まえ、持続可能な適正処理の確保に向けた整備が求められている。市町村等が厳しい財政状況の中でコスト削減を図りつつ、計画的かつ効率的な施設整備を推進できるよう支援する必要がある。

最終処分場については、県民の生活や産業活動を支える上で必要な施設であり、民間事業者のみによる施設の確保は極めて困難である。したがって、公共関与による広域的な最終処分場について、現在供用中の衣浦港3号地廃棄物最終処分場における埋立免許期間（2033年4月まで）満了後の新たな施設の確保に向けた検討を進める必要がある。

エ 非常災害時における処理体制の構築

(ア) 主な取組内容

災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適正な処理及び災害発生後の早期復旧・復興に資する体制を構築するため、次のような施策を行った。

＜災害廃棄物対策に係る体制整備＞

- ・市町村、民間事業者、国、他県との連携強化
- ・令和6年能登半島地震における県内市町村と連携した被災地支援

＜災害廃棄物対策としての処理施設の整備・防災対策＞

- ・市町村設置処理施設について、国の交付金に関する指導監督や技術的助言

＜人材育成・訓練＞

- ・市町村、一部事務組合等を対象とした研修会及び図上演習の実施

○ 主な取組の実績・効果

- ・市町村、一部事務組合等を対象とした研修会及び図上演習の実施
研修会：2回、図上演習：1回（2025年度）
- ・市町村災害廃棄物の処理計画の策定市町村
53市町村（2021年3月） ⇒ 全54市町村（2026年3月）

(イ) 課題

本県において大きな被害が想定される南海トラフ地震等の大規模災害発生時に備え、令和6年能登半島地震の経験を踏まえて、研修会や図上演習の実施等による市町村の災害廃棄物対応能力の向上支援や、国・他県・市町村・民間事業者等との連携強化など、平時からより実効性のある災害廃棄物処理体制の構築を図る必要がある。

オ 循環ビジネスの振興

循環ビジネスに係る主な取組内容及び課題については第2章4に記載する。

カ プラスチックごみ削減の推進

(ア) 主な取組内容

プラスチックごみの削減や再利用を推進するため、次のような施策を行った。

<消費者の取組促進>

- ・プラスチックごみ削減に向けた消費者向け普及啓発事業の実施
- ・海岸漂着物に関する環境学習の促進や普及啓発事業の実施

<事業者の取組促進>

- ・「レジ袋削減取組店制度」、「ワンウェイプラスチックごみ削減取組表彰制度」を通じた事業者の取組促進

<市町村の取組促進>

- ・市町村職員向け研修会の開催を通じた情報提供
- ・市町村が実施する海岸漂着物の回収・処理等への財政支援

○ 主な取組の実績・効果

- ・「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」表彰制度による表彰件数
レジ袋削減取組店制度 : 52 件 (2021～2025 年度)
ワンウェイプラスチックごみ削減取組表彰制度 : 6 件 (2021～2022 年度)
- ・プラスチック資源循環法に基づく再商品化計画の認定取得
3 件 (2026 年 3 月)
- ・プラスチック使用製品廃棄物の分別収集を実施している市町村数
30 市町村 (2025 年 8 月)
- ・海岸漂着物の回収・処理等に係る市町村への支援
15 市町村 (2025 年度)

(イ) 課題

事業者や市町村によるプラスチック資源循環の取組は一定程度進展しているものの、プラスチックごみのさらなる削減に向けて消費者に対して引き続き普及啓発を実施していくとともに、事業者に対してプラスチックのさらなるリサイクル促進を図る必要がある。また、プラスチックごみの再利用を促進するため、引き続き市町村への支援・助言等を行っていく必要がある。

海岸漂着物については、内陸部のごみが川を通じて海に流れ込むなど上流地域も含めた広域に渡る問題であるため、その発生抑制に向けて広く県民の理解を得るとともに、近隣の県などとの連携を強化していく必要がある。

キ 食品ロス削減の推進

食品ロス削減の推進に係る主な取組内容及び課題については、第 5 章 3 に記載する。

第3章 計画目標

1 目指す愛知の未来

天然資源投入量と廃棄物発生量が最小化され、循環型社会が実現した
「環境首都あいち」

本県は、大都市圏を擁し、自動車産業を中心とした産業構造とそれを支える高度な技術力、全国有数の農業基盤、豊かな森林資源、人・モノ・情報が交流する地理的優位性を有しており、国内の産業・経済において重要な役割を果たしている。一方で、全国一の産業県であるからこそ環境分野でもトップランナーであるべきという考えのもと、様々な環境施策の推進により「環境首都あいち」の役割を発揮していくことが求められる。

資源循環の分野においては、大量生産・大量消費からの脱却、資源投入量・廃棄物発生量の最小化、リサイクルの高度化などにより資源を有効に循環利用していくことが求められている。

本計画では、従来の廃棄物の適正処理や3Rの取組に加え、エコデザイン、ストックの有効活用、製品の長寿命化・サービス化などにより、資源投入量や廃棄物発生量を最小化するサーキュラーエコノミーの考え方が浸透した「循環型社会」の形成を目指す。

また、循環型社会の形成を通じて、資源の有効な利用、資源循環の高度化、海洋プラスチックへの対応、温室効果ガス削減、生物多様性の保全が図られるなど、自然システムが再生され、環境負荷が最小化された「環境首都あいち」を実現する。

そして、循環ビジネスの進展による地域産業の競争力強化や経済成長、環境に配慮したライフスタイルの実践による健やかで幸せな暮らしなど、環境と経済、社会との統合的向上が図られた持続可能な社会につなげていく。

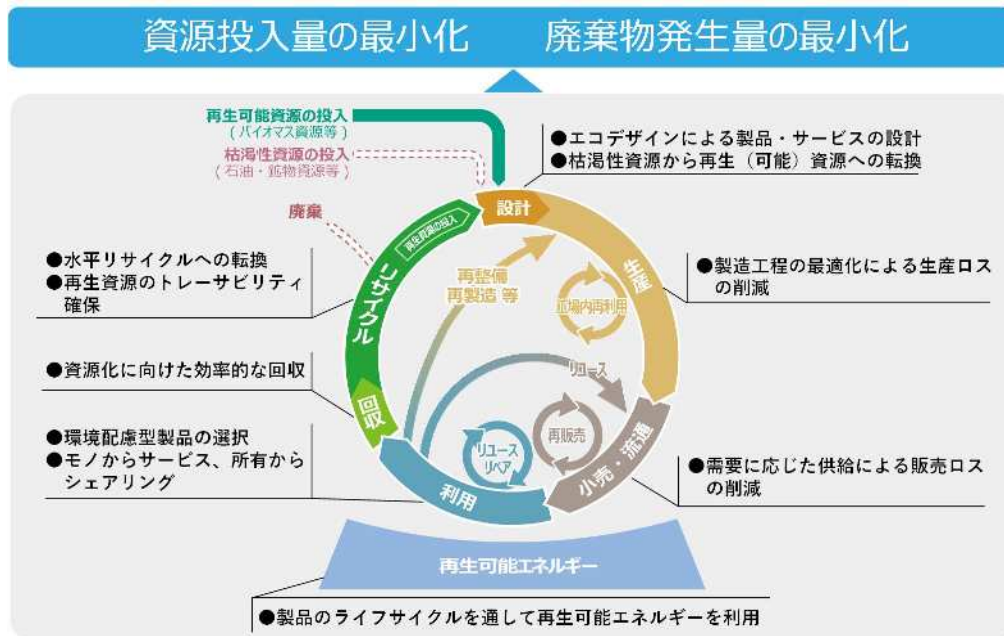
目指すべき姿

- あらゆる製品や素材を資源として有効に循環利用するサーキュラーエコノミーが社会に定着し、資源の安定確保を図るとともに、資源投入量や廃棄物発生量が最小化
- バイオマス資源や未利用エネルギーが利活用され、資源や地域の特性に合わせた循環が構築
- 「モノからサービスへ」、「所有からシェアリングへ」などの経済活動や、製品を長く使い続けられる環境整備、サーキュラーエコノミー型商品などの環境配慮型製品が選択される消費行動が活発化
- 製品のライフサイクルを通して、事業者間のバリューチェーンやパートナーシップによる循環ビジネスが進展
- 先導的な循環ビジネスやリサイクル技術が県内に広く展開され、持続可能な形で利用することによる地域のウェルビーイングや地域の魅力の向上

サーキュラーエコノミーの構築

サーキュラーエコノミーでは、製品のライフサイクルを事業者間のバリューチェーン全体で考え、設計・生産、流通・小売、利用、回収・リサイクル、廃棄の各段階で、資源の有効利用や再生可能エネルギーの活用など、可能な限り環境負荷低減を図る取組を適切に行うことが重要である。

【サーキュラーエコノミーによる循環型社会の形成のイメージ】



バリューチェーンの各段階に求められる取組は次のとおり。

①設計

製品の耐久性向上、長寿命化、容器や包装の見直し、メンテナンスやリサイクルのしやすさなどに配慮した製品のライフサイクル全体を見据えた循環型設計（Circular Design）とする。また、製品を所有せずサービスとして利用する「PaaS（Product as a Service）」による利用頻度の向上や長期利用を通じ資源効率性を高める。

②生産

生産ロスの改善による原料やエネルギー使用量の削減や歩留まりの改善、端材の有効利用などにより資源効率性を高め、生産工程での廃棄を最小限にする。

③流通・小売

過剰在庫等から発生する販売ロスの削減や、容器包装の見直し、PaaSを利用したサービス提供への切り替え等が求められる。

④利用

PaaSやシェアリングサービスの活用、リユース品の利用、排出する際のリユース市場の活用、分別排出等が求められる。

⑤回収・リサイクル

製品の自主回収などリサイクルしやすい状態での回収、これまでのカスケードリサイクルから水平リサイクルへの転換、再生資源のトレーサビリティの確保等が求められる。

⑥廃棄

廃棄は最小限に抑え、どうしても廃棄を行う場合はエネルギー回収を行う等、資源を有効利用したうえで処分する。

2 廃棄物処理の目標

(1) 目標設定の考え方

ア 目標設定における方針

本県の過去の実績に基づく推計と国の基本方針（表 3－1）で示された削減目標、さらには本県の現状を十分に踏まえつつ、可能な限り環境負荷の軽減を図る方向で目標を設定する。

また、ごみの発生抑制及び焼却処理から循環利用への転換に向けた取組目標として、一般廃棄物の数値目標に「一人一日当たりのごみ焼却量」を追加する。

表 3－1 国の基本方針における廃棄物の減量化目標（目標年度は 2030 年度）

	一般廃棄物	産業廃棄物
排 出 量	2022 年度比 約 9 %削減	2022 年度比 約 1 %増加に抑制
出口側の 循環利用率※	約 26%	約 37%
最終処分量	2022 年度比 約 5 %削減	2022 年度比 約 10%削減
一人一日当たりの 家庭系ごみ排出量	約 478g	—
一人一日当たりの ごみ焼却量	約 580g	—

※：廃棄物等の発生量のうち、循環利用量(再使用・再生利用量)の占める割合を表す指標
一般廃棄物の「出口側の循環利用率」は、[再生利用量]を[排出量]で除した数値
産業廃棄物の「出口側の循環利用率」は、[再生利用量＋金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき
類それぞれの減量化量－動物のふん尿の直接再生利用量]を[排出量]で除した数値

イ 将来予測

一般廃棄物については県民の分別排出や市町村の分別収集等による取組が今後も継続されるものとして、産業廃棄物については県内の事業者における排出抑制や資源化の取組状況が今後も維持されるものとして、過去の実績に則して将来予測を行った。将来推計の結果については表３－２のとおりである。

表３－２ 過去実績に則した廃棄物の将来推計結果

	一般廃棄物		産業廃棄物	
	基準年度 (2024 年度)	目標年度 (2031 年度)	基準年度 (2024 年度)	目標年度 (2031 年度)
排出量	2,220 千トン	2,103 千トン (5.2%減)	15,659 千トン	16,473 千トン (5.2%増)
再生利用量	490 千トン	448 千トン (8.6%減)	10,996 千トン	11,640 千トン (5.9%増)
減量化量	1,597 千トン	1,530 千トン (4.2%減)	3,903 千トン	4,022 千トン (3.0%増)
最終処分量	133 千トン	125 千トン (6.4%減)	760 千トン	810 千トン (6.6%増)
出口側の 循環利用率	22.1%	21.3% (0.8ポイント減)	70.4%	70.8% (0.4ポイント増)
一人一日当たりの 家庭系ごみ排出量	463g	440g (5.0%減)	—	—
一人一日当たりの ごみ焼却量	615g	594g (3.4%減)	—	—

(2) 一般廃棄物の数値目標

2031 年度における目標値を、将来推計結果及び国の基本方針を踏まえた上で、表 3－3 のとおり設定する。

表 3－3 一般廃棄物の数値目標

項目	基準年度実績値 (2024 年度)	目標値 (2031 年度)	【参考】将来推計値 (2031 年度)
排出量	2,220 千トン	2,079 千トン (6.4%減)	2,103 千トン (5.2%減)
出口側の 循環利用率	22.1%	23% (0.9ポイント増)	21.3% (0.8ポイント減)
最終処分量	133 千トン	125 千トン (6.4%減)	125 千トン (6.4%減)
一人一日当たりの 家庭系ごみ排出量	463g	434g (6.3%減)	440g (5.0%減)
一人一日当たりの ごみ焼却量	615g	537g (12.8%減)	594g (3.4%減)

注：目標値の（ ）は、基準年度（2024 年度）と比較した場合の増減割合等を示す。

ア 排出量

2031 年度における将来推計値は 2,103 千トンであるが、国の基本方針において 2030 年度に 2022 年度比で約 9 %削減するとしていることを踏まえ、人口の推移や基準年度から目標年度までの年数を考慮し、基準年度の 2024 年度実績から 6.4%削減する 2,079 千トン为目标とする。

イ 出口側の循環利用率

2024 年度における実績値は 22.1%と前計画の目標である約 23%を下回っているものの、プラスチック類を始めとした再生利用の促進を図るための施策を継続することとし、前計画に引き続き 23%为目标として設定する。

ウ 最終処分量

2031 年度における将来推計値は、2024 年度から 6.4%減少する 125 千トンであり、国の基本方針（2030 年度に 2022 年度比で約 5 %削減）を満足しているため、将来推計値である 125 千トン为目标とする。

エ 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量

2031 年度における将来推計値は 440g であるが、基準年度における一般廃棄物の排出量に占める家庭系ごみ排出量の割合を踏まえた上で、アで掲げた排出量の目標値 2,079 千トンと整合を図り、基準年度の 2024 年度実績から約 6.3%削減す

る 434g を目標とする。

オ 一人一日当たりのごみ焼却量

2031 年度における将来推計値は 594g であるが、国の基本方針において 2022 年度実績 679g に対して 2030 年度目標が 580g と 2022 年度比で 14.6%削減することとしていることを踏まえ、基準年度から目標年度までの年数を考慮し、基準年度の 2024 年度実績から約 12.8%削減する 537g を目標とする。

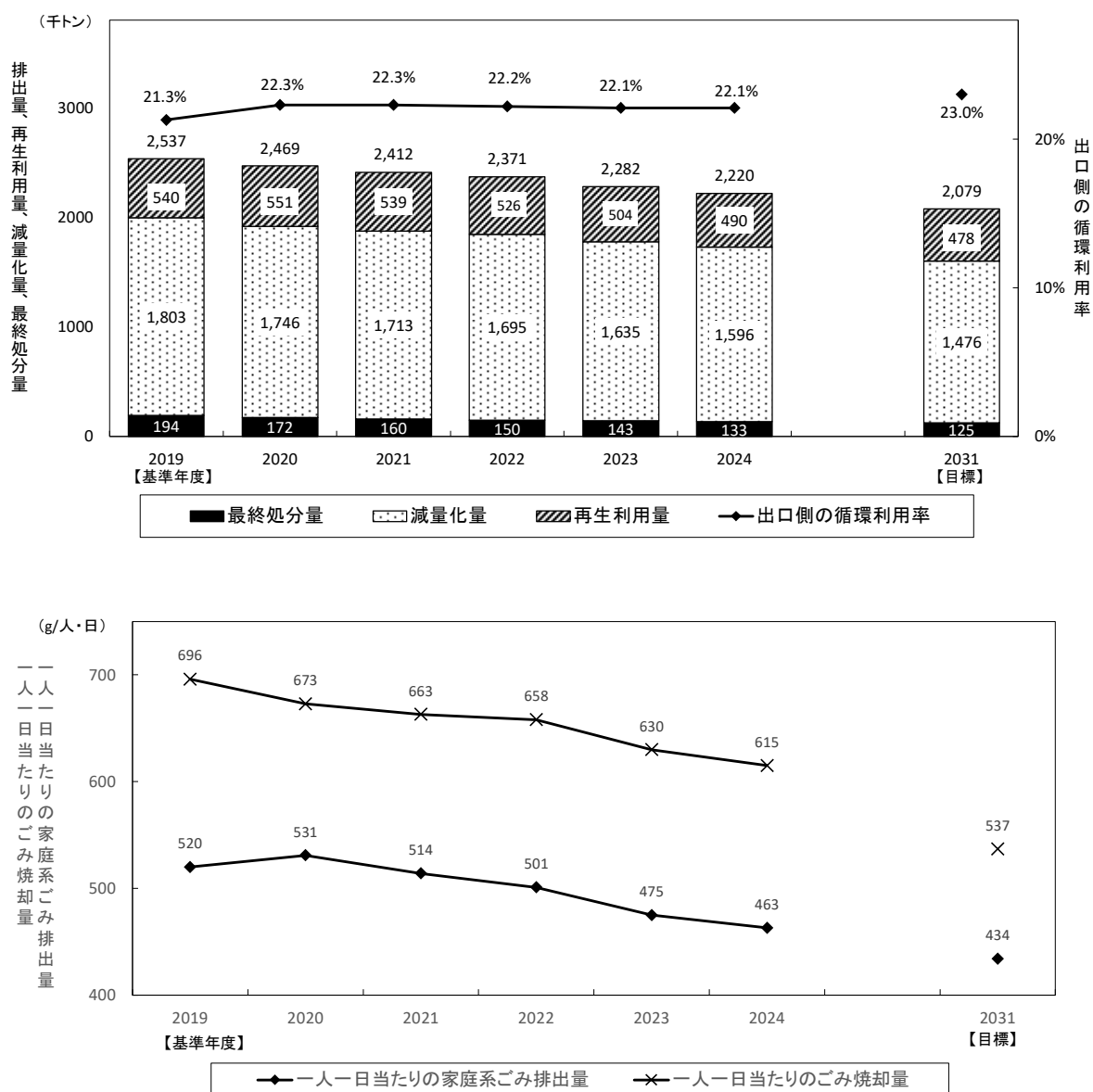


図 3 - 1 一般廃棄物の数値目標

(3) 産業廃棄物の数値目標

2031 年度における目標値を、将来推計結果及び国の基本方針を踏まえた上で、表 3－4 のとおり設定する。

表 3－4 産業廃棄物の数値目標

項目	基準年度実績値 (2024 年度)	目標値 (2031 年度)	【参考】将来推計値 (2031 年度)
排出量	15,659 千トン	15,796 千トン (0.9%増)	16,473 千トン (5.2%増)
出口側の 循環利用率	70.4%	74% (3.6ポイント増)	70.8% (0.4ポイント増)
最終処分量	760 千トン	694 千トン (約 8.8%減)	810 千トン (6.6%増)

注：目標値の（ ）は、基準年度（2024 年度）と比較した場合の増減割合等を示す。

ア 排出量

2031 年度における将来推計値は 16,473 千トンであるが、国の基本方針において 2030 年度は 2022 年度比で約 1 %の増加に抑制するとしていることを踏まえ、基準年度から目標年度までの年数を考慮し、基準年度の 2024 年度実績から 0.9%の増加に抑制する 15,796 千トンを目標とする。

イ 出口側の循環利用率

2024 年度における実績値は 70.4%と前計画の目標である約 74%を下回っていること、また、本県における循環利用率は国の目標（37%）を大きく上回る 70%前後の高水準を維持しているものの、ここ数年は横ばいの傾向であることを考慮しつつ、今後サーキュラーエコノミーへの転換等に係る新たな施策の展開により循環利用率の増加を図ることとし、前計画に引き続き 74%を目標として設定する。

ウ 最終処分量

2031 年度における将来推計値は 810 千トンであるが、国の基本方針において 2030 年度に 2022 年度比で約 10%削減するとしていることを踏まえ、基準年度から目標年度までの年数を考慮し、基準年度の 2024 年度実績から 8.8%削減する 694 千トン为目标とする。

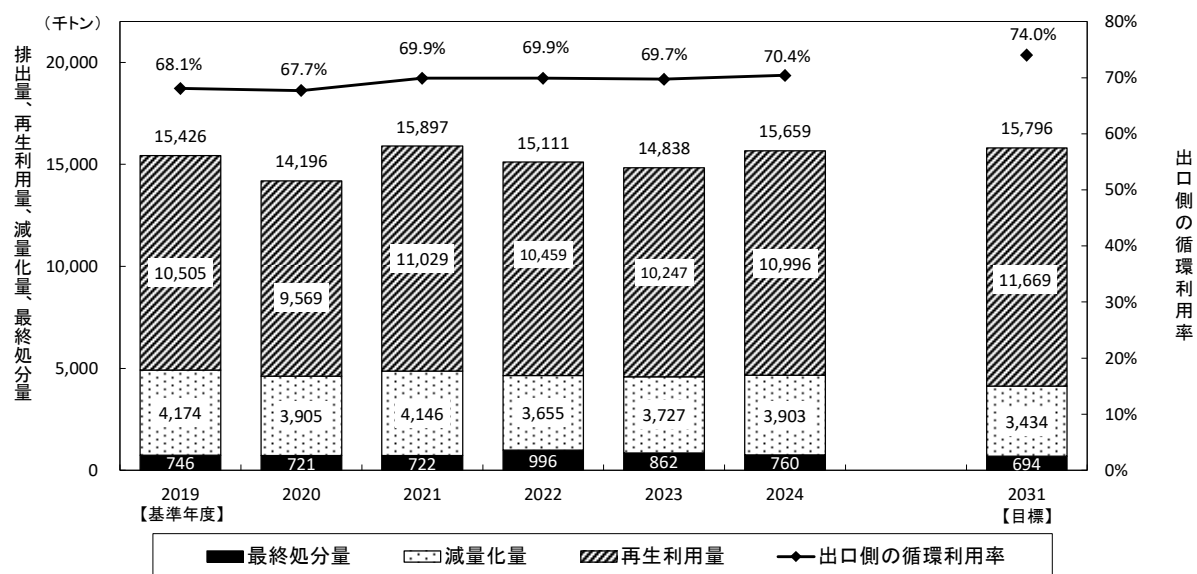


図 3 - 2 産業廃棄物の数値目標

3 主要施策の目標管理

第4章において、本計画の目標達成に向けて7つの施策を推進することとしている。本計画の進行管理を行う上で、それぞれの施策に対して評価指標を設定し、各施策の進捗状況を定期的に把握・検証することで適切な進行管理を行うこととする。各施策に対する評価指標は表3-5のとおり設定する。

表3-5 主要施策ごとの評価指標

主要施策	評価指標	現状値 (2025年度)	目標値※ ¹ (2031年度)
資源の循環利用に向けた行動変容の促進	企業向けセミナー等の開催回数	2回	3回／年
サーキュラーエコノミーの推進	サーキュラーエコノミー型ビジネスに関する相談件数	478件	500件／年
廃棄物処理施設の整備の促進	愛知県ごみ処理広域化・集約化計画における焼却施設の集約化計画の達成地域数※ ²	2地域	6地域
適正処理と監視指導の徹底	監視パトロールの実施回数	600回以上	600回以上／年
非常災害時等における処理体制の構築	市町村に対する災害廃棄物対策に係る研修等の実施回数	3回	3回／年
プラスチックごみ削減の推進	「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」と連携したイベントの実施回数	1回	1回／年
食品ロス削減の推進	あいち食品ロス削減パートナーシップ制度登録事業者数	22事業者	28事業者

※1 目標値は計画期間最終年度である2031年度までの累計又は2031年度の目標

※2 県内13ブロックのうち、2031年度までに集約化を進めることとしたのは6ブロック

第4章 施策の展開

1 施策の方針

本計画では、第2章で抽出された課題への対応や第3章で掲げた目標の達成に向け、図4-1の体系図に基づき各種施策を総合的かつ計画的に推進する。

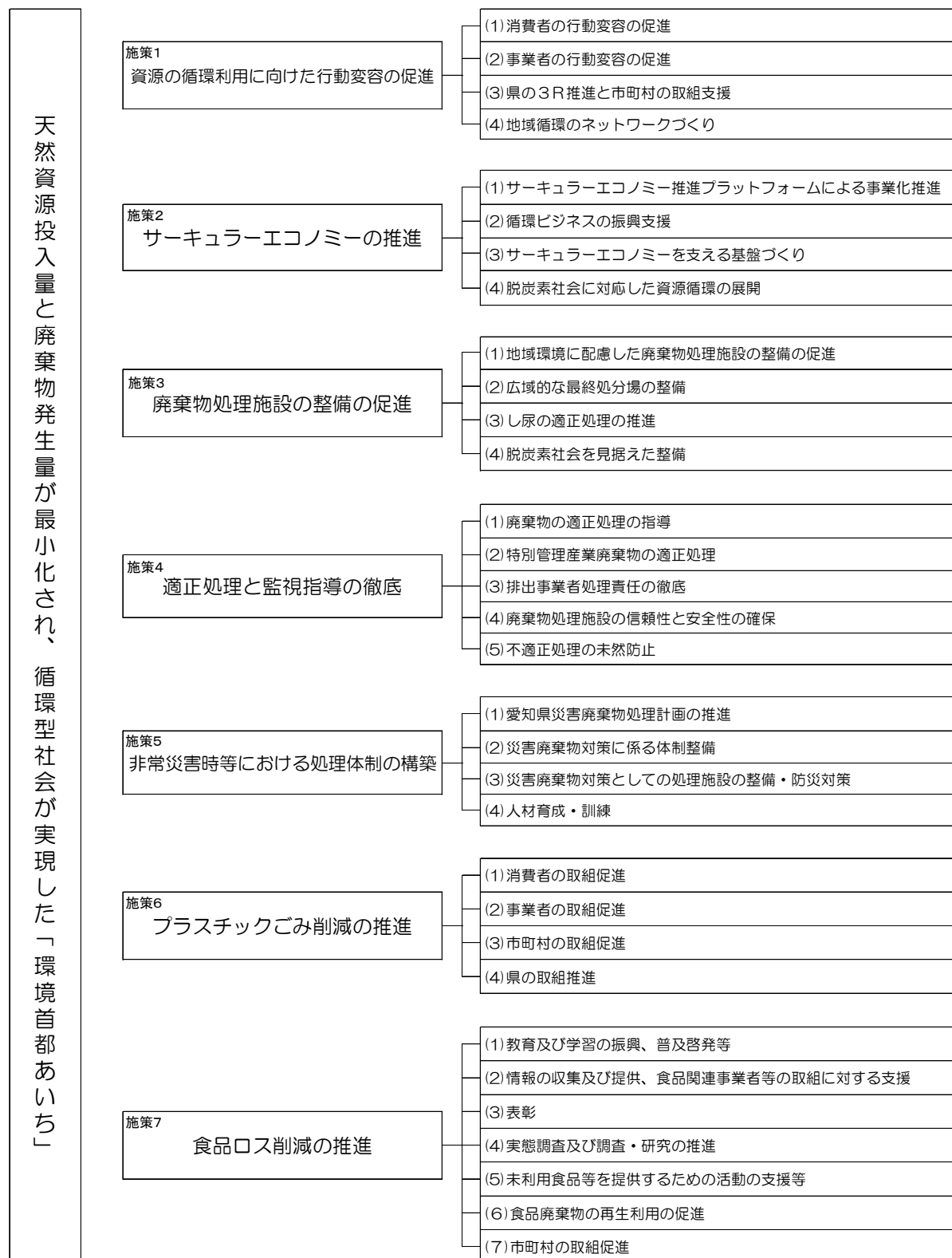


図4-1 本計画における施策体系図

2 具体的施策

施策 1 資源の循環利用に向けた行動変容の促進

消費者（県民）や事業者による資源の循環利用を促進するための取組を進めます

（１）消費者の行動変容の促進

- ① 人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費する「エシカル消費」の普及啓発を行う。
- ② 消費者が商品の購入、使用に当たり、使い捨て商品の購入を避け、詰め替え可能な商品や長期間使える環境に配慮した製品、修理等ができる製品を選択するなど、商品のシェアリングやリユース、廃棄物の排出抑制に取り組むよう啓発を行う。
また、より多くの消費者（県民）に対して啓発すると同時に、啓発時に発生する廃棄物を削減するため、Web ページや SNS 等を積極的に活用する。 **取組の強化**
- ③ 市町村や関係団体と連携し、マイバッグの普及を促進するとともに、容器包装廃棄物や資源ごみの分別収集への協力を呼びかける。
- ④ 環境配慮行動（エコアクション）に対して県独自ポイント「あいちエコアクション・ポイント」を発行し、県民の行動変容を促す。
- ⑤ 「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の事務局として県民大会等の開催により 3 R の必要性等を広く啓発する。
- ⑥ 3 R の促進や適正処理等に関する知識の普及と意識の醸成を図るため、県民の環境学習を促進する。 **取組の強化**
 - ・学校教育の場で活用する環境学習副読本「わたしたちと環境」の作成
 - ・あいち環境学習プラザや AEL ネットを活用した環境学習の場の提供
 - ・Web ページ「あいち資源循環ナビ」を活用した資源循環に関する意識啓発
 - ・海岸漂着物や食品ロスに関する環境学習プログラムの普及
 - ・生態系に影響を及ぼすおそれがあるマイクロプラスチックをはじめとする海岸漂着物に関する情報提供、普及啓発等
- ⑦ エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が家電リサイクル法の対象品目であることや、そのリサイクルシステムについて普及啓発を行う。
- ⑧ リチウムイオン電池等について、リチウムイオン電池等による火災事故防止を目指す「LiB（リブ）パートナー」に登録し、市町村の分別ルールに従い、適切に排出するよう普及啓発を行う。 **新規**

（２）事業者の行動変容の促進

- ① 資源有効利用促進法に基づき、リサイクルが容易な設計、長寿命化・省資源化への配慮など、事業者が自ら製造する製品について消費や廃棄の段階まで責任を持つよう、事業者の自主的な取組を促進する。 **取組の強化**
- ② 原材料の選択、製造工程等の工夫などサプライチェーン全体での事業者による自主的取組を促進するため、資源の循環利用に関する知識、発生抑制や再使用、再生利用に有効な情報、先進事例等について、セミナーや研修会の開催、Web ページ

の活用等により情報提供に努める。

取組の強化

- ③ 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定や毎年度の報告を通じて、3Rの推進など減量化の取組を指導する。また、多量排出事業者が提出した産業廃棄物処理計画等を Web ページで公表することにより、多量排出事業者の廃棄物の減量化・資源化等を促進する。
 - ④ 事業活動全般にわたり環境保全への取組を効率的に進めるための組織内の体制、手続き、審査等を定めた「エコアクション 21」等の環境マネジメントシステムの導入を促進する。
 - ⑤ 「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の活用等により、市町村と連携し、ごみゼロ社会推進表彰の実施等を通じて、事業者の環境に配慮した活動を推進し、資源の有効利用を促進する。
- 新規**
- ⑥ 再生利用個別指定制度や廃棄物再生事業者の登録制度により、再生利用の促進に努める。
 - ⑦ 「愛知県家畜排せつ物利用促進計画」(2026 年 3 月)に基づき、資源循環型畜産を推進し、2026 年度から 2030 年度にかけて家畜排せつ物を処理・利用促進するための施設・機械等 64 箇所の整備を進める。
 - ⑧ 建設リサイクル法及び「建設リサイクル推進計画 2020」に基づき、分別解体、再資源化の普及啓発を行うとともに、関係機関との連携による建設工事現場でのパトロールの実施などによりその促進に努める。また、中部地方建設副産物対策連絡協議会を通じて、関係事業者等と建設副産物に関する情報交換・共有を行う。
 - ⑨ 排出事業者、処理業者及び市町村に対して、本計画の周知を図るとともに、廃棄物の適正処理や減量化・資源化に関するパンフレットの配布などにより資源の循環利用に対する意識の高揚を図る。

(3) 県の 3 R 推進と市町村の取組支援

- ① 産業廃棄物税を課すことにより、廃棄物の発生抑制、減量化・資源化の促進、埋立処分量の削減を促すとともに、得られた税収により、廃棄物の減量化・資源化等の 3R の促進や適正処理に関する施策等の推進を図る。また、税制度の目的や効果等について県民や事業者によく周知する。
- ② Web ページ「あいち資源循環ナビ」により、循環ビジネス支援制度の紹介等、広く県民や排出事業者へ情報提供を行う。
- ③ 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理状況について把握し、Web ページ等により広く県民に情報提供を行う。
- ④ 小型家電リサイクル法に基づき、パソコン等小型家電のリサイクルについて、県民及び事業者へ周知を図る。
- ⑤ 自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の適正な処理及び資源の有効な利用を促進する。
- ⑥ 今後、大量排出が予想される太陽光パネル等の廃棄物について、適正処理及びリサイクルを推進する。
- ⑦ 科学技術の進展に伴い、増加が懸念される炭素繊維強化プラスチック (CFRP) な

どのリサイクルが困難な廃棄物について、事業者によるリサイクル技術開発を支援し、資源化の促進を図る。

新規

- ⑧ 今後、可燃ごみとして増加が懸念される使用済み紙おむつについて、事業者によるリサイクル技術開発や市町村の3R推進を支援し、焼却処理から資源化への転換を促進する。

新規

- ⑨ 「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」に基づき、環境物品等の率優先的な調達に取り組む。また、愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）により、廃棄物の分別、排出抑制及び再利用の徹底を推進する。

- ⑩ 県の事業においては、「愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）」の運用により、リサイクル資材の率優先利用を推進するとともに、建築物の解体等の工事に伴い生じたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材等については「建設リサイクル推進計画 2020」に基づき、建設副産物のリサイクルや適正処理を推進する。また、上下水汚泥について有効利用を図る。

- ⑪ リユースやリサイクルに関する先進的な市町村等の取組について横展開を図り、県内の消費者や事業者の行動変容を促進する。

- ⑫ 市町村が策定する「一般廃棄物処理計画」に基づく一般廃棄物の分別収集や計画的な収集、処分を促進し、資源回収などによるごみ排出量の削減、再生利用等による資源循環の推進を支援する。

- ⑬ 市町村が行う以下の取組を促進するため、啓発、情報提供、技術的支援等を行う。

取組の強化

- ・ごみの排出量削減及び資源化
- ・不用品の再使用、再生利用
- ・リチウムイオン電池やスプレー缶、水銀使用廃製品等の適正処理が困難な廃棄物への対応
- ・公共工事に伴い発生する建設系廃棄物などのリサイクルや環境物品等の率優先的な調達
- ・各個別リサイクル法に基づく取組

- ⑭ ごみの排出抑制のため、市町村によるごみ処理の有料化の検討を促進する。

- ⑮ 家庭から排出される資源ごみの民間事業者等によるリサイクル状況の実態把握について、市町村の取組を促進する。

（４）地域循環のネットワークづくり

- ① 容器包装リサイクル法について、「愛知県分別収集促進計画」に基づき、市町村及び事業者団体と連携して、その普及、浸透を図る。

- ② 「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」（2011年8月策定、2023年3月改定）に基づき、民間団体等との連携体制を強化しながら、海岸漂着物の回収・処理など海岸の環境保全のために必要な措置を行う。

- ③ 中部国際空港島と周辺地域を中心として、最先端技術・サービスの社会実装によるイノベーション創出のための拠点化を進め、県内への普及を促進する「あいち・とこなめスーパーシティ構想」において、本県における都市鉱山及びパイオマ

ス資源の活用に向けた調査・検討を行う。

新規

- ④ 県内及び中部地域において、国や近隣自治体、事業者等と連携し、金属、プラスチック、太陽光パネル等のリサイクルを推進するための動静脈連携、地域連携の促進、資源循環ビジネスの創出を図る。

取組の強化

- ⑤ 国の「資源循環自治体フォーラム」などを通じて、近隣自治体との情報共有、連携強化を図る。

- ⑥ 業界団体との連携や Web ページ「あいち資源循環ナビ」の循環資源事業者マッチングシステムの活用などにより、静脈産業側における再生材の安定供給、動脈産業側における再生材を活用した製品設計や原料変更を促進する。

取組の強化

施策2 サークュラーエコノミーの推進

サーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換と3Rの高度化による循環ビジネスの進展を目指します

(1) サークュラーエコノミー推進プラットフォームによる事業化推進

- ① 事業者、大学、行政等の多様な主体が参画する「サーキュラーエコノミー推進プラットフォーム」を構築し（図4-2）、情報共有や交流、テーマ提案、マッチング等を通じて、業種や分野を越えた連携を促進するとともに、新たな循環ビジネスの創出を図る。

なお、県内でサーキュラーエコノミーの取組が進みやすい素材・製品等について示すことで、循環ビジネスの事業化促進を図る。

新規

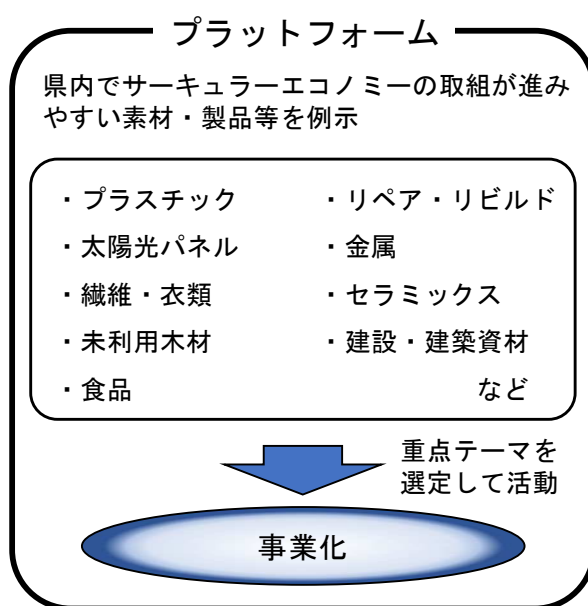


図4-2 サークュラーエコノミー推進プラットフォームのイメージ図

- ② サークュラーエコノミー推進プラットフォームにおいて提案されたテーマのうち、事業化の可能性や県内への波及効果等を踏まえて重点的に取り組むテーマについて、専門家による助言、事業化に向けた必要な調査、実証等を行い、多様な主体の連携による循環ビジネスの事業化を支援する。
- ③ サークュラーエコノミー推進プラットフォームの登録事業者が進める事業化に対し、「あいち資源循環推進センター」を基盤に、環境技術や循環ビジネスの豊富な知識・経験を持つ「循環ビジネス創出コーディネーター」や有識者のフォローアップ等により、個別に支援する。

新規

新規

(2) 循環ビジネスの振興支援

- ① 「あいち資源循環推進センター」において、循環ビジネス創出コーディネーターを配置し、事業化に向けた相談や技術指導に加え、サーキュラーエコノミー型ビジネスやリソーシング産業への転換を図る相談など、循環ビジネスの発掘・創出

から事業化、事業継続、普及・展開までを総合的に支援する。

取組の強化

- ② 愛知県循環型社会形成推進事業費補助金により、先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討、エコデザインを施した製品製造設備やリサイクル設備等の整備（リサイクル、リデュース、プラスチック関係設備整備）を実施する事業者に対して補助を行う。

また、サーキュラーエコノミー推進プラットフォームの重点的に取り組むテーマについて、本補助制度の活用により事業化の取組を促進する。

取組の強化

- ③ 大型展示会等の場を活用して、事業者・団体が開発した製品やサービス、技術の販路拡大を支援する。
- ④ 事業者、団体による資源循環や環境負荷低減を促進するため、ものづくり愛知として優れた技術・事業及び活動・教育の取組を表彰する「愛知環境賞」を実施するとともに、表彰式などを通じて広く優良事例を社会に紹介する。
- ⑤ 再資源化事業等高度化法に基づく認定制度の周知を図るとともに、認定を受けた事業者に対してサーキュラーエコノミー推進プラットフォームへの参画を促す。

取組の強化

- ⑥ サーキュラーエコノミーへの転換などの環境分野の課題解決に向けて、革新的な技術・アイデアを有するスタートアップ等と連携し、愛知発の環境イノベーションの創出・実装を目指す「あいち環境イノベーションプロジェクト」を実施する。採択したプロジェクトについて、実証実験などの事業化に向けた伴走支援を実施するとともに、産官学金で構成される「あいち環境イノベーションコンソーシアム」を連携・協働のプラットフォームとしてプロジェクトの実装に取り組む。
- ⑦ 2026年8月に港湾を核とした物流システムの構築による広域的な資源循環の促進を目指す「循環経済拠点港（サーキュラーエコノミーポート）」に選定された三河港について、リサイクル関連業者や物流業者がサーキュラーエコノミーの実現に向けた取組が円滑に行えるような環境を整える。

新規

（３）サーキュラーエコノミーを支える基盤づくり

- ① 自治体職員向けにサーキュラーエコノミーやE S G投資・経営に関するセミナーを開催し、県内への普及を図る。
- ② 環境パートナーシップ・C L U B（E P O C）との協働により、県内事業者を対象とする循環ビジネスに係る情報提供や意見交換の場となる研究会（セミナー、現地見学会）を開催する。
- ③ Web ページ「あいち資源循環ナビ」により、あいち資源循環推進センターの取組や循環ビジネスに関する最新情報を提供する。
- ④ Web ページ「あいち資源循環ナビ」の循環資源事業者マッチングシステムにより、異業種、他分野の産業・事業者をつなぐための支援を行う。

（４）脱炭素社会に対応した資源循環の展開

- ① ごみ焼却施設における熱回収によるエネルギーの創出や、メタン発酵など廃棄物由来のバイオマス資源の利活用等により、地球温暖化対策を推進する。

併せて、廃棄物処理施設の周囲への緑地設置を促進する。

- ② 水素は、利用段階において二酸化炭素を排出せず、地球温暖化対策として重要なエネルギーであるが、現在、流通している水素のほとんどは、製造、輸送等の段階で二酸化炭素が排出されている。

このため、「低炭素水素認証制度」の運用により、廃棄物由来の再生可能エネルギー等を活用した水素の製造などによる低炭素水素サプライチェーンの事業化に取り組む事業者を支援し、水素社会の実現を目指す。

- ③ 持続可能な航空燃料（S A F : Sustainable Aviation Fuel）の原料となる廃食用油等の回収からS A Fの製造、供給及び利用までを含む地産地消型サプライチェーンの構築を目指して設立した「あいち地産地消S A Fサプライチェーン推進協議会」の取組を通じて、航空分野におけるC O₂排出量削減を図る。

施策３ 廃棄物処理施設の整備の促進

地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設づくりを目指します

（１）地域環境に配慮した廃棄物処理施設の整備の促進

- ① 一般廃棄物の処理については、市町村が定めた「一般廃棄物処理計画」に従って単独又は広域的に中間処理施設及び最終処分場を確保するものであり、その確保にあたり地域の社会的、地理的条件を踏まえた適正な施設の整備を促進する。
- ② また、安定的かつ効率的な一般廃棄物の処理体制の構築を促進するため、廃棄物処理経費の縮減、再資源化技術の高度化・効率化、気候変動対策の推進、災害への対応等の観点から、「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」（2021年11月策定）に基づき、ごみ処理の広域化及び処理施設の集約化を推進する。
- ③ 一般廃棄物の処理施設については、国の循環型社会形成推進交付金等の活用などにより、計画的な整備を促進するとともに、厳しい財政状況の中、施設の長寿命化の検討を含め計画的かつ効率的な更新が図られるよう、施設の設置者である市町村等を支援する。
- ④ 産業廃棄物については、排出事業者処理責任の原則のもと、廃棄物処理施設の信頼性と安全性を確保するため、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、排出事業者又は処理業者による地域環境に配慮した施設整備を促進する。
- ⑤ 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が行う「産業廃棄物処理事業に必要な資金の借入に係る債務保証制度」や日本政策投資銀行、愛知県等が行う融資制度の周知に努める。
- ⑥ 再資源化事業等高度化法や愛知県循環型社会形成推進事業費補助金により、事業者の再資源化を促進するとともに、高度なりサイクル技術や再資源化工程を実装した施設整備を支援する。

取組の強化

（２）広域的な最終処分場の整備

- ① 広域的な最終処分場の整備に対する基本的考え方は、次のとおりである。
 - ・ 産業廃棄物の最終処分場については、愛知県が持続的に発展していくため、安定的に確保する必要があるものの、民間事業者のみによる施設の確保が極めて困難な状況にあることなどを踏まえ、排出事業者処理責任の原則のもと、必要に応じて第三セクター方式により、信頼性の高い広域的な最終処分場の整備に公共関与を行う。
 - ・ 一般廃棄物の最終処分場については、市町村間の連携による効率化が必要であること等の観点から、市町村が目指す広域的な最終処分場整備に支援・協力する。
 - ・ 深刻な適地の減少を踏まえ、産業廃棄物及び一般廃棄物を併せた広域的な最終処分場の確保に努める。
- ② 広域的な最終処分場確保の今後の方向は、次のとおりとする。
 - ・ 衣浦港３号地廃棄物最終処分場の次の最終処分場に関しては、廃棄物の最終処分量や民間事業者による施設整備状況等を注視しながら、県内の廃棄物の適

正処理に支障が生じることがないように着実に手続きを進める。 **取組の強化**

- ・ 市町村が広域的な市町村圏において、一般廃棄物の最終処分場を整備する場合、また、市町村がその地域の産業界と第三セクターを組織し、一般廃棄物等の最終処分場を整備する場合には、自区域内での処理を推進する観点から、市町村の意向、地理的条件等を踏まえ、その整備に対して支援・協力する。

(3) し尿の適正処理の推進

- ① 下水道、集落排水施設、浄化槽などの污水处理施設については、「全県域污水適正処理構想」(1996年6月策定、2016年7月見直し)に基づき、計画的、効率的に整備を行う。
- ② 下水道の処理計画区域外あるいは供用開始までに相当の年数を要する地域にあっては、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、汚泥再生処理施設整備によるし尿・生ごみ等の有機性廃棄物の資源化を促進する。

(4) 脱炭素社会を見据えた整備

- ① 一般廃棄物の処理施設については、国の循環型社会形成推進交付金等の活用により循環型社会形成の推進、地球温暖化対策の強化等に資する計画的な施設整備を促進する。
- ② 廃棄物焼却施設における熱回収や発電による廃棄物のエネルギー利用や、廃棄物系バイオマスの利活用による焼却量削減など、循環型社会の形成とともに温室効果ガスの排出削減に寄与する施設整備を促進する。
- ③ 廃棄物の収集・運搬に使用する車両について、補助制度の周知等によりゼロエミッション自動車の普及を促進するとともに、エコドライブの実践について啓発する。
- ④ 海面最終処分場について、水処理技術の向上などを通じて、温室効果ガスの排出削減を図る。 **新規**

施策 4 適正処理と監視指導の徹底

監視体制を強化し、不適正処理の未然防止に取り組みます

(1) 廃棄物の適正処理の指導

- ① 排出事業者及び処理業者に対して、法令の遵守はもとより、地域環境に配慮した廃棄物の処理と減量化の指導を徹底する。
- ② 「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づく指導を徹底し、過剰保管の防止及び適正処理の推進を図る。
- ③ 悪質な法令違反者に対しては、改善命令や措置命令を行うなど厳正に対処し、早期是正と不適正処理の再発防止に努める。
- ④ 産業廃棄物処理の透明性を確保し、不適正処理の防止、廃棄物の的確な管理を図るため電子マニフェストの普及拡大を促進する。
- ⑤ 外国人事業者の増加に対応するため、多言語翻訳機器を活用した指導体制を構築し、言語の違いによる障壁を低減することで適正処理の推進を図る。 **新規**
- ⑥ 「優良産廃処理業者認定制度」の活用により優良業者の育成を図るとともに、優良業者情報を Web ページで公表し、排出事業者が優良な処理業者を選択しやすい環境を整備することにより、業界全体の優良化を図り、廃棄物の適正処理を推進する。

(2) 特別管理産業廃棄物の適正処理

- ① 感染性廃棄物については、その排出事業者に対して「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（2026 年 4 月改訂 環境省環境再生・資源循環局）の周知徹底を図るとともに、処理状況の確認及び適正処理を指導する。
- ② 2027 年 4 月施行の改正 P C B 廃棄物特別措置法に基づき、P C B 廃棄物の期限内処理の徹底、P C B 廃棄物及び P C B 使用製品の適正保管・管理、保管状況届出等の確実な実施について指導を行う。
- ③ アスベスト廃棄物（廃石綿）については、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 3 版）」（2021 年 3 月 環境省環境再生・資源循環局）に基づき、適正に処理されるよう産業廃棄物処理業者に対する指導を確実に実施するとともに、特別管理産業廃棄物に該当しない石綿含有廃棄物についても、廃棄物処理法に基づき排出事業者や産業廃棄物処理業者の指導を徹底する。

(3) 排出事業者処理責任の徹底

- ① 多量排出事業者に対して、適正な処理を行うための管理体制の整備を含めた産業廃棄物処理計画の策定及び毎年度の報告の遵守を指導する。
- ② 廃棄物の排出事業者は、自らの責任においてその廃棄物を適正に処理する責務があり、産業廃棄物の処理を委託により行う場合は、発生から最終処分までの一連の処理が適正に行われるよう処理状況を確認する必要がある。このため、排出事業者に対して、マニフェストの使用の徹底や適正な処理コストの負担などを指導するとともに、各業界団体を通じて適正な委託契約の徹底を要請する。

- ③ 廃棄物の排出事業者に対し、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」（平成15年条例第2号。以下「条例」という。）に基づき当該処理業者の能力の確認や実地調査による処理状況の確認を徹底するよう指導する。
- ④ 排出事業者が処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理された場合は、その排出事業者に対して、速やかな適正処理について必要な措置を講ずるとともに、不適正処理の状況及び講じた措置を届け出るよう指導する。
- ⑤ 水銀血圧計等を退蔵している医療機関に対して「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」（2016年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の周知徹底を図るとともに、処理状況の確認及び適正処理を指導する。

（４）廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保

- ① 廃棄物処理法に基づき焼却施設や最終処分場等の設置又は変更の許可を受けようとする者に対しては、条例等に基づき、施設の設置等に係る計画の内容を十分周知するための地域住民に対する説明会の開催や生活環境の保全に関する協定の締結を指導する。
- ② 廃棄物処理施設の設置及び処理業の許可に当たっては、廃棄物の処理や維持管理が的確かつ継続的に行われるよう、県の審査基準に基づき、事業者の能力等の厳正な審査を行う。また、施設の稼働前に、許可どおりの施設であるかを確認するための使用前検査等を実施する。なお、焼却施設や最終処分場等の設置に当たっては、生活環境の保全に適切な配慮がなされているかについて、「愛知県廃棄物処理施設審査会議」に諮り、専門家の意見を聴く。
- ③ 廃棄物処理施設の信頼性等を確保するため、焼却施設や最終処分場等について、法に基づく定期検査を確実に実施する。また、設置者自らによる定期的な検査の実施と維持管理に関する情報の公表や閲覧用の記録の備え付けの遵守を指導するとともに、行政による立入検査を行う。
- ④ 民間最終処分場の埋立終了後の浸出液の処理等の維持管理については、設置者に対し、維持管理積立金制度の活用による適正な管理を指導する。
- ⑤ 埋立終了後の民間最終処分場跡地の利用者に対する情報提供のため、構造や埋立廃棄物の種類等を明確にした台帳の整備を行う。
- ⑥ 産業廃棄物処理施設の操業状況や自主検査の結果等の自主的な情報公開を促進し、処理施設の信頼性の向上を図る。
- ⑦ 廃棄物処理施設の設置及び処理業の許可申請に関する事業者からの問合せ対応の効率化及び利便性向上を図るため、ＡＩチャットボットを導入し、迅速かつ適切な情報提供ができる体制を構築する。 新規
- ⑧ 廃棄物処理施設の設置及び処理業の許可申請の手数料納付について、キャッシュレス化を進め、事業者の利便性向上及び業務の効率化を図る。 新規

（５）不適正処理の未然防止

- ① 不法投棄、過剰保管等の不適正処理の未然防止及び迅速適正な対応に向け、県庁、東三河総局・各県民事務所等（以下「各県民事務所等」という。）に設置した

「不法投棄等監視特別機動班」により、定期的、計画的な監視パトロールを実施する。また、廃棄物処理に関わる局間の連携を密にし、それぞれの権限に基づく監視・指導を徹底する。

- ② 各県民事務所等に警察官経験者を配備して監視指導の強化を図るとともに、職員による監視だけでなく、監視が手薄になりがちな平日夜間及び休日における監視業務を民間の警備会社に委託し監視の強化を図る。
- ③ 「地域環境保全委員」の協力や不法投棄情報の通報体制の周知により、不適正処理事案の情報収集や早期発見に努めるとともに、野焼きや過剰保管に対する一斉立入指導や市町村と連携したパトロールを定期的に行うなど監視・指導を強化する。
- ④ 県警察本部と協力連携して不適正な処理に対する監視・指導に努め、監視等を通じ得られた状況に応じて、監視体制の見直しを図る。
- ⑤ 不適正処理の広域化に対処するため、地方機関との情報連絡、隣接県等との情報交換や協議・協力体制の充実に努める。
- ⑥ 土地の所有者等に対しては、条例等に基づき、産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう当該土地の適正な管理に努めるとともに、生活環境の保全上の支障の除去に協力するよう指導する。
- ⑦ 県の関係局（事業主体である局、事業の発注局、事業に対する指導・監督局、廃棄物処理の指導・監督局）間の連携を図り、関係局がそれぞれの立場から対策を講じ、不法投棄、野焼き、過剰保管等の不適正処理の未然防止と早期是正を図る。
- ⑧ 市町村等関係機関と連携して廃棄物の不適正処理への対応を強化するとともに、不法投棄については、原因者のみならず関係者の責任ある対応を指導する。

特に産業廃棄物処理業・施設に係る許可権限を持つ県内5政令市については、「産業廃棄物適正処理推進事業費補助金」により、市によるパトロール等の不適正処理の未然防止のための事業を支援する。

- ⑨ 県、国、政令市、名古屋海上保安本部、一般社団法人愛知県産業資源循環協会、一般社団法人愛知県建設業協会等により構成する「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」及び、地方機関、市町村等により構成する「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の活用により、関係機関が連携し一体となって不適正処理の未然防止及び不適正処理事案に対する迅速かつ的確な対応に努める。
- ⑩ 廃棄物処理法改正によるスクラップヤードの規制に伴い、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業及び要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業の対象事業者に対し、許可制度の周知を行うとともに、適正な保管及び再生についての監視・指導を行う。

また、不適正処理の規制を通じて、循環資源の公正な競争環境を確保し、サーキュラーエコノミーの促進を図る。

新規

- ⑪ 自動車リサイクル法に基づく関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破砕業者等）への監視・指導を行うとともに、自動車の不正解体・不正輸出に対して、国、県警察本部など関係機関と連携し、未然防止及び迅速かつ的確な対応に努める。

- ⑫ 事業者が産業廃棄物等を再生し、得られた製品を販売しようとする場合に、県が製品の環境安全性等を事前審査する再生資源活用審査制度により、再生資源の適正な活用を促進する。
- ⑬ 産業廃棄物処理業者に関する許可情報等を地図上に掲載して、県民・排出事業者への「見える化」を図ることによって、不適正処理に関する通報を容易にする環境を維持できるよう、廃棄物処理業者・事業者登録管理システムを運用する。
- ⑭ 地上からの立入検査及び監視パトロールでは監視活動に限界があるため、ドローン等を用いた上空からの確認を行うことにより、実態を正確に把握し、改善指導を行う。

施策5 非常災害時等における処理体制の構築

非常災害時における廃棄物を迅速かつ適正に処理します

(1) 愛知県災害廃棄物処理計画の推進

- ① 「愛知県災害廃棄物処理計画」(2016年10月策定、2022年1月改定)に基づき、あらかじめ災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適正な処理及び災害発生後の早期復旧・復興に資する体制を構築する。

§ 災害廃棄物処理に係る基本方針

○ 県内の市町村による連携

災害廃棄物は、通常の一般廃棄物と比べ、一度に大量の発生が見込まれ、単独の市町村では対応が困難なことが想定されるため、市町村間の連携を促進し対応を図る。具体的には、愛知県ごみ処理広域化・集約化計画に基づく13の広域化ブロックや尾張地域、西三河地域、東三河地域という地域ブロック、地域ブロックを越えた全県域における連携を推進し、速やかな処理を実施する。

○ 分別・選別の徹底及び再資源化の促進

災害廃棄物の発生現場や仮置場への搬入時における分別を徹底し、円滑な処理につなげるとともに、仮置場等での選別の徹底及び再資源化の促進により、最終処分量の低減を図る。

○ 民間事業者との連携

一般廃棄物である災害廃棄物の処理に当たっては、市町村自らによる処理や一般廃棄物処理業者の活用に加えて、産業廃棄物処理業者や建設業者など幅広い民間事業者の力を最大限活用して、迅速な処理を目指す。

- ② 国の災害廃棄物対策の見直しや、国内の大規模災害（令和6年能登半島地震など）の対策事例等を踏まえ、計画の見直しについて検討する。

取組の強化

(2) 災害廃棄物対策に係る体制整備

ア 市町村の役割

- ① 災害廃棄物は、原則として一般廃棄物であり、市町村がその処理の責任を担うため、災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、愛知県災害廃棄物処理計画と整合を図りつつ、市町村災害廃棄物処理計画を作成し、災害時に域内の廃棄物を迅速かつ適正に処理が行える体制を整備する。
- ② 災害時に生活圏から速やかに災害廃棄物を撤去し、処理することができるよう、関係局と連携し、事前に仮置場の候補地を確保する。
- ③ 災害廃棄物に係る協力支援体制について、発災時に支援側となる周辺市町村や友好提携都市、廃棄物処理業者等との連携を深めるとともに、建設業者やプラント関係業者等の連携体制の構築も進める。

イ 県の役割

- ① 市町村に対して、廃棄物処理に対する技術的援助に努めるとともに広域的な観点から、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。
- ② 災害廃棄物の処理主体となる市町村において、市町村災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物処理が実効性のあるものとなるよう、研修の実施や情報提供等の技術的支援を行う。
- ③ 災害廃棄物に係る協力支援体制について、廃棄物処理業者との連携に加え、建設業者等との連携を図る。また、国・県・市・民間事業者団体で構成する「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」において、県外自治体等との協力支援体制を構築する。
- ④ 自治体に対して災害廃棄物の処理に関する支援を行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）との協力関係を構築し、非常災害時等に備える。**新規**

（３）災害廃棄物対策としての処理施設の整備・防災対策

- ① 市町村は、地震や風水害等に強い処理施設とするため、既存の処理施設及び新規の処理施設の整備・防災対策を推進する。
- ② 県は、市町村が設置する処理施設について、その設置や改良時の国の交付金に係る指導監督事務や技術的助言を通して、処理施設の整備・防災対策を推進する。

（４）人材育成・訓練

- ① 県は、災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、県及び市町村、関係団体の職員を対象として伝達訓練、図上訓練等の模擬訓練や、被災自治体の職員・専門家による講習会等を通じて災害廃棄物対策を担う人材の育成、訓練を実施する。また、有害物質への対応や処理困難な廃棄物の取扱方法についても、研修会等を通じて知識の向上を図る。
- ② 災害廃棄物処理の知識・経験を有する県職員を登録・リスト化し、これらの職員に対して継続的に研修等を実施する。**新規**
- ③ 市町村においても、定期的に組織や連絡体制の確認を行い、市町村組織内や関係団体との伝達訓練を行うとともに、災害廃棄物処理計画で定めた仮置場の設置・運営方法についての確認を行う。また、一般廃棄物処理施設、その他処理施設における防災対策や災害廃棄物の処理技術面の向上を図るため、研修会、机上訓練、実地訓練などを実施する。

施策 6 プラスチックごみ削減の推進

消費者、事業者、行政が一体となってプラスチックごみの削減の取組を進めます

(1) 消費者の取組促進

- ① 消費者に対して、パンフレットや Web ページ、SNS 等を通じた普及啓発により、ごみは持ち帰り、自治体の回収ルールに従い処分する、散乱しないよう、ごみ出しを工夫する、使い捨て（ワンウェイ）でない、繰り返し使える製品（マイボトルやマイバッグなど）を使用するなどプラスチックごみ削減の取組を促進する。

取組の強化

- ② プラスチックごみに関する知識の普及と意識変容を図るため、生態系に影響を及ぼすおそれがあるマイクロプラスチックを始めとする海岸漂着物に関する環境学習プログラムの普及や、海岸漂着物に関する情報提供等を通じて、消費者の環境学習を促進する。

(2) 事業者の取組促進

- ① プラスチックごみ削減のためには、プラスチックのリサイクル技術の向上を図る必要があることから、先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討やリサイクル施設等の整備を実施する企業に対して補助を行い、事業者の取組を支援する。

- ② プラスチックのリサイクルを推進する事業者の循環ビジネスの支援、動静脈連携の促進を図る。

取組の強化

- ③ 「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」のごみゼロ社会推進表彰の実施等を通じて、レジ袋等の容器包装の発生抑制やワンウェイプラスチックごみ削減等、環境に配慮した活動や取組を普及させることで、消費者、事業者、行政が一体となった取組を促進する。

- ④ プラスチック資源循環促進法における事業者の責務等について周知、啓発を行い、ワンウェイプラスチック提供削減等の取組を促進する。

(3) 市町村の取組促進

- ① プラスチック資源循環促進法に基づき、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集の実施を促進するための技術的支援を行う。

- ② 国の地域環境保全対策費補助金を活用して、市町村が実施する海岸漂着物の回収・処理事業を促進する。

(4) 県の取組推進

- ① 2020 年 1 月にごみゼロ社会推進あいち県民会議が発表した「あいちプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、消費者、事業者のプラスチックごみ削減に向けた意識を醸成するための施策を講じる。

- ② 「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」（2011 年 8 月策定、2023 年 3 月改定）に基づき、民間団体等との連携体制を強化しながら、海岸漂着物等の回収・処理など

海岸等の環境保全のために必要な措置を行う。

- ③ 2024 年 3 月に伊勢湾流域圏の三県（岐阜県、三重県及び本県）で策定した「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、流域圏の各主体が一体となって海洋ごみ対策を推進する。 **新規**
- ④ 県内 3 地点（伊勢湾、三河湾及び遠州灘）において、漂着ごみ組成調査を実施し、その実態把握を進める。
- ⑤ 空き缶等ごみの散乱防止に関する条例に定める「ごみ散乱防止強調週間（5 月 30 日から 6 月 5 日まで）」の取組として、ポイ捨て防止の普及活動や清掃活動などを実施する。

施策 7 食品ロス削減の推進

多様な主体が連携し、食品ロス削減の取組を進めます

食品ロス削減については、第 5 章の食品ロス削減推進計画に従って取組を進める。

第5章 愛知県食品ロス削減推進計画

1 計画の策定

(1) 策定の趣旨

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の「食品ロス」が発生している。この食品ロスの問題については、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標」いわゆるSDGsのターゲットの1つに、「2030年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。」ことが盛り込まれ、その削減が国際的にも重要な課題となっている。我が国においても食品ロスの年間発生量は約461万トンと推計され、そのうち約237万トンが食品製造業や外食産業等から、約224万トンが家庭から発生している。(2024年度推計 農林水産省・環境省)

このような食品ロスの発生は、食品そのものが無駄となるだけでなく、その生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながる。食品ロスの削減により、こうした無駄を無くすことで、家計負担や廃棄物処理に係る地方公共団体の財政支出の軽減、さらにはCO₂排出量の削減による気候変動の抑制といった効果が期待できる。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体で対応していくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことも重要となる。

本県では、2017年3月に「食品ロス削減に関する庁内連絡会議」を立ち上げ、関係局間の協力により、全庁を挙げてこの問題に取り組んできたところである。また、2019年10月には、食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、2020年3月には、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。これを踏まえ、本県では取組を一層推進するため、2022年2月に「愛知県食品ロス削減推進計画」（2022年度～2026年度）を策定し、消費者、事業者、関係団体、行政等が連携した取組を進めてきた。

2025年3月に、事業系食品ロス発生量の更なる削減等を目的として、第2次基本方針が閣議決定されたことから、県では、本県におけるこれまでの取組状況を踏まえ、本計画の見直しを行った。

今後も、本計画に基づき、消費者、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が相互に連携し、食品ロスの削減をより一層促進する。

（２）計画の位置付け

この計画は、食品ロス削減推進法第 12 条第 1 項の規定に基づき、都道府県が国の基本方針を踏まえて策定する「都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（都道府県食品ロス削減推進計画）として位置付ける。

また、同法第 12 条第 2 項の規定に基づき、「あいち消費者安心プラン 2029（第四次愛知県消費者行政推進計画）」及び「あいち食育いきいきプラン 2030（第五次愛知県食育推進計画）」等の関連計画と調和を図りながら、食品ロスの削減を進める。

（３）計画の期間

この計画の期間は、2027 年度から 2031 年度までの 5 年間とする。

なお、今後の社会情勢の変化や食品ロスに関連する制度の改正、施策の実施状況等に応じて、計画期間内であっても必要に応じ見直しを行う。

2 食品ロス発生の現況

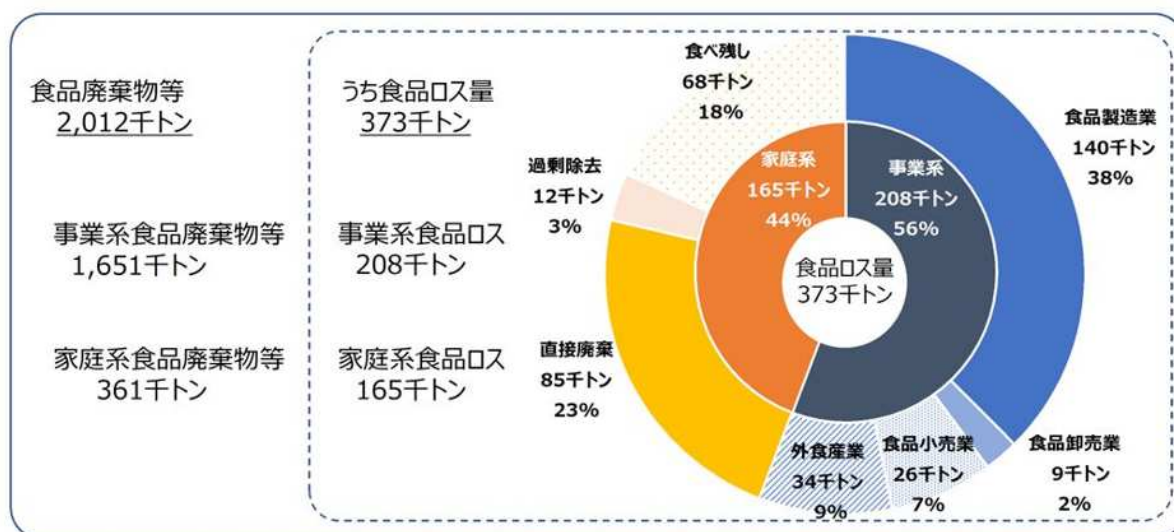
(1) 食品ロスの発生要因

食品ロスは、食品のライフサイクルの中でも、生産、製造、流通、販売、消費といったあらゆる段階で発生しており、主な発生要因は、生産段階、製造段階における規格外品や見込み生産、流通段階では、商慣習等による返品、販売段階では需要予測のズレ、消費段階では、食べ残しや作り過ぎ等である。

(2) 食品ロスの現況（全体像）

県内の食品ロスの現状を把握するため、本県では、2024 年度及び 2025 年度に県内市町村と連携して食品ロス等の実態把握調査を実施しており、その結果等から食品ロス発生状況の推計を行った（5－1）。

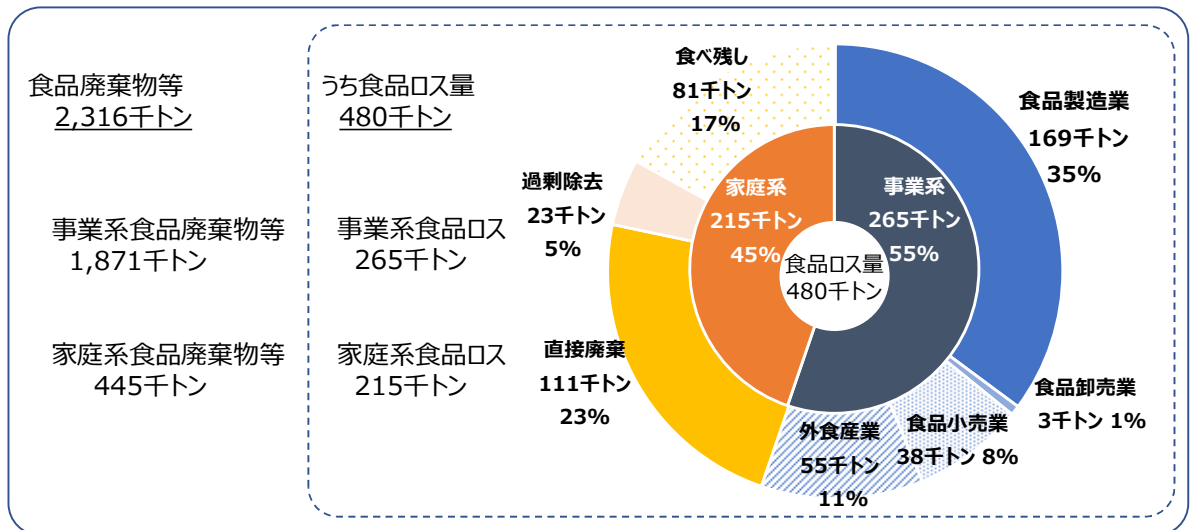
県全体では 年間 2,012 千トンの食品廃棄物等が排出され、そのうち 18.5%にあたる 373 千トンが食品ロスと推計された。食品ロス量は 2019 年度（図 5－2）と比べ、22.3%減少した。また、県内で排出される食品ロスのうち、56%にあたる 208 千トンが食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）からの排出（事業系食品ロス）であり、残りの 44%にあたる 165 千トンが家庭からの排出（家庭系食品ロス）である。



※合計は、四捨五入のため一致していない。

資料：愛知県

図 5－1 県内の食品ロスの発生状況（2024 年度）



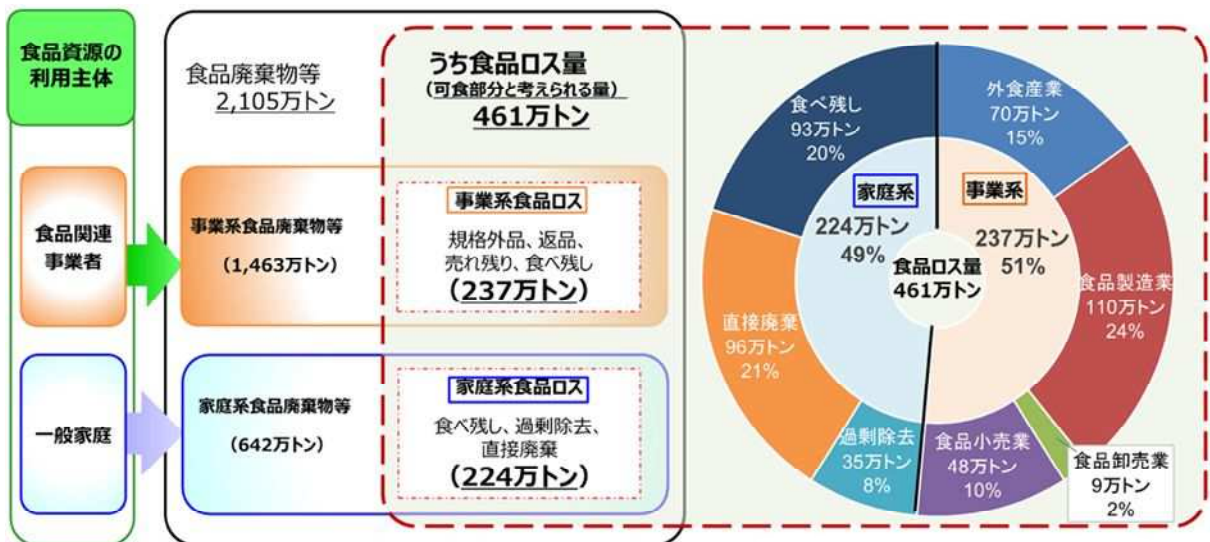
資料：愛知県

図 5 - 2 県内の食品ロスの発生状況（2019 年度）

参考として全国の発生状況を以下に示す（図 5 - 3）。本県の食品ロスを全国と比較すると、事業系の排出割合がわずかに高く、特に食品製造業からの排出の占める割合が高い。

これは、本県が食品製造業（食料品製造業、飲料等製造業）が盛んな地域※であることに起因すると考えられる。

※県内食品製造業の製造品出荷額等は、2 兆 6, 323 億 8 千万円（2024 年）で全国第 4 位（全国の 5.8%）の出荷量である。



資料：農林水産省及び環境省「令和 6 年度推計」

図 5 - 3 全国の食品ロスの発生状況（2024 年度）

(3) 家庭系食品ロスの現況

ア 発生量

家庭系食品ロスの発生量については、県が 2024 年度に実施した県内 6 市（豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市及び豊田市）における家庭から排出される可燃ごみの組成調査（家庭系食品ロス調査）結果と、名古屋市の独自調査の結果から推計を行った（表 5－1）。

なお、調査を行っていない県内の市町村については、調査を実施した 6 市の食品ロスの割合と各市町村の生活系可燃ごみの収集量から、家庭系食品ロスを推計した。

2024 年度における県内の家庭系食品ロス量は 165 千トンであり、県民一人一日あたりに換算すると 60.1g（食パン約 1 枚）となり、全国の推計値（51.2g）よりもやや多い結果となった。家庭系食品ロス量は 2019 年度と比べ、23.3%減少した。

表 5－1 愛知県における家庭系食品ロス量等の推移（2024 年度：推計）

	2019 年度		2024 年度	
	愛知県	全国	愛知県	全国
生活系可燃ごみ収集量（千トン）	1,271	19,231※ ¹	1,183	17,731※ ³
うち食品廃棄物量（千トン）	445	7,536※ ²	361	6,781※ ⁴
うち食品ロス量（千トン）	215	2,612※ ²	165	2,330※ ⁴
食品廃棄物に対する食品ロス量の割合（%）	48.3	34.7	45.6	34.4
1 人 1 日当たりの食品ロス量（g／人・日）	77.8	56.1	60.1	51.2

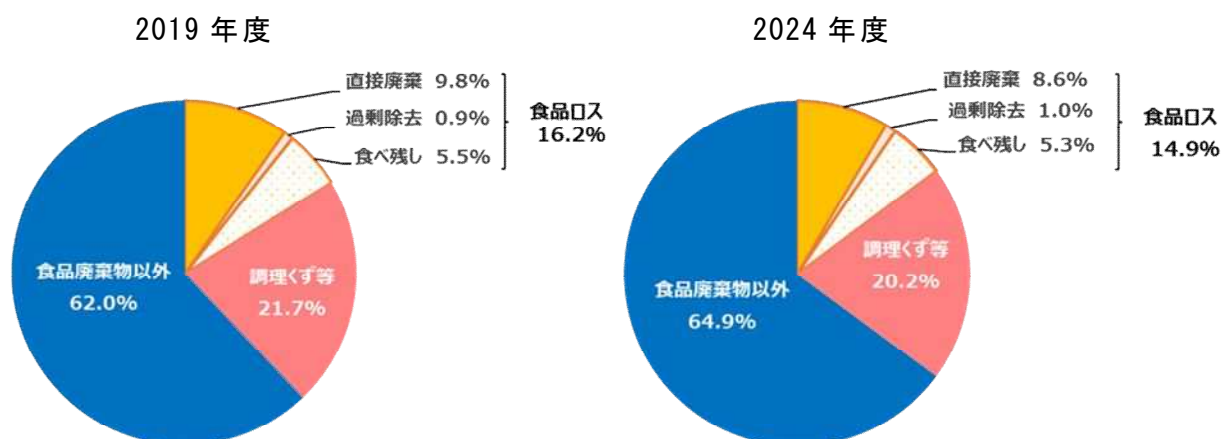
※1 令和元年度一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

※2 令和 2 年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（環境省）

※3 令和 5 年度一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

※4 令和 6 年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（環境省）

また、調査対象市における生活系可燃ごみの組成は、直接廃棄が最も多く、次いで食べ残し、過剰除去の順であった（図 5－4）。家庭系食品ロスは、生活系可燃ごみのうち約 6 分の 1 を占めており、生活系可燃ごみ中の食品ロスの割合は、2019 年度が 16.2%から 14.9%に減少した。



※1 合計は、四捨五入のため一致していない。

※2 直接廃棄とは、賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの

※3 過剰除去とは、厚くむき過ぎた野菜の皮などの、過剰に除去された可食部分

※4 食べ残しとは、食卓にのぼった食品で、食べ切られずに廃棄されたもの

資料：愛知県

図 5 - 4 生活系可燃ごみの組成（調査市の平均）

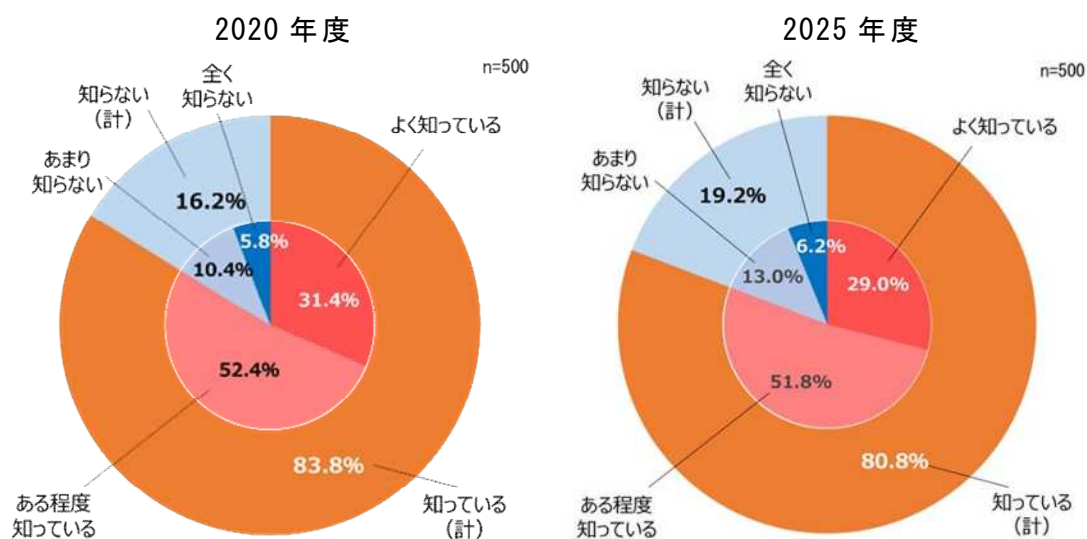
イ 県民意識

本県が 2025 年度に実施した県民アンケート調査結果では、食品ロスについての認知度（「よく知っている」及び「ある程度知っている」の割合）は 80.8%であり、県民の 92.8%が食品ロスを減らすための何らかの取組を行っていた（図 5 - 5）。

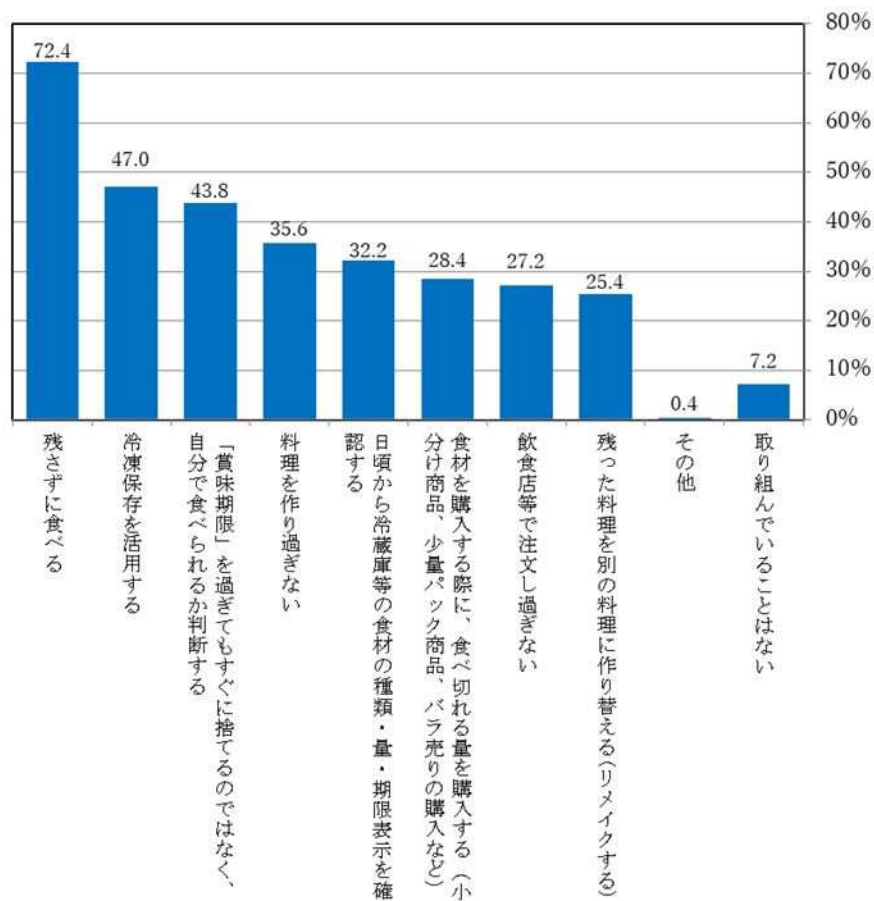
これらの結果から、食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいる県民の割合を集計したところ 79.2%（※）となり、全国の 77.2%（2025 年度、消費者庁調べ）と比べ若干高い状況であったものの、2020 年度の県民割合 82.6%と比べ減少した。

※県民アンケート調査結果に基づき、食品ロスを認知しており（「よく知っている」又は「ある程度知っている」）、かつ、食品ロス削減のために何らかの取組を実施している県民の割合を算出。

■ 認知度（2019 年度との比較）



■ 実施している取組（2025 年度）



資料：環境に関するアンケート調査結果（愛知県）

図 5 - 5 県民の食品ロスに対する認知度及び削減取組状況

(4) 事業系食品ロスの現況

ア 発生量

事業系食品ロスの発生量については、県が 2025 年度に実施した食品関連事業所（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）対象のアンケート調査（事業系食品ロス量調査）結果と、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物量の国への定期報告結果等を踏まえ推計を行った（表 5－2）。

県内の事業系食品ロス量は 208 千トンであり、2019 年度と比べ、21.5% 減少した。内訳は食品製造業で最も多く、次いで外食産業、食品小売業、食品卸売業の順であり、内訳の順番は 2019 年度と同様であった。

表 5－2 愛知県における事業系食品ロス量等（推計）

区 分	愛知県（2019 年度）			愛知県（2024 年度）		
	食品 廃棄物量 （千トン）	食品ロス量 （千トン）	食品廃棄物に対する食品ロスの割合 （%）	食品 廃棄物量 （千トン）	食品ロス量 （千トン）	食品廃棄物に対する食品ロスの割合 （%）
合計	1,871	265	14%	1,651	208	13%
食品製造業	1,652	169	10%	1,502	140	9%
食品卸売業	7	3	42%	20	9	45%
食品小売業	74	38	52%	51	26	51%
外食産業	139	55	40%	79	34	43%

※合計は、四捨五入のため一致していない。

資料：愛知県（2024 年度）（総務省統計局令和 5 年次フレームを用いて独自推計）

イ 発生要因

業種別の食品ロスの発生要因について、アンケート調査結果から、回答が多かったものを挙げると、食品製造業では「製造工程における原材料端材」が 46.3%、食品卸売業では「入荷後の傷み等により食用にならない原材料等」と「納品期限の切れた商品（売れ残り商品）」がともに 29.6%、食品小売業では「販売期限切れの商品」が 66.2%、外食産業では「お客様の食べ残し」が 63.9%となっていた（表 5－3）。

2019 年度のアンケート調査結果と比べ、事業系食品ロスの発生要因は全体的に減少傾向が見られた。

表５－３ 事業系食品ロスの発生要因（複数回答）

（上段青：2019年度調査結果（n=492）、下段橙：2025年度調査結果（n=734））

工程	要因	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業	宿泊業	飲食店、持ち帰り、その他
原材料・仕入過程	入荷後の傷み等により食用にならない原材料等	26.5%	44.4%	50.6%	31.9%	27.8%	32.5%
		22.5%	29.6%	36.2%	27.7%	45.5%	26.0%
	過剰発注等の発注ミス	19.3%	22.2%	49.4%	16.7%	5.6%	18.3%
		10.1%	13.0%	17.8%	30.1%	22.7%	30.8%
	規格外農産物等	8.4%	22.2%	23.8%	3.5%	0.0%	4.0%
		9.2%	5.6%	3.8%	1.6%	0.0%	1.8%
製造・調理過程	製造工程における原材料端材（パンの耳等）	52.4%	11.1%	60.4%	25.0%	27.8%	24.6%
		46.3%	7.4%	14.1%	19.7%	22.7%	19.4%
	見込み生産等による作りすぎなど、需要予測ミスによる廃棄	31.9%	22.2%	68.3%	29.9%	33.3%	29.4%
		24.8%	5.6%	33.8%	36.1%	13.6%	38.3%
	試作品・サンプル品	45.8%	11.1%	17.7%	18.1%	16.7%	18.3%
		31.7%	11.1%	3.3%	5.2%	9.1%	4.8%
	返品、不良品（パッケージの印刷ミス等）	42.2%	22.2%	37.2%	2.8%	0.0%	3.2%
		28.4%	9.3%	22.1%	0.8%	0.0%	0.9%
	設備の操作ミスによるロス	42.8%	5.6%	4.9%	6.3%	0.0%	7.1%
		28.4%	3.7%	2.3%	3.2%	4.5%	3.1%
	立ち上がりロス等の設備に起因するロス（運転開始・終了時のロスなど、操作ミス以外によるロス）	42.2%	5.6%	6.7%	1.4%	0.0%	1.6%
		31.2%	1.9%	0.9%	9.2%	4.5%	9.7%
発酵残渣、抽出残渣等のうち食用にできるもの（おから、日本酒の酒粕等）	7.2%	0.0%	1.2%	0.7%	0.0%	0.8%	
	6.0%	1.9%	2.3%	0.8%	0.0%	0.9%	
輸送・保管過程	事故品（輸送中のパッケージ破損、保管中の異物混入等で回収したもの等）	21.7%	27.8%	28.0%	3.5%	0.0%	4.0%
		19.7%	16.7%	19.2%	8.8%	9.1%	8.8%
	納品期限の切れた商品（売れ残り商品）	18.7%	44.4%	7.9%	5.6%	0.0%	6.3%
17.9%		29.6%	18.3%	24.1%	27.3%	23.8%	
小売過程	販売期限切れの商品（生鮮品、弁当・日配品、加工食品、季節商品等）	16.3%	33.3%	91.5%	21.5%	22.2%	21.4%
		11.9%	16.7%	66.2%	21.7%	13.6%	22.5%
	仕入れた材料の使い残し	9.0%	5.6%	34.1%	18.8%	16.7%	19.0%
		8.7%	3.7%	37.6%	30.5%	31.8%	30.4%
	事故品（異物混入等で回収したもの）	12.0%	11.1%	30.5%	8.3%	5.6%	8.7%
	12.4%	7.4%	22.1%	4.4%	4.5%	4.4%	
飲食物の調理・提供過程	お客様の食べ残し	4.8%	0.0%	15.9%	88.9%	88.9%	88.9%
		3.2%	1.9%	8.0%	63.9%	95.5%	60.8%
	事前の作りすぎ等、需要予測ミスによる廃棄、季節商品	7.8%	5.6%	34.1%	58.3%	55.6%	58.7%
		6.9%	5.6%	11.7%	29.7%	36.4%	29.1%
	試作品・サンプル品（食品衛生対応を含む）	9.0%	5.6%	11.6%	20.8%	44.4%	17.5%
13.8%		7.4%	1.9%	4.4%	9.1%	4.0%	
その他	その他	6.0%	5.6%	2.4%	3.5%	5.6%	3.2%
		5.5%	5.6%	0.9%	2.4%	4.5%	2.2%

※2019年度調査：食品製造業（n=166）、食品卸売業（n=18）、食品卸売業（n=164）、外食産業（n=144（宿泊業：n=18、飲食店・持ち帰り：n=126））

※2025年度調査：食品製造業（n=218）、食品卸売業（n=54）、食品卸売業（n=213）、外食産業（n=249（宿泊業：n=22、飲食店・持ち帰り：n=227））

資料：事業系食品ロス量調査結果（愛知県）

ウ 事業者の取組状況

アンケート調査結果における、県内事業者の食品廃棄物や食品ロス削減に向けた取組への関心度は、「関心がある(非常に関心がある＋やや関心がある)」が73.8% (※) であり、実際に68.3%の事業者が何らかの取組を実施している(図5－6)。

※図6では、「非常に関心がある」と「やや関心がある」の割合を単純に加算すると73.9%となるが、端数処理前の数値を用いて算出した合算値は73.8%である。

取組を実施していない事業者にその理由を確認したところ、「人材・体制の不足」や「コストの増加」を挙げる回答が多く見られた。一方で、食品ロス削減に必要な情報や知識の不足を理由とする回答は減少しており、食品ロス削減に関する理解や認知は一定程度進んでいるものと考えられる(図5－6)。

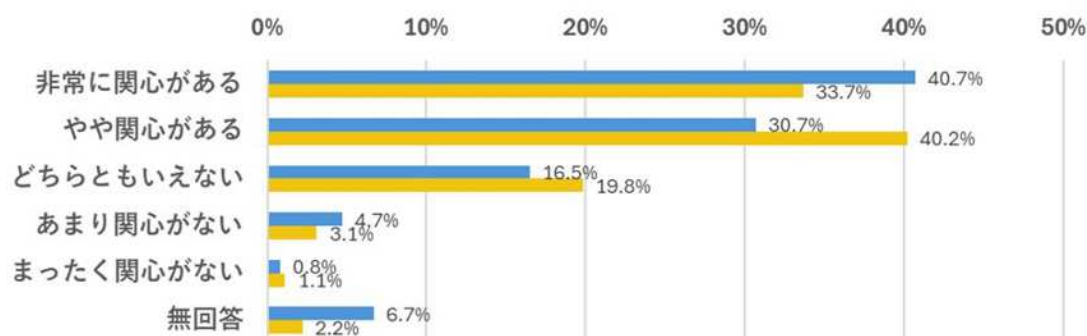
また、比較的多くの事業者が取組を実施している一方で、事業者による食品ロス削減に向けた取組が行われていると感じる県民の割合は、52.2%にとどまっていた(図5－7)。

※食品ロス削減に係る事業者の取組例として、「食品ロスポータルサイト」(環境省)掲載の事例を表5－4に示す。

なお、外食産業に対する「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～」(以下「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」という。)(2024年12月消費者庁 厚生労働省)について「ガイドラインの存在を知っている」事業者の割合は、56.6%であり、外食産業の過半数を占めていた(表5－5)。

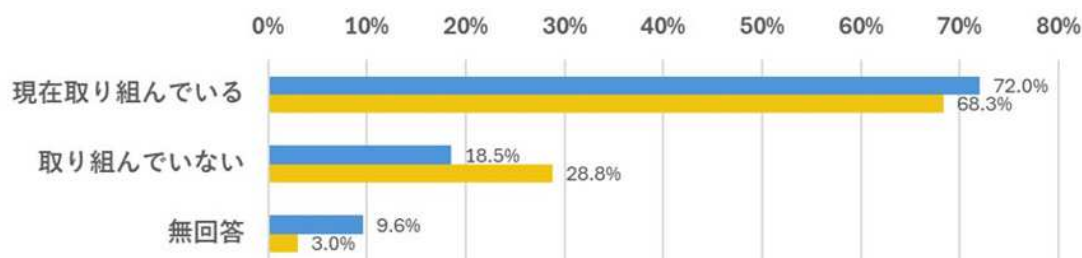
■ 取組への関心度

(上段青：2019 年度調査結果 (n=492)、下段橙：2025 年度調査結果 (n=734))



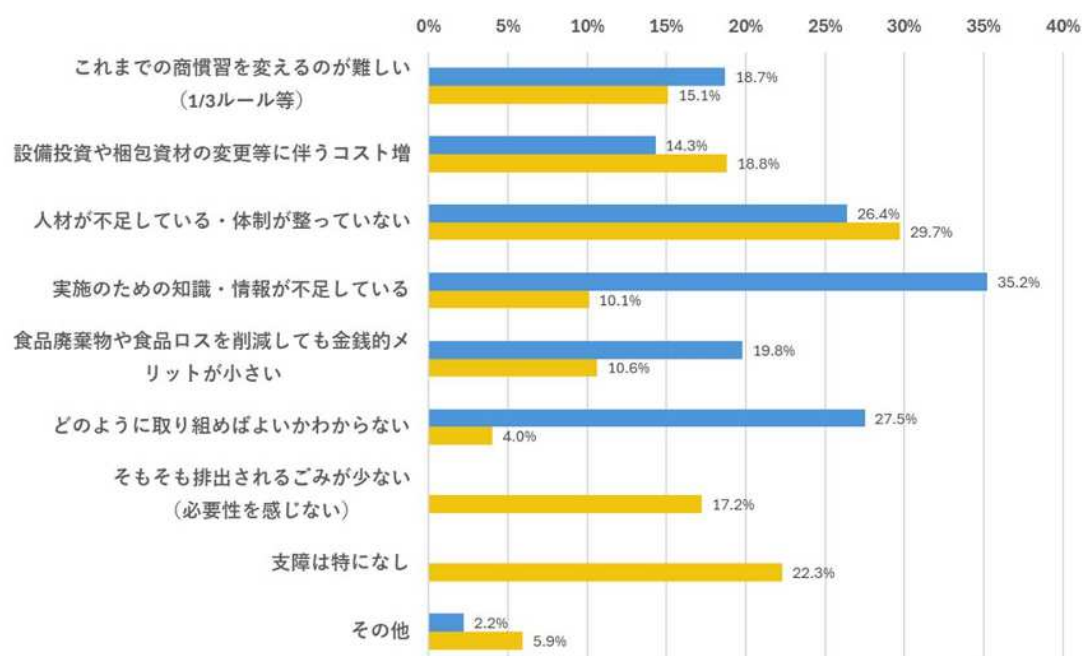
■ 取組の実施状況

(上段青：2019 年度調査結果 (n=492)、下段橙：2025 年度調査結果 (n=734))



■ 取組を実施する上での課題（複数回答）

(上段青：2019 年度調査結果 (n=91)、下段橙：2025 年度調査結果 (n=734))

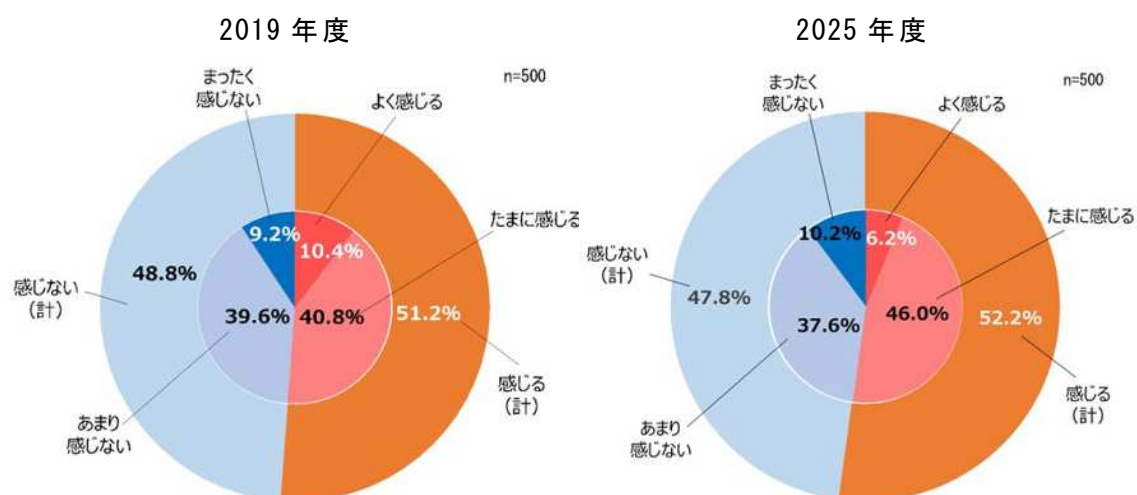


※2019 年度調査：「取組の実施状況」で「取り組んでいない」と回答した 18.5% (n=91) による回答を集計。

2025 年度調査：全てのアンケート対象者に対して質問を実施 (n=734)

資料：愛知県

図 5 - 6 食品廃棄物・食品ロス削減に向けた取組状況等



資料：環境に関するアンケート調査結果（愛知県）

図 5 - 7 事業者による食品ロス削減に向けた取組が行われていると感じる県民の割合

表 5 - 4 食品ロス削減のための事業者の取組例

業種共通	商慣習見直し（返品・過剰在庫削減）、余剰食品のフードバンク寄付、需要予測精度向上
食品製造業	賞味期限延長・年月表示化、過剰生産の防止
食品卸売 ・小売業	売り切り、配送時の汚・破損削減、小容量販売、バラ売り
外食産業	調理ロス削減、食べきり運動の呼びかけ、提供サイズの調整、ドギーバッグ等での持ち帰りへの協力（自己責任）

資料：食品ロスポータルサイト（環境省）より作成

表 5 - 5 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の認知状況

認知度構成比	外食産業	宿泊業 (n=22)	飲食店、持ち帰り、その他 (n=227)
ガイドラインの内容を知っている	67 (26.9%)	4 (18.2%)	63 (27.8%)
ガイドラインの存在は知っているが、内容までは把握していない	74 (29.7%)	11 (50.0%)	63 (27.8%)
ガイドラインの存在を知らなかった	76 (30.5%)	4 (18.2%)	72 (31.7%)
無回答	32 (12.9%)	3 (13.6%)	29 (12.8%)
事業所数計	249 (100%)	22 (100%)	227 (100%)

※合計は、四捨五入のため一致していない。

3 計画目標の進捗状況と課題

愛知県食品ロス削減推進計画（2022年度～2026年度）（前計画）では、食品ロスに関する削減目標を以下のとおり定めた。

また、主な施策として、「教育及び学習の振興、普及啓発等」を含む7つの施策を展開することとした。

前計画の目標

- 2030年度までに県内で発生する食品ロス量を2000年度比で半減させることを将来目標とした上で、2026年度の食品ロス発生量を433千トンとする。
（家庭系食品ロス発生量：189千トン、事業系食品ロス発生量：244千トン）
- 食品ロス問題を認知して削減に取り組む県内消費者の割合を2026年度に85%とする。

前計画の7つの施策

- 教育及び学習の振興、普及啓発等
- 情報の収集及び提供、食品関連事業者等の取組に対する支援
- 表彰
- 実態調査及び調査・研究の推進
- 未利用食品等を提供するための活動の支援等
- 食品廃棄物の再生利用の促進
- 市町村の取組促進

（1）食品ロスの削減目標の達成状況

ア 食品ロスの削減目標の達成状況

2024年度の県内の家庭系食品ロス量の推計値は165千トンであり、前計画の2026年度の削減目標（189千トン）を達成している。また、同年度の県内の事業系食品ロス量の推計量は208千トンであり、前計画の2026年度の削減目標（244千トン）を達成している（表5－6）。

表5－6 食品ロスの削減目標の達成状況

項目	計画目標		達成状況	
	2019年度 （計画策定時の 現状・推計）	2026年度 （目標）	2024年度 （推計）	達成状況
食品ロス発生量	480千トン	433千トン	373千トン	達成
家庭系	215千トン	189千トン	165千トン	達成
事業系	265千トン	244千トン	208千トン	達成

(ア) 家庭系食品ロス

2024年度の家庭系食品ロス量は、2019年度と比較して23.3%減少しており、これまでの取組に一定の成果が見られる。一方、県が実施した組成調査では、調査対象とした全ての市において、家庭系食品ロスの内訳で直接廃棄が最も多い結果となった。このため、直接廃棄の削減に繋がる取組を進める必要がある。

また、国の基本方針では、食品ロス問題を他人事ではなく、自分事として捉え、理解にとどまらず行動に移すことが重要であるとされている。このため、食品ロス発生量の多い層への重点的な働きかけや、制度設計による行動しやすい環境づくりを進めるとともに、日常的な購入・在庫管理行動の改善を支援する情報提供や実践のきっかけづくりを行う必要がある。さらに、事業者との連携による適量購入や少量販売の促進などを通じて、家庭系食品ロスの一層の削減を図ることが求められる。

(イ) 事業系食品ロス

2024年度の事業系食品ロス量は、2019年度と比べ、21.5%減少しており、全体としては減少傾向にある。一方で、食品卸売業や外食産業においては食品廃棄物に対する食品ロスの割合が増加しており、更なる削減に向けた取組が必要である。

また、外食産業においては、2024年12月に公表された「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」について、「ガイドラインの内容を知っている」と回答した事業者の割合が26.9%にとどまっている。ガイドラインの認知は一定程度あるものの、内容の理解や実践には十分に至っていない状況にある。

さらに、事業者による食品ロス削減の取組に対する県民の認知度は依然として高くない。このため、今後、事業者が抱える課題や取組内容を県民に対してより積極的に発信し、事業系食品ロスの発生と日常の消費行動との関わりについて理解を深めてもらうことが重要である。事業者と消費者が問題意識を共有し、それぞれの立場で行動変容を促すことにより、社会全体で食品ロス削減の取組を一層推進していくことが求められる。

イ 県民意識の目標の達成状況

2025年度の県民意識の目標の達成状況は79.2%であり、前計画の2026年度の目標である85%には達しておらず、更なる普及啓発が求められる（表5-7）。県民の意識向上を図るとともに、家庭における食品ロス削減につながる事業や技術の普及を進めるなど、一層の取組を推進していく必要がある。

表 5－7 県民意識の目標の達成状況

項目	計画目標		達成状況	
	2020年度 (計画策定時の現状)	2026年度 (目標)	2025年度	達成状況
食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	82.6%	85%	79.2%	未達成

(2) 取組の成果と課題

ア 教育及び学習の振興、普及啓発等

(ア) 主な取組内容

<普及啓発活動>

- ・「愛知県食品ロス削減 Web サイト」による情報発信
- ・食品ロス削減啓発イベント等の開催、関連イベントへの啓発ブースの出展
- ・あいちエコアクションポイント事業の実施

<教育・学習振興>

- ・食品ロスに関する環境学習プログラムの普及
- ・環境学習副読本「わたしたちと環境」の作成と学校への配布
- ・食品ロス削減レシピコンテストの開催

<エシカル消費との連携による推進>

- ・消費生活情報紙「あいち暮らしっく」による情報発信
- ・エシカル消費普及啓発イベント等の開催

<食を通じて環境に優しい暮らしを築く取組>

- ・Web サイト「食育ネットあいち」による情報発信
- ・食育イベント等を活用した啓発

(イ) 課題

食品ロス削減に係る普及啓発や教育・学習の取組については、Web サイトや情報紙による情報発信、イベントの開催、学習教材の提供、レシピコンテストの実施など、多様な主体や世代を対象として幅広く展開されている。

一方で、食品ロス削減に取り組む県民の割合の上昇が鈍化していることから、更なる行動変容の促進に向けては、情報発信を食品ロス削減に関心がある県民以外にも効果的に届ける工夫が求められる。また、イベントや学習機会を通じて得られた気付きや学びを日常的な実践へとつなげるとともに、若年層や単身世帯、現役世代など幅広い層への働き掛けを強化し、食品ロス削減行動の定着を図っていくことが重要である。

イ 情報の収集及び提供、食品関連事業者等の取組に対する支援

(ア) 主な取組内容

＜優良事例の横展開の促進＞

- ・事業系食品ロス削減取組事例集の作成、あいち食品ロス削減パートナーシップ制度の運用

＜食品廃棄物の適正処理に併せた食品ロス削減指導等＞

- ・多量排出事業者における産業廃棄物処理計画書の作成指導、食品製造事業者への技術指導の実施

＜食品関連事業者との連携＞

- ・3010 運動推進キャンペーンの実施

(イ) 課題

事業系食品ロスについては、優良事例の横展開や事業者指導等の実施により、削減目標に沿った減少傾向が見られるところである。今後、更なる削減効果を創出していくためには、あいち食品ロス削減パートナーシップ制度（※）等を通じて参画事業者の裾野を一層広げるとともに、パートナーとの情報共有や連携を強化し、優良事例の県内全域への横展開を促進していくことが重要である。

※あいち食品ロス削減パートナーシップ制度：

食品ロスの削減に取り組む企業・団体等を登録し、食品ロス削減の取組を促進するとともに、その取組を広く周知することで、県民の食品ロス削減に向けた意識の啓発・高揚を図る。

ウ 表彰

(ア) 主な取組内容

＜愛知環境賞（※）による活動促進＞

- ・2022 年度～2026 年に 4 つの団体を表彰

(イ) 課題

食品ロス削減に係る取組については、愛知環境賞を通じて優良事例の発掘・横展開が図られてきた。今後は、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」によるごみゼロ社会推進表彰も活用し、地域に根差した実践的な取組を含め幅広く評価することで、応募の裾野拡大と優良事例の更なる横展開を図る。

※愛知環境賞：

2005 年愛知万博の開催に合わせて、省資源や省エネルギー、リサイクルなどに関する優れた技術や活動などを表彰することで、愛知の環境技術や環境活動を広く全国に向けて発信することによって、循環型社会の形成を促進することを目的として愛知県が創設したもの。

エ 実態調査及び調査・研究の推進

(ア) 主な取組内容

<各種調査の実施>

- ・家庭系及び事業系食品ロスの排出実態調査を実施
- ・食品ロスに関する県民意識調査を実施

(イ) 課題

調査間隔が長期間に及ぶため、社会経済情勢の変化や生活様式の変容等に伴う食品ロス発生量や県民意識の変動を適時に把握することが困難な場合がある。

オ 未利用食品等を提供するための活動の支援等

(ア) 主な取組内容

<各種連携・支援の実施>

- ・生活困窮者自立相談支援事業とフードバンク事業を行う団体との連携事業の実施
- ・災害用備蓄食料更新時に、消費期限間近の食料を県内のフードバンク団体等へ提供

(イ) 課題

フードバンク団体との連携や災害備蓄食料の有効活用を通じて、食品ロス削減と生活困窮者支援の両立が着実に図られている。一方で、団体ごとに運営体制や受入能力に差があり、地域間で支援の偏在が生じるおそれがある。

カ 食品廃棄物の再生利用の促進

(ア) 主な取組内容

<費用補助と情報発信>

- ・先進的で効果的なリサイクル関係設備等の整備、循環ビジネスの事業化検討に要する費用の一部補助を実施
- ・リサイクル啓発パンフレット「リサイクル社会の構築に向けて」による啓発

(イ) 課題

補助制度や啓発資材の整備を実施しているものの、事業者への周知不足や活用の偏在により、十分な効果発現に至っていない可能性がある。

キ 市町村の取組促進

(ア) 主な取組内容

＜食品ロス削減推進計画の策定支援＞

- ・市町村に対する食品ロス削減推進計画策定への助言

(イ) 課題

県の計画策定以降、市町村への技術支援を行い、令和 7 年度末時点において、県内 22 市町村が計画を策定している。（消費者庁公表資料「令和 7 年度地方公共団体向け食品ロス削減の取組状況について」の集計結果参照）

引き続き、市町村の取組を促進するための支援を実施する。

4 計画の目標

本計画では、国の目標を踏まえ、食品ロスの削減目標及び食品ロスに対する消費者意識についての目標を設定し、取組を推進する。

(1) 食品ロスの削減目標

国は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（2025 年 3 月閣議決定）において、家庭系食品ロスについては、「第五次循環型社会形成推進基本計画」（2024 年 8 月閣議決定）で定める 2000 年度比 50%削減の目標を引き続き掲げるとともに、事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（2025 年 3 月）に基づき、2000 年度比 60%削減の目標を設定している。

このような国の目標を踏まえつつ、愛知県では、以下の目標を設定し、取組を推進する。

ア 家庭系食品ロス

愛知県内の家庭系食品ロスについては、2024 年度時点で、現行計画における目標である「2000 年度比で 2030 年度までに半減」を前倒しで達成している。こうした成果を踏まえつつ、更なる食品ロス削減を推進するため、2031 年度の目標を 158 千トン（2000 年度比で 2031 年度までに約 55.6%削減）と設定する（表 5－8）。

イ 事業系食品ロス

愛知県内の事業系食品ロスについては、2024 年度時点で、現行計画における目標である「2000 年度比で 2030 年度までに半減」を前倒しで達成している。一方で、更なる食品ロス削減に向けて国が新たに 60%削減目標を掲げていることを踏まえ、愛知県においては、2031 年度の目標を 184 千トン（2000 年度比で 2031 年度までに約 60.8%削減）と設定し、取組を一層推進していく（表 5－8）。

表 5－8 食品ロスの削減目標

	参 考 値 (2000 年度)	計画策定時 (2019 年度)	現 状 (2024 年度)	目 標 (2031 年度)
食品ロス 発生量	825 千トン	480 千トン	373 千トン	342 千トン
家庭系	356 千トン	215 千トン	165 千トン	158 千トン [2000 年度比約 55.6%削減]
事業系	469 千トン	265 千トン	208 千トン	184 千トン [2000 年度比約 60.8%削減]

(2) 県民意識の目標

国は食品ロスに対する消費者意識について、「第5次食育推進基本計画」(2026年6月公表)において、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を2030年度までに80%とする目標を掲げている。

計画策定時、愛知県では、2020年度に本県が実施したアンケート調査(82.6%)を踏まえ、国の目標を上回る目標として2026年度の目標を85%とした。しかし、2025年度に行ったアンケート調査では79.2%であったことから、引き続き85%を目指す(表5-9)。

表5-9 県民意識の目標

	計画策定時 (2020年度)	現 状 (2025年度)	目 標 (2031年度)
食品ロス問題を認知して 削減に取り組む消費者の割合	82.6%	79.2%	85%

5 施策の展開

食品ロスの削減にあたっては、食品の生産から、製造、販売、消費に至る一連の過程において、関連する多様な主体が自らの「役割と行動」を理解し、連携して取組を進めることが重要である。

食品ロス量については、2020 年の計画策定以降、各種取組の推進により前計画の目標を達成したものの、2031 年度の目標達成に向けては、引き続き、食品ロスの更なる削減に取り組む必要がある。引き続き、消費者、事業者を問わず、食べ物を無駄にしないという意識の定着を図り、食品ロスの発生抑制と、食品としての有効活用を取組を進めた上で、どうしても発生してしまう食品廃棄物については、再生利用（飼料化、肥料化、その他）を促進する必要がある、このような視点に基づき施策を展開する。

（１）教育及び学習の振興、普及啓発等

県民が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組むことができるよう、その重要性について理解と関心を深めるための教育や普及啓発の施策を、エシカル消費や食育に関する取組とも連携しながら推進する。

- ①食品ロスを減らすためのポイント、知識について、普及啓発資材や環境に関するイベント、Web ページ等により、広く県民に啓発する。

＜具体的な取組＞

- ・「愛知県食品ロス削減 Web サイト」による情報発信
- ・食品ロス削減に関するポスターの作成・配布
- ・食品ロス削減啓発イベント等の開催、関連イベントへの啓発ブースの出展
- ・3 R 啓発リーフレット「減らそうごみ 進めよう 3 R」の作成

- ②食品ロス削減環境学習プログラムの活用等により、食品ロスに関する理解と実践を促すための環境学習や学校教育を推進する。

＜具体的な取組＞

- ・食品ロスに関する環境学習プログラムの普及
- ・環境学習副読本「わたしたちと環境」の作成と学校への配付
- ・あいち環境学習プラザにおける環境学習の実施
- ・あいち eco ティーチャーの活用
- ・「学校食育推進の手引」、「学校給食の管理と指導」による啓発
- ・担任、栄養教諭や管理職などによる食に関する指導

- ③人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費する「エシカル消費」の普及啓発と連動した啓発活動を行う。

＜具体的な取組＞

- ・消費生活情報「あいち暮らしっく」による情報発信
- ・消費生活情報サイト「あいち暮らし WEB」による情報発信

- ・ SNS による情報発信
- ・ エシカル消費ポータルサイト「私が変わる 未来を変える 『エシカル×あいち』」による情報発信
- ・ エシカル消費普及啓発イベント等の開催

④「あいち食育いきいきプラン 2030（第5次愛知県食育推進計画）」に基づく、食を通じて環境に優しい暮らしを築く取組の一つとして、積極的に食品ロス削減に取り組むための普及啓発を行う。

＜具体的取組＞

- ・ Web サイト「食育ネットあいち」による情報発信
- ・ 食育イベント等を活用した啓発
- ・ 「あいち食育いきいきレポート」による情報発信

（２）情報の収集及び提供、食品関連事業者等の取組に対する支援

食品関連事業者等が実施する、食品の生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロス削減のための取組事例の発信・共有や、各種報告等を通じた指導等により事業者の取組を促進する。

①事業者等の先進的な取組や優良事例に関する情報を収集し、Web ページでの発信やイベントでの事例発表等により横展開を促進する。

＜具体的な取組＞

- ・ 「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」のごみゼロ社会推進表彰部会や食品ロス削減イベントにおける取組事例発表やセミナー・相談会などの実施
- ・ 食品ロス削減に積極的に取り組む事業者の情報を収集し、取組を Web ページ等で発信
- ・ 需要予測の高度化や、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めた ICT、AI 等の新技術の活用による食品ロス削減の取組に関する情報発信

②食品廃棄物の適正処理と併せた食品ロス削減の指導や、各種報告等を通じた働きかけ及び技術指導等により、事業者の取組促進を図る。

＜具体的な取組＞

- ・ 多量排出事業者における産業廃棄物処理計画書の作成指導
- ・ 食品廃棄物排出事業者向けリーフレットの配布
- ・ 食品製造事業者への技術指導の実施
- ・ 食品製造におけるロスの削減にもつながる H A C C P ※ に沿った衛生管理システムの新規営業者への導入支援及び既存営業者への実施状況の確認

※Hazard Analysis and Critical Control Point：最終製品の検査によって安全性を保証しようとするのではなく、製造における重要な工程を連続的に管理することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理の手法

- ③外食産業関連事業者と連携した忘年会・新年会シーズンにおける「3010（さんまるいちまる）運動」の推進など、食品関連事業者と連携して消費者に対する啓発等を推進する。

＜具体的な取組＞

- ・3010 運動推進キャンペーンの実施
- ・適切な購買行動や外食時の食品ロスを削減するための取組の情報発信

（３）表彰

事業者、団体による資源循環や環境負荷低減（食品ロスの削減も含む。）を促進するため、ものづくり愛知として優れた技術・事業及び活動・教育の取組を表彰する「愛知環境賞」を実施し、事業者等へのインセンティブを与えるとともに、国の表彰制度である「食品ロス削減推進大賞」や「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」によるごみゼロ社会推進表彰なども活用し、県民に取組の重要性を発信する。

＜具体的な取組＞

- ・愛知環境賞の実施
- ・国の表彰制度等による発信

（４）実態調査及び調査・研究の推進

県内の家庭系及び事業系食品ロスの排出実態把握調査や県民意識調査を定期的に実施し、その成果を発信する。

＜具体的な取組＞

- ・家庭系及び事業系食品ロスの排出実態調査の実施
- ・食品ロスに関する県民意識調査の実施

（５）未利用食品等を提供するための活動の支援等

品質に問題がないものの廃棄されそうな食品を、生活困窮者等の食品を必要とする人や施設に届け、有効活用するフードバンク活動は、貧困対策や被災地支援等様々な社会課題の解決に向けた意義のある取組であるだけでなく、食品ロスの削減にもつながる。このような活動を支援するとともに、その活動を広く紹介し県民の理解を促進する。

また、様々な機関・団体や各種イベントにおいて、家庭で余っている食品を集め、フードバンク団体等に寄付するフードドライブについても県内での実施を促進する。

＜具体的な取組＞

- ・生活困窮者の自立支援を促すため、フードバンクと連携し、緊急的に食料を必要とする方への支援の実施
- ・民間企業からフードバンクへの食料提供等に対する支援の実施
- ・フードバンク活動に関する情報発信
- ・県主催イベント等でのフードドライブの実施や、県内におけるフードドライ

ブの実施支援

- ・県の災害用備蓄食料更新時には、フードバンク団体等への提供を行うとともに、市町村や事業者においても同様の取組を促進

（６）食品廃棄物の再生利用の促進

食品ロスの発生抑制と、食品としての有効活用取組を進めた上で、どうしても発生してしまう食品廃棄物については、再生利用（飼料化、肥料化、その他）を促進する。

＜具体的な取組＞

- ・バイオマス資源の一つである食品廃棄物を活用した循環ビジネスの支援
- ・「循環型社会形成推進事業費補助金」により、先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討、リサイクル設備等の整備を実施する事業者に対して補助を実施

（７）市町村の取組促進

食品ロスの削減にあたっては、県民に最も身近な地方公共団体である市町村の役割が大きいことから、市町村における取組に対する積極的な支援を行う。

＜具体的な取組＞

- ・市町村の取組状況を把握し、市町村が実施する特に先導的・効果的な施策については、当該市町村と協力して県内全体への展開促進

6 計画の推進

食品ロスは消費者及び事業者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組む必要がある。

本計画を円滑に推進していくためには、県民（消費者）、事業者、関係団体、行政等の関係者が食品ロス削減の必要性を認識した上で、それぞれに期待される役割と行動を理解し、それぞれの立場で取り組むこと、協力しながら取り組むことをできることから着実に進めていくことが重要である。

（１）各主体に求められる役割と行動

ア 県民（消費者）

- ・食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深める。
- ・日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて理解する。
- ・期限間近商品の優先購入（てまえどりの実践等）や食材の使い切り・食べきり、見切り品の活用など、身近な食品ロス削減のための行動を実践する。
- ・食品ロスの削減に取り組む事業者の商品、店舗を積極的に利用する。
- ・未利用食品の譲り合いやフードバンクや子ども食堂等への寄付等を行う。
- ・事業者や行政が行う食品ロス削減のための取組の理解・協力に努める。
- ・自然災害等の発生に備え、家庭において食品を備蓄する場合には、普段から食品を少し多めに買い置きしておき、古いものから消費し、消費した分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」を実践する。

イ 事業者

①事業者（食品関連事業者、農林漁業者以外の事業者を含む。）の共通事項

- ・食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。
- ・災害時用備蓄食料のフードバンク活動団体等への提供等の有効活用に努める。
- ・食品寄附の持続的かつ面的な拡大を図るため、食品寄附に貢献する財・サービスの提供の必要性について理解を深める。

②食品関連事業者・農林漁業者の共通事項

- ・サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深める。
- ・消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を行い、社会全体で食品ロス削減が推進されるよう努める。
- ・事業活動の中で発生する食品ロスを把握し、削減に努める。
- ・県や市町村等が実施する食品ロス削減に関する施策に積極的に協力する。
- ・未利用食品を提供するための活動（フードバンク）とその役割を理解し、「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」に基づき積極的に未利用食品の提供を行う。

- ・フードシェアリングサービスの活用等による売りきりの工夫を行う。
- ・食品のパッケージの工夫や食材の使いきり・食べきりに関する情報発信を通じて、家庭内での食品使いきを積極的に推進する。
- ・やむを得ず発生する食品廃棄物については、飼料や肥料への利用等の再生利用に努める。

③食品製造業者

- ・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。
- ・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。）。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。
- ・食品小売業者と連携し、AI 等のを活用による需要予測の高精度化や納品リードタイムの調整、や受注締め時間の前倒し等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する
- ・小分け包装等、消費実態に合わせた容量の適正化を図る。
- ・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について、新たな価値への転換、食品寄附等による有効活用を促進する。

④食品卸売・小売業者

- ・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3分の1ルール等）の緩和や、需要予測の高精度化や納品リードタイムの調整、発注時間の前倒し等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。
- ・天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。
- ・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売りきるための取組（値引き・ポイント付与等）を行う。
- ・小分け販売や少量販売などの消費者が使いきりやすい工夫を行う。

⑤外食事業者

- ・天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。
- ・消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等）を導入する。
- ・おいしい食べきりを呼び掛ける「3010 運動」等の取組を行う。
- ・外食事業者は、mottECO のポスターを掲示するなど、消費者が食べ残しの持ち帰りを行いやすい環境を醸成するとともに、消費者から持ち帰りを求められた際は、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき対応する。
- ・「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、消費者の自己責任を

前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。）。

⑥ 農林漁業者

- ・規格外や未利用の農林水産物の新たな価値への転換、食品寄附等による有効活用を促進する。

ウ 民間団体（消費者団体やNPOなど）

- ・自らの知見やネットワーク等を活用し、県や市町村、事業者等と連携しながら、食品ロス削減に関する取組や普及啓発に努める。

エ 県及び市町村

① 県及び市町村の共通事項

- ・普及啓発を始めとする食品ロス削減に関する施策を実施する。
- ・自ら率先して食品ロス削減に向けた取組を実践する。
- ・消費者や事業者、民間団体等の取組を積極的に支援する。
- ・災害時用備蓄食料のフードバンク活動団体等への提供等の有効活用に努める。

② 県

- ・本計画に基づき、関係者との連携を進め、全県的な食品ロス削減運動推進のための施策を展開する。
- ・定期的に県内の食品ロスの発生状況を把握し、取組の成果を検証し、施策の見直しを行うなど、計画の着実な推進に努める。

③ 市町村

- ・国の基本方針や本計画を踏まえ、当該市町村の域内における食品ロス等の削減に関する計画の策定に努める。
- ・地域住民等に対する食品ロス削減に関する普及啓発や各種施策を実施する。
- ・地域住民等の取組に対する積極的な支援に努める。

（２）推進体制

本県主体の取組については、庁内関係課で構成する「食品ロス削減に関する庁内連絡会議」により取組の進捗状況を把握、共有し、成果の検証を行うことで、さらなる取組を推進する。

また、県内の市町村、消費者団体、事業者団体等で構成する「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」や、全国の自治体で構成する「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」等と連携・協働して取組を推進する。

第6章 計画の推進

1 各主体の責務・役割

本計画を円滑に推進していくためには、県民、事業者、行政等の関係者が、適切な役割分担のもと、積極的な取組を実施することが重要である。このため、県はそれぞれの関係主体に、自らの責務・役割を認識してもらい、相互の連携体制の強化に資する取組に努める。

(1) 県民

県民は、自らがごみを排出する主体であるとともに、循環型の社会をつくる担い手でもあることを意識し、環境負荷を最小化したライフスタイルへと転換を図っていくことが求められている。

また、ごみ問題だけではなく、環境負荷の低減に対する関心と理解を深め、循環型社会を推進する取組に積極的に参加・協力することが必要である。

<主な具体的行動>

- ・買物時には、詰め替え商品、はかり売り、簡易な包装のもの、繰り返し利用できるもの、耐久性に優れたものなど、廃棄物の減量につながる商品を選択する。
- ・賞味期限に関する情報を正しく理解した上で、適量の購入等により本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品を減らす。
- ・食品の食べきりや使い切り、生ごみの水切りの徹底、生ごみの堆肥化など、ごみの減量化に努める。
- ・外食時には、適量の注文や食べきり等により食べ残しの削減に努める。
- ・マイバッグの持参によるレジ袋の辞退等、ワンウェイプラスチックごみの削減に努める。
- ・プラスチックごみ削減に取り組んでいる店舗や事業者を利用する。
- ・修理や修繕等により、ものを大切に長く使用する。
- ・不用品のフリーマーケットやバザーへの出品、物品交換情報などを活用した再使用に努める。
- ・市町村が定めるごみの排出ルールに基づいた分別の徹底、各種リサイクル法等に基づきリサイクル料金の負担や適正な引き渡しを行う。

(2) 事業者

ア 排出事業者

事業者は、排出事業者処理責任について常に認識するとともに、原材料の選択の段階から、生産工程、流通・販売過程まで可能な限り廃棄物の発生を抑制する工夫を行い、余った原材料等は、再使用、再生利用を徹底して行い、最終的に廃棄物として排出するものについては、環境への負荷の低減に配慮しつつ、適正な処理を行うことが必要である。

また、サーキュラーエコノミーや拡大生産者責任の考えのもと、自ら生産する製品が消費や廃棄される段階で発生する廃棄物について、減量化、資源化及び適正処理を考慮した製品の設計に努める必要がある。

<主な具体的行動>

- ・原材料の選択や製造工程等の工夫により、自ら排出する廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用に努める。
- ・廃棄物を廃棄物処理業者に委託するときには、処理状況の確認や適正な対価の負担、 manifests の交付など排出者としての責任を履行する。
- ・委託を行うに当たっては、不適正な処理が行われるリスクが小さい、優良な廃棄物処理業者の選択に努める。
- ・自ら排出する廃棄物について、再生利用等を行うことができる廃棄物処理業者へ処理を委託し、その廃棄物の適正な循環的利用に努める。
- ・特に、食品関連事業者については、食品ロスの削減に極力努めるとともに、やむを得ず食品を廃棄する場合には、そのまま商品として転売することが困難となるよう適切な措置を講じる。
- ・詰替え製品やプラスチック代替製品を開発・提供するよう努める。
- ・食品販売時のプラスチック使用を削減するため、容器、ストローの代替や量り売りなどを行うよう努める。
- ・マイバッグや持参容器の使用を優遇するなど、消費者のプラスチックごみ削減の取組を支援するよう努める。
- ・拡大生産者責任の考えのもと、自ら生産する製品について、消費や廃棄の段階においても、適正なリサイクルや処分に一定の責任を有することを認識し、製品の長寿命化・省資源化への配慮、リサイクルが容易な製品の開発、できるだけ廃棄物を発生させない製品の製造などに努めるとともに、ライフサイクル全体で関係する事業者と連携して、資源投入量と廃棄物発生量を最小化するサーキュラーエコノミー型のビジネスに転換する。
- ・自らが製造等を行った製品等が廃棄物となったら、極力自主的に引き取り、循環的な利用に努める。
- ・グリーン購入やオフィスからの紙ごみの削減等を推進する。

イ 廃棄物処理業者

廃棄物処理業者は、廃棄物を適正に処理する専門事業者として重要な役割を担っており、適正な処理を確保することはもとより、廃棄物の減量化や資源化に資することが求められる。

廃棄物の処理に当たっては、事業活動に伴う環境負荷を低減し生活環境の保全に努めるとともに、積極的な情報公開を行い、廃棄物処理に対する住民の信頼を高め、地域との協調に努めることが必要である。

また、廃棄物のさらなる減量化や資源化を進めるため、製造業者と連携し、サーキュラーエコノミー型のビジネスへの転換が求められる。

さらに、非常災害時には、県や市町村からの要請に応じて、可能な限り廃棄物の処理に協力する。

＜主な具体的行動＞

- ・廃棄物処理施設の設置や運営に当たっては、地域環境等に配慮した施設づくりを行うとともに、周辺住民への十分な説明や処理情報等の公開を行い、信頼の確保に努める。
- ・排出事業者に対し、廃棄物の減量化や再資源化に関して助言や提案をするとともに、処理量等の処理状況に関する情報を積極的に公表する。
- ・リサイクル産業への積極的な進出やリサイクル技術の開発に努める。
- ・優良産業廃棄物処理業者認定制度を活用して、優良認定の取得に努める。
- ・排出事業者による実地調査の確認を積極的に受け入れる。
- ・設計・製造段階から廃棄物の削減やリサイクルが進むよう製造業者と連携を図る。

（３）市町村

市町村は、住民に最も近い位置の自治体かつ一般廃棄物の処理責任者として、適切な普及啓発や情報発信により、住民や事業者の廃棄物の排出抑制に関する自主的な取組を促進するとともに、一般廃棄物の適正な循環利用をすることが求められる。その上で、処分しなければならない一般廃棄物については適正な中間処理、最終処分を確保しなければならない。

また、適正な循環利用や適正処分のため、他の市町村や県との連携等により広域的な取組を促進するとともに、各種リサイクル法やプラスチック資源循環法に基づく回収体制の構築や住民への周知徹底に努めることが必要である。

＜主な具体的行動＞

- ・住民による自主的な３Ｒの取組が進むよう、適切な普及啓発や情報提供、環境学習の促進等に努める。
- ・先進的な取組事例等を参考に、分別収集体制や再生利用の取組などの改善に努める。
- ・ごみ処理の有料化など、経済的インセンティブを活用した排出抑制等の導入について検討を進める。
- ・一般廃棄物処理業務について、収集・処分に係るコスト分析を行い、経済的・効率的な事業運営に努める。
- ・資源循環の観点に加え、脱炭素社会に対応する、ごみ発電や廃棄物系バイオマスの利活用（食品残さの堆肥化や剪定枝のチップ化、堆肥化など）を推進する。
- ・地域住民や関係機関と連携し、不法投棄等の不適正処理の早期発見、早期対応に努める。
- ・自らも排出事業者として、グリーン購入やオフィスからの紙ごみ削減、公共事業で発生したがれき類等の再資源化、上下水道汚泥の有効利用等を率先して行う。

- ・食品循環資源の再利用等を地域の実情に応じて促進するための措置等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において適切に位置づけるよう努める。
- ・食品ロス削減に係る国の基本方針や県の計画を踏まえ、食品ロス等の削減に関する計画の策定に努める。
- ・地域住民等に対する食品ロス削減に関する普及啓発や各種施策を実施するとともに、地域住民等の取組への積極的な支援に努める。
- ・災害が発生した際の迅速かつ適正な処理を行うため、市町村災害廃棄物処理計画を適宜見直し、災害廃棄物処理の実効性向上に努める。

（４）県

県は、広域的な観点から県内の一般廃棄物及び産業廃棄物の状況を的確に把握し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等の促進と処理体制の確保など廃棄物に関する施策を、SDGsやサーキュラーエコノミーの考え方も取り入れながら総合的に推進する必要がある。

このため、県民、事業者、市町村の取組に対する支援や適正処理の確保など、循環型社会の形成に向け各種施策を連携・協働を図りながら展開する（県の施策は第４章参照）ほか、廃棄物行政の円滑な推進のため、必要な制度の改正や財政支援措置などについて、積極的に国に要望していく。また、計画の実施による効果を把握するため、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量等の実態を把握し、目標の達成のための適切な指導を行うなど、計画の着実な推進に努める。

特にプラスチックごみ削減、食品ロス削減に向けては、関係機関と連携を進めるとともに、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」においても取組を進める。

さらに、災害廃棄物対策として市町村に対して技術的支援を行うとともに、広域的な観点から、関係機関との連携体制を整備する。

2 計画の進行管理

(1) 推進体制

「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」（計画期間：2022 年度～2031 年度）は、これまで「あいちサーキュラーエコノミー推進会議」において、取組の進捗状況を検証し、進行管理を実施してきた。

本計画は、当プランの見直しを行い、愛知県廃棄物処理計画と統合したものとなることから、あいちサーキュラーエコノミー推進会議を廃止し、愛知県環境審議会廃棄物部会において、廃棄物の処理状況や施策の効果分析に関連した評価指標の検証などを通じて点検を行うものとする。

また、計画の推進にあたっては、上位計画である「愛知県環境基本計画」との整合を図りつつ、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」等においてワークショップを開催するなどして、関係者の連携、協力により計画の着実な推進に努める。

(2) 目標達成状況の把握

一般廃棄物については、市町村等に対する一般廃棄物処理事業実態調査などにより、また、産業廃棄物については、産業廃棄物処理実績報告などにより、排出量、最終処分量等を毎年度調査し、基準年度である 2024 年度の指標と比較し、目標の達成状況を把握する。

また、目標の達成状況については、県の環境白書や Web ページにより公表する。

(3) 計画の見直し

愛知県環境審議会廃棄物部会の点検結果や社会情勢その他資源循環に係る環境の変化に合わせ、必要に応じて施策の見直し等を行う。

3 今後の展望

本県の目指すべき姿を実現する上で、サーキュラーエコノミーへの転換を加速するため、物質フローにより本県における産業・経済構造を俯瞰的に把握し、循環利用率、資源生産性を高めるとともに、天然資源投入量と廃棄物発生量の最小化を目指す。このためには、長期的な視点でどういった段階を踏んで目指すべき姿を実現するかについて、バックカスティングによる施策の検討や次期計画の目標設定について模索していくことが重要となる。